

点検・評価報告書

2024 年 3 月

三重短期大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織	16
第4章 教育課程・学習成果	21
第5章 学生の受け入れ	49
第6章 教員・教員組織	66
第7章 学生支援	77
第8章 教育研究等環境	90
第9章 社会連携・社会貢献	105
第10章 大学運営・財務	116
第1節 大学運営	116
第2節 財務	127
終章	130

序章

三重短期大学は、1952（昭和 27）年に、三重県下唯一の公立短期大学として創設された。戦災を被った津市が、「市の復興はまず学校から」という方針のもと、文教都市の建設を目指す中、高等教育機関として本学が設立された。開学当初は法経科第 2 部と家政科の 2 学科構成で、勤労学生や女性に高等教育の場を提供した。

以後本学では、短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、将来を見据えた長・中期の計画を策定して、これまで複数回にわたって学科やコースの再編とカリキュラム改編等を実施してきた。開学以来 2 万名を超える学生が本学を巣立ち、県内外の企業や行政機関等で活躍している。また全国の国公立大学等へ編入学する学生も多い。2021（令和 3）年度からは食物栄養学科を新設し、現在は法経科第 1 部・第 2 部、食物栄養学科、生活科学科の 3 学科体制となっている。また同年度から法経科第 2 部に長期履修学生制度を設置し、多様な学びの場を提供している。

本学では、2010（平成 22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を、2017（平成 29）年度には公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、いずれも本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。2017（平成 29）年度を受審後、大学基準協会から送付された認証評価結果に対する「提言」の中の「内部質保証」の「概評」において、「教育、研究、地域貢献の各領域における責任職（学長の補佐職）があいまいであることから、これをより明確にし、学長によるリーダーシップの発揮を支える体制を構築することが望まれる」とされ、さらに「研究・地域貢献・大学運営における質保証システムは、教育面ほど機能していないように見受けられることから、今後これらの面においても体制・手続きの整備に取り組むことが期待される」との提言を受けた。

2019（令和元）年 3 月末に本学新旧学長の交代があり、本学の内部質保証推進体制の整備が喫緊の課題であることを引き継いだ新学長のもと、「あいまい」とされていた各領域の責任職について明確にし、また、これまで主に自己点検と認証評価に関わる業務を統括していた評価委員会を、2021（令和 3）年度からは、学長を委員長とし、全学的な内部質保証の P D C A サイクルを統括し、内部質保証を推進して本学の研究水準を向上させる内部質保証推進委員会に改めた。

この新しい委員会のもと、内部質保証推進のための方針と手続きを整備し、「教育研究水準の向上を図り、大学の設置目的及びその社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うと共にその成果を公表する」と定める本学学則第 2 条に基づき、全学的に内部質保証の推進に努めてきた。新たな内部質保証推進体制の構築から 3 年が経過し、P D C A サイクルが軌道に乗り始めたところである。本学の「大学運営の理念」に「主体的に点検と評価を進めると共に、他者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責務を自立的に果たすべく務める」と定められている通り、学内の一委員会として、内部質保証推進委員会自体も、全学的な P D C A サイクル統括活動の適切性について、教授会および外部評価委員会等によって学内外から評価と点検を受けている。今後も本学の現状と課題を常に認識しつつ、地域社会に求められる公立の短期大学として一層の発展のために尽力していく。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性

三重短期大学（以下、「本学」という。）は、戦災を被った津市の「市の復興はまず学校から」という方針のもと、勤労学生や女性に高等教育の機会を提供するために、1952（昭和27）年4月に創設された（根拠資料1-1、p.55、根拠資料1-2【ウェブ】、根拠資料1-3【ウェブ】）。開学当初の本学の目的および使命は、学則第1条「短期大学の目的及び使命に関する事項」において「本学は教育基本法に則って広く教養を与えると共に深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成するを以て目的とし文化の進展に寄与することを以て使命とする」と定められた（根拠資料1-1、p.91）。その後、2006（平成18）年の市町村合併によって新津市が誕生した際、本学の学則も改めて制定された。その学則第1条においては、本学の目的を「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（根拠資料1-4【ウェブ】）。

また、2008（平成20）年3月には、これまで公表してきた大学の理念をもとに、本学が達成しようとする基本的な成果を、「三重短期大学の理念」として整理した。その中では、「教育研究の理念」として、真理の探究（知の創造・継承・発展）と、それに基づく教育による優れた人材の育成を掲げ、さらに「地域貢献の理念」として、研究成果を積極的に地域に還元し、津市の設置する公立の短期大学として、高等教育に対する地域のニーズに応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域の文化の向上および豊かな地域社会の実現に寄与することを掲げている（根拠資料1-5【ウェブ】）。

各学科では、本学の理念と教育目標を踏まえ、それぞれの教育目標を定めている。法経科第1部では、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解」をもち、「修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用すること」ができ、「広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民の育成をめざす」ことを目的としている（根拠資料1-5【ウェブ】、根拠資料1-6【ウェブ】）。法経科第2部では、「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援し、「社会科学についての基本的な素養」を身につけ、「広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす」ことを目的としている（根拠資料1-5【ウェブ】、根拠資料1-6【ウェブ】）。

食物栄養学科では、「食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育」を行い、「科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士などの食のスペシャリスト」を育成し、「地域社会の食や健康

問題に貢献できる人材を育成する」ことを目的としている（根拠資料 1-5【ウェブ】、根拠資料 1-6【ウェブ】）。

生活科学科では、生活科学を、「いのち」と「くらし」にかかわる諸科学の知見を統合することによって、生活の守護と質的向上を目指す実践的かつ総合的な学問」であるとし、「生活の具体的な場としての地域の快適化と活性化に貢献する人材を育成する」ことを目的としている（根拠資料 1-5【ウェブ】、根拠資料 1-6【ウェブ】）。

以上のように、本学の専門の学術の教授研究および有為な人材の育成という目的と、教育、研究、地域貢献に関わる理念を踏まえ、各学科がそれぞれの教育研究領域において目的を適切に設定している。

点検・評価項目②：短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表

本学の設立目的は、「三重短期大学諸規程集」中の「学則」（根拠資料 1-4【ウェブ】）および『学生便覧』に記載されている（根拠資料 1-7、pp. 3、25）。また『キャンパスガイド』においても、受験希望者に分かりやすい表現で、本学の理念や目標を伝えるように努めている（根拠資料 1-6【ウェブ】）。『キャンパスガイド』は 2023（令和 5）年度は 9,000 部作成し、受験希望者だけでなく、高等学校や関係諸機関に配布するとともに、本学のホームページに掲載することにより、広く社会に公表している。

教職員に対しては、主に「三重短期大学諸規程集」によって周知しているほか、毎年 4 月初旬に新任教職員全員を対象に実施する新任研修時に、本学の目的、理念、教育目標および各学科の教育目標を記載した研修用冊子『ようこそ三重短期大学へ！』を通して丁寧な説明を行っている（根拠資料 1-8、pp. 1～2、6～8）。さらに学科会議や発展計画委員会および教授会において、高等教育機関としての短期大学の目的に沿うものであるかどうかを確認することを通して、本学についての理解を深めている。

学生に対しては、学則が記載された『学生便覧』を入学時に全学生に配布し、周知を図っている（根拠資料 1-7、pp. 3、25）。同時に、入学時のガイダンスにおいて学科ごとにその教育目標を丁寧に説明することによって、学生の理解の深化を図っている。なお、「三重短期大学学則」は本学のホームページに掲載し、社会に対して広く公表している（根拠資料 1-4【ウェブ】）。

さらに、本学は津市立であることから、本学の目的、教育目標などは、設置者はもちろん、市議会においても必要な理解を得られるように務めており、市民や地域社会に対しては本学ホームページを活用して広報を行っている（根拠資料 1-5【ウェブ】）。企業に対しても、本学が企業を訪問する際や、企業が求人のために来学された機会などを活用し、本

学の理念や目的について説明を行うよう努めている。

各学科の教育目標については、本学のホームページで公表しているほか（根拠資料 1-5【ウェブ】）、広報委員会が毎年度作成する『キャンパスガイド』の各学科を紹介するページにおいても、教育目標の概要を記述し、高等学校等に同冊子を配布している（根拠資料 1-6【ウェブ】）。

いずれの学科も、過去に受験生が多い高等学校を重点校に指定し（指定する高等学校は実績に応じて、学科会議及びコース会議において毎年度見直しを行っている）、それらの高等学校を教員が毎年度夏季と秋季に訪問し、同冊子を直接進路指導担当教員に届けると同時に、学科の教育目標を説明している。また夏季に3日間実施される本学のオープンキャンパスでは、各学科長が参加者に対してパワーポイント等を活用して学科の概要を丁寧に説明することを心がけている。同時に、学内に相談ブースを設け、各学科の教員が参加者からの個別の質問に答えるようにしている。さらに、入学後のオリエンテーションにおいても、学科長やコース主任が、学科やコースについて説明し、学生間の認識の共有を図っている。

点検・評価項目③：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学ではこれまで複数回にわたり、学科・コースの改編とカリキュラム改編を行ってきた。2007（平成 19）年度には、大幅な学科改編を行い、法経科第 1 部に法律、経商の 2 コースを、生活科学科生活科学専攻に生活福祉・心理、居住環境の 2 コースを開設した。また、2015（平成 27）年度には、教養科目を中心にカリキュラム改編を行い、2016（平成 18）年度には、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系的見直しを行った。

さらに 2017（平成 29）年度には、今後の志願者の安定的な獲得と、人材育成を通じた地域貢献の取組み強化の検討を目的に、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任からなる「三重短期大学将来構想検討WG」が設置された。同WGは 2017（平成 29）年 11 月から 12 月に、通信制を除く三重県内の全高等学校（県立・私立）78 校と特別支援学校 18 校すべての 2 年生および進路指導担当教員、過去 5 年間に本学に求人があり、かつ内定を得た県内および近隣県内企業 100 社、本学の各学科、コースおよびキャリア支援にかかわる県内各種団体 18 団体、三重県高等学校職員組合を対象として、本学の将来構想に係わるアンケート調査を実施し、同年度末までに結果をまとめ、本学ホームページで公表した（根拠資料 1-9【ウェブ】）。

また、同アンケートと並行して、WGでは本学の今後の方向性について検討し、「短大の充実案」、「短大を併設した四大化案」、「全学四大化案」の 3 つの概案を作成し、それぞれの案が内包する課題について審議した。その結果、短期大学部を併設した四年制大学化という将来像を念頭に置きつつ、生活科学科食物栄養学専攻を学科独立させて現行 2 学科

を3学科体制とし、公立の短期大学として一層の充実をはかることとした。さらに、リカレント教育の充実のため、法経科第2部において長期履修学生制度を開設することとした。アンケート調査の結果と、WGの3つの概案の検討及び今後の本学の方向性については、『三重短期大学将来構想検討WG協議内容中間報告書』（根拠資料1-10）として2018（平成30）年1月に市長に報告した。

2018（平成30）年4月には、前年度WGの検討結果を受けて、改めて「平成30年度三重短期大学将来構想検討WG」が設置された。「短期大学としての充実」という大枠の方向性が決まった後、各学科や専攻、コースでの議論を深める必要があることから、前WGと同様に学生部長、図書館長兼地域連携センター長、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任に加え、法律コース主任、経商コース主任、生活福祉・心理コース主任、居住環境コース主任、情報系科目担当者の計10名で平成30年度WGを構成することとした。新しい体制の開始は2021（令和3）年4月からとし、2019（平成31）年3月教授会に同WGの検討結果が『平成30年度三重短期大学将来構想検討WG報告書』（根拠資料1-11）として提出され承認された。さらに2019（令和元）年4月には、学生部長、法経科長、生活科学科長、生活科学専攻主任、食物栄養学専攻主任、教養教育委員長からなる「短大充実案具体化のためのWG」を設置し、2021（令和3）年度からの新体制に向けてのカリキュラム改編および各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの大幅な見直しの検討を行い、同検討案は『短大充実案具体化のためのWG報告書』（根拠資料1-12）として2019（令和元）年12月教授会に提出され承認された。

2021（令和3）年4月からは予定通り法経科（第1部・第2部）、食物栄養学科、生活科学科の3学科体制となった。また同年度から法経科第2部に開設された長期履修学生制度を活用する学生も、令和3年度4名、令和4年度4名、令和5年度10名と順調に増え、様々な広報活動の効果もあって本制度の存在の認知が徐々に広まっており、仕事や育児、介護など様々な背景を持つ学生に、自分のペースで学ぶ場を提供している。

本学は、2010（平成22）年度には、独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を、さらに2017（平成29）年度には、大学基準協会による認証評価を受け、いずれにおいても本学が短期大学設置基準を満たしていることが認定されており、また毎年、外部評価委員会を開催して外部からの意見聴取に努めている。以上のように本学では、社会環境の変化や、高等教育機関、とりわけ短期大学をめぐる動向を絶えず注視しながら、定期的な自己点検・評価を行い、将来を見据えた検討を実施している。

（2）長所・特色

本学は、三重県下唯一の公立短期大学として創設されて以来、社会環境の変化や高等教育機関の動向を絶えず注視しながら、地域の要請に応えるべく将来を見据えた検討を実施し、学科・コースの組織やカリキュラムなどの改編を行ってきた。

2017（平成29）年度に設置した「三重短期大学将来構想検討WG」では、通信制を除く三重県内の全高等学校と特別支援学校のすべての2年生及び進路指導担当教員、県内および近隣県内企業、県内各種団体、県高等学校職員組合を対象として、本学の将来構想に係わるアンケート調査を実施し、学生や企業等が求めるニーズを把握した。その結果を本学ホームページで公表するとともに、本学の今後の方向性を検討する際の参考とした。

また、本学は津市立であることから、本学の理念・目的、教育目標などは、設置者だけでなく、市議会においても理解を得られるように努めている。さらに、毎年、外部評価委員会を開催して外部からの意見聴取に努めている。

このように、本学は常に時代や地域の要請に応えて自己改革を行ってきた。

（３）問題点

特になし

（４）全体のまとめ

本学では、目的を「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、学則第１条に明示している。また、本学が達成しようとする基本的な成果を「三重短期大学の理念」として整理しており、各学科では、本学の理念と教育目標を踏まえ、それぞれの教育目標を定めている。

これらの目的・理念については、本学ホームページを通して、広く社会に公表している。また、学生や教職員に対しては、「学則」、『学生便覧』、『キャンパスガイド』に掲載するだけでなく、新入生ガイダンスや新任研修などを通して丁寧な説明を行い、周知徹底を図っている。受験希望者や高等学校等に対しても、『キャンパスガイド』において分かりやすい表現で伝えるように努め、オープンキャンパスでは丁寧な説明を心掛けている。

こうした本学の目的・理念を実現していくため、本学では、社会環境の変化や高等教育機関をめぐる動向を絶えず注視しながら、将来を見据えた検討を実施している。近年では、将来構想に関する検討ワーキングを立ち上げ、アンケート調査により学生や企業等が求めるニーズを把握し、本学の今後の方向性の検討や公立の短期大学として一層の充実をはかるための具体策の検討などを行ってきた。

以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割（全学内部質保証推進組織）、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では「大学運営の理念」として、「真理の探究と知の創造にかかわる、自立性と自発性に基づく教育研究活動を尊重し、促進する」とした上で、「教育研究及び管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責務を自律的に果たすべく努める」とし、主体的な点検と評価および外部からの評価を通して、内部質保証の推進に恒常的に取り組む姿勢を明らかにしている（根拠資料 2-1）。

また学則第2条において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の設置目的及びその社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うとともにその成果を公表する」と定めており、自ら点検と評価を行うことを通して、積極的に内部質の向上と改善に取り組む姿勢を明らかにしている（根拠資料 1-4【ウェブ】）。

本学における内部質保証推進のための全学的なPDCAサイクルを統括するのは、内部質保証推進委員会である。学則第51条の2では、「内部質保証推進委員会は、本学の内部質保証に係わる自己点検及び評価を行う」と定めている（根拠資料 1-4【ウェブ】）。また「内部質保証推進委員会規程」では、当該委員会の設置目的を「内部質保証を推進し、教育研究の水準の向上を図るため」としており、「全学的な内部質保証のPDCAサイクルを統括」するとしている（根拠資料 2-2）。本学ではこの内部質保証推進委員会が主体となり、『自己点検・評価報告書』を作成し、7年に一度認証評価を受審している。

「内部質保証推進のための学内組織図」（根拠資料 2-3）が示すように、学長が委員長をつとめる内部質保証推進委員会は、学長を補佐し、教育及び学生支援を統括する学生部長、学長を補佐し、研究、地域貢献及び広報を統括する図書館長兼地域連携センター長、教育目標及び3ポリシーの適切性について検討や見直しを行う各学科長、施設、設備及び財務を統括する事務局長、研究を通じた地域貢献を統括する地域問題研究所長を構成員としており、全学的な諸活動を定期的に検証・評価している。

学内各組織は、毎年度始めに、前年度からの課題や改善指摘事項をもとに、当該年度の活動の「目標と計画」（根拠資料 2-4）を内部質保証推進委員会に提出して実行し、年度末

に「総括」（根拠資料 2-5）を内部質保証推進委員会に提出する。さらに、FD・SD活動推進委員会からは『FD・SD活動報告書』が、地域連携委員会、地域連携センターからは『地域連携センター年報』が、地研運営委員会、地域問題研究所からは『地研年報』が提出される。また内部質保証推進委員会は、当該年度の各教員の研究教育業績を含む『三重短期大学年報』を作成する。

内部質保証推進委員会では、学内運営全般については各委員会の「目標と計画」及び「総括」を、教育全般については『FD・SD活動報告書』を、研究全般については『三重短期大学年報』及び『地研年報』を、地域貢献については『地域連携センター年報』及び『地研年報』を中心に当該年度の評価を行い、評価結果を発展計画委員会での総合的検討を経て教授会に報告する。改善が必要と判断される場合も、発展計画委員会での総合的検討を経て、教授会での審議となる。

以上の全学的な内部質保証の方針及び手続きは「内部質保証推進のための方針と手続き」（根拠資料 2-6）にまとめられている。本学では、学内各組織が、計画の立案から実行、総括（評価と改善）に至るPDCAサイクルを確立しており、さらにその上位組織である内部質保証推進委員会が、各組織の諸活動について検証と改善指示を行うという全学的なPDCAサイクルにつながっている。「内部質保証推進委員会規程」第7条に定められているように、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価した結果を『自己点検・評価報告書』にまとめ、発展計画委員会での審議と教授会の承認を経て公表している。

さらに自己点検・評価等の客観性・適切性を確保するために、三重短期大学外部評価委員会が設置されている。「外部評価委員会規程」では、同委員会は「学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動及び学内運営全般に反映させ、本学の教育研究水準の向上を図ることを目的とする」としている（根拠資料 2-7）。本学では毎年度外部評価委員会を開催し、内部質保証に係る自己点検・評価活動および学内運営全般に係る事項の検証を受けている。同委員会の会議録は教授会で報告の上、本学ホームページで公表しており、また同委員会で指摘された事項に対しては「改善状況報告書」（根拠資料 2-8）を作成し、外部評価委員会の検証を受けた後、教授会での審議と承認を経て、本学ホームページで公表している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では2020（令和2）年度までは、評価委員会が自己点検評価および認証評価に係わる業務を担っていたが、内部質保証を推進し、教育研究の水準の向上を一層図るために、2021（令和3）年度に評価委員会に代わって新たに内部質保証推進委員会が設置され、内部質保証を推進する全学的な組織として責任を担っている。2023（令和5）年度で新しい委員会の発足から3年目を迎え、学内各組織及び大学全体のPDCAサイクルが安定して機能し始めている。

内部質保証推進委員会は、学長を委員長とし、学生部長、図書館長兼地域連携センター

長、法経科長、食物栄養学科長、生活科学科長、地域問題研究所長、内部質保証推進委員会主査、FD・SDワーキンググループ長、事務局長並びに学長の推薦に基づき教授会が承認した教職員若干名から構成されている（根拠資料 2-2、根拠資料 2-9）。

学生部長は学長を補佐し、学務委員会やキャリア支援委員会等の委員長をつとめ、本学の教育および学生支援を統括している。図書館長兼地域連携センター長は学長を補佐し、教員評価委員会や広報委員会等の委員長をつとめ、研究、地域貢献及び広報を統括している。事務局長は施設、設備及び財務を統括している。地域問題研究所長は研究を通じた地域貢献を統括する立場にある。また各学科長は、教育目標や3つのポリシーの適切性について検討を行う場でもある学科会議を統括し、内部質保証推進委員会主査は、『自己点検・評価報告』及び『三重短期大学年報』を作成している。FD・SDワーキンググループ長は、「学生による授業評価アンケート」を実施し、『FD・SD活動報告書』を作成している。

「内部質保証推進のための学内組織図」（根拠資料 2-3）が示すように、学内各組織は、年度始めに前年度の課題や改善指摘事項をもとに当該年度の活動の「目標と計画」を、年度末には次年度への課題も含めた「総括」を、内部質保証推進委員会に提出する。

内部質保証推進委員会の各委員が委員長をつとめるFD・SD活動推進委員会、地域連携委員会及び地域連携センター、地研運営委員会及び地域問題研究所は、年間計画に沿った活動後、総括を行い、それぞれ『FD・SD活動報告書』、『地域連携センター年報』、『地研年報』を作成する。さらに内部質保証推進委員会は、各教員の研究教育実績の記載を含む『三重短期大学年報』を作成する。

毎年度末に内部質保証推進委員会は、学内運営全般については各種委員会から提出された「総括」を、教育全般については『FD・SD活動報告書』を、研究全般については『三重短期大学年報』及び『地研年報』を、地域貢献については『地域連携センター年報』及び『地研年報』を中心に当該年度の評価を行い、評価結果を発展計画委員会での審議を経て教授会に報告する。改善が必要と判断される場合は発展計画委員会に提案し、同委員会での総合的検討を経て、教授会での審議となる。

以上の全学的な内部質保証の方針及び手続きは「内部質保証推進のための方針と手続き」（根拠資料 2-6）にまとめられている。本学では、学内各組織それぞれが、計画、実行、総括（評価と改善）に至る個別のPDCAサイクルを確立しており、さらにその上位組織である内部質保証推進委員会が、各組織の諸活動について検証と改善指示を行うという全学的なPDCAサイクルを確立している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 4：学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点 7：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

学位授与方針や教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定とその適切性についての議論は、原則月 1 回開催される各学科会議及び各コース会議が基本となっている。各学科会議での審議内容や決定事項及び課題等は、原則月 1 回開催される教授会で「学科長報告」として報告される。これと並行して、カリキュラムの編成や開講形態については学務委員会で、各授業の内容や評価方法の適切性及び目標の達成度などについてはFD・SD活動推進委員会で、教養科目の編成や実施方針の適切性については教養教育委員会で、定期的に検証を行っている。このような会議・委員会での議論を経た上で、改善が必要と判断される場合には、発展計画委員会での総合的検討を経て、教授会での審議となる。

2019（令和元）年度には、2021（令和3）年度からの食物栄養学科の設置や法経科第2部の定員削減と長期履修学生制度の導入等に向けて、各学科やコース、学務委員会、教養教育委員会等で議論が重ねられ、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を見直し、カリキュラム改編が行われた（根拠資料 1-12）。このような各委員会の年間活動については、「目標と計画」及び「総括」として内部質保証推進委員会に提出され、同委員会による点検と評価を受けている。

また内部質保証推進委員会は、毎年度末に「卒業生満足度調査」を実施し、本学における教育研究活動の質の点検・評価・向上に努めており、調査結果は教授会で報告される。これに加えて内部質保証推進委員会では、FD・SD活動推進委員会と連携し、教育面の内部質保証を図っている。FD・SD活動推進委員会は毎年度、非常勤講師担当科目も含めたすべての講義科目を対象に「学生による授業評価アンケート」を実施している。その結果は速やかに各担当教員にフィードバックされ、各教員は授業改善策を講じてFD・SD活動推進委員会に報告し、その改善策も含めたすべての結果は、『FD・SD活動報告書』にまとめられる（根拠資料 2-10）。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、講義の一部をオンラインで実施することとなり、従来のような紙ベースでの授業評価アンケートの実施が難しくなった 2020（令和2）年度からは、Google フォームを活用して「学生による授業評価アンケート」を従来通り実

施することとした。また毎年度前期後期に1週間の日程で非常勤講師との懇談会を実施していたが、コロナ禍で対面での実施が困難になり、2020（令和2）年度と2021（令和3）年度はGoogleフォームによる非常勤講師アンケートを実施し、大学や授業への要望や意見を提出してもらい、結果を『FD・SD活動報告書』に記載した。コロナ禍にあっても、学生・教員からの意見を聞き取り、教育の質の保証に努めた。

また、2021（令和3）年9月11日と12日および10月9日と10日に、本学学校医の協力を得て、本学校舎棟を新型コロナウイルスワクチン職域接種会場とし、本学学生や教職員に加えて近隣大学の学生及び教職員、近隣高等学校の教職員等約900名にワクチン接種を行った。いずれの月も土曜日と日曜日の計4日間の勤務となったが、本学事務職員に加え、本学教員のほとんどが出勤して来場者の受付や誘導、見守り業務等を担当し、後期からの安全安心な学内学習環境整備に努めた。

本学は2017（平成29）年度に大学基準協会による認証評価を受け、短期大学評価基準に適合していると認定された（根拠資料2-11【ウェブ】）が、「努力課題」が3点指摘された。「法経科第1部及び生活科学科における現行の逆CAP制導入の問題点と、法経科第2部における単位の実質化への改善」、「施設の老朽化」、「法令改正に適切に対応するための組織体制の整備を含めた改善」である。内部質保証推進委員会（2017年度時点では評価委員会）では、2021（令和3）年7月の改善報告書提出に向けて審議し、1つ目の課題については学科会議、学務委員会、FD・SD活動推進委員会で検討を重ね、2021（令和3）年度から法経科第2部を含めた全学でCAP制を導入し、単位の実質化を図ることを2020（令和2）年5月の教授会で決定した。

2つ目と3つ目の課題については、事務局長を中心に大学総務課で検討を重ね、2017（平成29）年度には、校舎棟・研究棟・管理棟を結ぶ渡り廊下耐震補強およびバリアフリー化工事を、2018（平成30）年度、2019（平成31）年度には、校舎棟1階～4階および体育館トイレ改修工事（洋式化）および体育館の雨漏り修繕工事を実施した。2016（平成28）年度に策定され、2022（令和4）年度に改訂された「津市公共施設等総合管理計画」（根拠資料2-12【ウェブ】）に基づく「津市個別施設計画」（根拠資料2-13【ウェブ】）において、「建物は、学生の学習環境の改善のため、使用目標年数を80年とする長寿命化事業に取り組む」とされており、今後の方向性として、「喫緊の課題である校舎棟の屋上、外壁、窓枠等の防水対策に取り組むとともに、諸室や空調設備等についても必要な機能回復、機能更新等を段階的に図ることを検討」するとされた。この計画に基づき、2022（令和4）年度には、校舎棟外壁等改修工事および校舎棟等空調設備改修工事が行われた。施設、設備の整備実施については、教授会での「事務局長報告」として事務局長から詳細に説明が行われている。

3つ目の課題については、学長、事務局長、学生部、附属図書館、大学総務課の各部署間の連携について再確認を行い、法令改正への適切な対応にあっては、複数担当者での確認の徹底、主担当、副担当の設置等を行うとともに、事務局長以下、各部署責任者による連絡会議の月1回の定例開催により、業務の進行管理、情報共有を推進することとした。

また学内での自己点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、本学では外部評価委員会を設置して毎年度委員会を開催している。「外部評価委員会規程」第1条では、同委員会の設置目的を「自己点検・評価等の客観性・適切性を確保するために学外有識者に

よる評価」を行い、「本学の教育研究水準の向上を図ることを目的とする」と定めている（根拠資料 2-7）。同委員会の会議録は教授会で報告の上、本学ホームページで公表しており、また同委員会で指摘された事項に対しては、「改善状況報告書」（根拠資料 2-8）を作成して教授会で審議承認の上、外部評価委員に報告し、本学ホームページで公表している（根拠資料 2-14【ウェブ】）。

以上のように本学においては、「三重短期大学内部質保証推進のための方針と手続き」（根拠資料 2-6）に定めるとおり、全学的な内部質保証推進を担うのは内部質保証推進委員会であるが、課題に応じて学科や各種委員会で議論を重ね、教授会での審議を経て一層の内部質の保証に努めている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学教員の教育研究活動については、内部質保証推進委員会（2020（令和 2）年度までは評価委員会）が 2011（平成 23）年度から毎年、「研究活動（研究課題、研究活動実績）」、「教育活動実績（課外活動指導、学内教育活動、教育上の工夫）」及び「学会等社会における主な活動（所属学会、社会活動実績）」の 3 項目について、教員に報告書の提出を求め、「三重短期大学教員研究・教育実績」として『三重短期大学年報』の中にとりまとめ、年度ごとの状況について本学ホームページで公表している（根拠資料 2-15【ウェブ】）。

また本学では、内部質保証推進委員会が主体となり、7 年に一度認証評価を受け、次回受審までの中間時点（受審から 3 年ないし 4 年後）に同委員会が『自己点検・評価報告書』を作成し、本学ホームページで公表している（根拠資料 2-16【ウェブ】）。認証評価については、2010（平成 22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を、さらに 2017（平成 29）年度には公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、いずれにおいても「適格」と認定された。認証評価結果は、本学ホームページで公表している（根拠資料 2-11【ウェブ】）。また、認証評価受審結果については、2016（平成 28）年度からは大学ポートレートにも掲載している。

さらに本学地域連携センターでは、毎年度末に本学の地域連携事業を総括し、「生涯学習機会の提供」、「高等学校との連携」、「産学官連携の推進」、「市政との連携」、「地域の大学との連携」、「学生による地域連携」などについて『地域連携センター年報』としてとりまとめ、本学ホームページで公表している（根拠資料 2-17【ウェブ】）。加えて、生涯学習機会の提供を目的として、地域連携センターでは毎年『みえたんの種 三重短期大学シーズ集』を発行している（根拠資料 2-18）。この中では、本学教員が担当可能な出前講座の紹介に加え、本学教員の「研究テーマ」や「最近の研究業績」、「最近の社会的活動」などを紹介し、教員の教育研究活動について地域住民にも広く公表している。

財務の状況については、本学は津市を設置者とする公立の短期大学であることから、各年度の予算については毎年度、津市一般会計の歳入歳出予算として、津市議会における審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき市民に公表している。公表にあたっては、「財務に関する情報」として『三重短期大学年報』にも掲載し、本学ホームページで公表している。

これらの情報公開については、津市情報公開条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 22 号）に基づいて開示請求に応じている（根拠資料 2-19【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、2017（平成 29）年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、短期大学評価基準に適合していると認定されたが、大学基準協会から送付された認証評価結果に関する「各基準の概評及び提言」の中の「内部質保証」の「概評」で、「教育、研究、地域貢献の各領域における責任職（学長の補佐職）があいまいであることから、これをより明確にし、学長によるリーダーシップの発揮を支える体制を構築することが望まれる」とされ、さらに「研究・地域貢献・大学運営における質保証システムは、教育面ほど機能していないように見受けられることから、今後これらの面においても体制・手続きの整備に取り組むことが期待される」との提言を受けた（根拠資料 2-11【ウェブ】）。

2019（令和元）年 3 月末に本学新旧学長の交代があり、本学の内部質保証推進体制の整備が喫緊の課題であることを引き継いだ新学長のもと、「あいまい」とされていた各領域の責任職について、学生部長は本学における教育の領域を、図書館長兼地域連携センター長は本学における研究および地域貢献の領域を統括することを明確に示した「内部質保証推進のための学内組織図」（根拠資料 2-3）を作成し、2020（令和 2）年 11 月の発展計画委員会及び教授会で審議した。また、2021（令和 3）年度には、これまで主に自己点検と認証評価に関わる業務を統括していた評価委員会を、学長を委員長とし、全学的な内部質保証の P D C A サイクルを統括し、内部質保証を推進して本学の教育研究水準を向上させる内部質保証推進委員会に改めた（根拠資料 2-2）。

さらに、これまでも各委員会から年度初めに「目標と計画」が、年度末には「総括」が学長に提出されていたが、教授会での「学長報告」として扱われ、内容の実質的な審議は行われていなかったことから、2021（令和 3）年度からは、学長が委員長を務める内部質保証推進委員会へ各委員会から報告書を提出することとし、その内容について点検・評価を徹底することとした。

新たな内部質保証推進体制の構築から 3 年が経過し、「内部質保証推進のための方針と手

続き（根拠資料 2-6）」に示したプロセスが軌道に乗り始めたところである。全学的な P D C A サイクルの適切性を統括する内部質保証推進委員会の活動の適切性については、学内においては、他の委員会同様に内部質保証推進委員会自体も、毎年度初めに「目標と計画」を、毎年度末に「総括」を策定し、発展計画委員会及び教授会で点検・評価を受けている。一方学外の評価者としては、外部評価委員会が、内部質保証推進委員会の活動も含めた大学運営全般について定期的に点検・評価を行っている。学内外の客観的な点検と評価を通して改善を行い、よりよい P D C A サイクルの構築に努めている。

（２）長所・特色

本学では、学内各組織と大学全体が連携して一体的に P D C A サイクルを機能させ、全学における内部質保証を推進している。学内各組織は、毎年度始めに、前年度からの課題や改善指摘事項をもとに、当該年度の活動の「目標と計画」を内部質保証委員会に提出して実行し、年度末に「総括」を内部質保証推進委員会に提出する。内部質保証推進委員会は、学内運営全般については各委員会の「目標と計画」及び「総括」を、教育全般については『F D ・ S D 活動報告書』を、研究全般については『三重短期大学年報』及び『地研年報』を、地域貢献については『地域連携センター年報』及び『地研年報』を中心に当該年度の達成状況を全学的観点から検証し、改善が必要とされる場合には、発展計画委員会での総合的検討を経て、教授会で審議している。

（３）問題点

2017（平成 29）年度に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価結果に付された努力課題について、3 年経過後に改善状況を同協会に報告したが、「改善報告書検討結果」の「概評」で、「内部質保証体制の組織的な整備がなされたものの、現状では、運用が開始されたばかりであることから、今後その実効性を高めていく努力が望まれる」との提言を受けた。本学では内部質保証システムが軌道に乗り始めたところであるが、今後も引き続き改善・向上に向けた取り組みを行い、実効性を高めていく必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、「大学運営の理念」及び学則第 2 条において、主体的な点検と評価及び外部からの評価を通して、内部質保証の推進に恒常的に取り組む姿勢を明らかにしている。2021（令和 3）年度には、内部質保証の推進をより一層図るため、新たに学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置し、内部質保証を推進する責任組織として位置づけ、全学的な P D C A サイクルを統括している。また、「内部質保証推進のための学内組織図」を作成して各組織の責任職と役割を明確化し、「内部質保証推進のための方針と手続き」に基づき内部質保証システムを機能させている。その運用においては、学内の各組織が、計画の立案から実行、総括（評価と改善）に至る P D C A サイクルを機能させ、その上位組織である内部質保証推進委員会が、各組織の諸活動について検証と改善指示を行うという全学的な P D C A サイクルが確立している。さらに、外部評価委員会が大学運営全般について定期的に点検・評価を行っており、学内外の客観的な点検と評価結果にもとづき、改善・向上を図っている。こうした内部質保証のための全学的な方針や手続き、自己点検・評価

結果、各組織の諸活動の状況等については、本学ホームページで公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

以上のことから、本学における内部質保証は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性

評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

本学の目的は、学則第1条において、「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている（根拠資料 1-4【ウェブ】）。また本学は「教育研究の理念」として、「真理の探究（知の創造・継承・発展）」と、「優れた人材の育成」を掲げている（根拠資料 1-5【ウェブ】）。

このような目的・理念を踏まえ、法経科第1部、法経科第2部、食物栄養学科食物栄養学専攻、生活科学科生活科学専攻が設置され（根拠資料 2-15【ウェブ】）、学則第3条においてそれぞれの学科の目的が定められている（根拠資料 1-4【ウェブ】）。

法経科第1部は、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する専門的な知識」の修得と、「地域社会に貢献できる人材の育成」を目的に編成されている。法経科第1部では、社会科学の二つの柱である「法律・政策系」分野と「経済・経営系」分野に対応させて、「法律コース」と「経商コース」の二つのコースを設置し、セメスター制をとることで、2年間で4年制大学の法学部や経済学部匹敵する系統的な学習を可能にしている。法経科第2部は、「法律・政治・経済・経営など社会科学に関する幅広い教養」を身につけ、「自らの人生を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる市民を育成すること」を目的にしている。法経科第2部では、夜間高等教育の場として幅広い知識の修得を目指し、コース制を採用せず、法律・政策系及び経済・経営系の2分野を中心として、様々な科目を学ぶことができる。さらに2021（令和3）年度から、法経科第2部では長期履修学生制度を開設しており、多様な学びのニーズに対応している。

食物栄養学科は、「食と健康に関する専門知識と技能を備え、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材の育成」を目的とし、地域の食育の拠点を目指している。生活科学科は、「科学的知見に立脚した賢明なる生活者、及び生活支援者を育成」し、「地域社会に貢献すること」を目的としている。生活科学科では、多様化する社会的ニーズに応えるために、2007（平成19）年度より、福祉学と心理学を融合させて地域ケアの担い手を育てる生活福祉・心理コースと、住環境の総合的な把握を目指す居住環境コースを設置している。

また本学は「地域貢献の理念」として、「地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元」すること、「高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献」することを掲げている（根拠資料 1-5【ウェブ】）。この理念を実現するため、地域貢献を担う組

織として地域連携センターと地域問題研究所が設置されている。地域連携センターは 2008（平成 20）年 4 月に設立され、「生涯学習機会の提供」のために公開講座や出前講座等を実施し（根拠資料 2-15【ウェブ】）、「高等学校との連携」のために県内 6 校と高大連携協定を締結して、連携校の生徒を対象に「三重短期大学高大連携文章講座 文章作成の技法と実践」を開講している。さらに「産学官連携の推進」のために地元企業と共催で「小論文・作品コンクール」を開催し、「地域の大学との連携」として三重大学生物資源学部と連携協定を締結して「農林体験セミナー」を開講している。さらに「高等教育コンソーシアムみえ」に参加する三重県内 14 の高等教育機関と単位互換協定を締結し、本学からも単位互換科目を提供している。また「市政との連携」として、市政の諸問題について本学教員と職員が共に調査・研究を行う「政策研究・研修」を実施し、「学生による地域連携」として、地域連携サポーター制度の設置や津市消防団学生機能別団などの事業を展開している（根拠資料 3-1【ウェブ】）。

津市消防団学生機能別団は、2013（平成 25）年度に三重県下初となる学生機能別団として発足し、本学学生も同年度から参加している。学生機能別消防団員数の年次推移は表 3-1-1 のとおりである。その主な活動内容は、訓練礼式、防災啓発イベント、普通救命講習などへの参加が挙げられる。

表 3-1-1 津市消防団学生機能別団の本学団員数 (人)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
1 年生	50	49	44	27
2 年生	15	50	49	44
合 計	65	99	93	71

地域問題研究所は、1984（昭和 59）年に設立された地域問題総合調査研究室を前身とし、全教員が所員として所属しており、行財政、産業、福祉、健康、教育、環境など地域に係る様々な領域の問題の研究を行い、年 1 回発行の『地研年報』や、毎年度開催の「研究交流集会」等を通じて研究成果を地域に還元している（根拠資料 3-2【ウェブ】）。特に本学教員による地域研究への取り組みは、講義内容の一層の充実につながっており、本学の学生に対する教育にも活かされている（表 3-1-2）。

以上のように、本学では理念・目的にのっとり、学科およびその他の組織が適切に設置されている。

表 3-1-2 地域問題研究所における地域研究と講義との関係

担当講義	学科	研究成果	掲載誌
地方政治論	法経科 法律コース	1970 年代の大都市部における政治意識の変容－美濃部東京都政の支持基盤を事例	『地研年報』第 25 号、2020 年

		としてー	
青年期の心理	生活科学科 生活福祉・心理コース	短期大学生のアイデンティティ発達と進路選択時の母親とのコミュニケーション	『地研年報』第25号、 2020年
経済原論	法経科 経商コース	金融的収益の重要化と格差の変動の関係ー資本収益率均等化の観点から	『地研年報』第25号、 2020年
財政学	法経科 経商コース	デジタル経済下におけるエックス税	『地研年報』第26号、 2021年
環境倫理学	生活科学科 居住環境コース	清水幾太郎における環境概念について	『地研年報』第27号、 2022年
調理学	食物栄養学科	アスリート向け弁当メニューの提案ー国体選手用の幹旋弁当ー	『地研年報』第27号、 2022年

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

教育研究組織の適切性についての検証は、内部質保証推進委員会が行っている。本学の教育研究に係る組織である学務委員会、情報委員会、図書館委員会、地研運営委員会、教養教育委員会、FD・SD活動推進委員会、地域連携委員会、研究倫理委員会、栄養士実習委員会、社会福祉実習委員会は、前年度末の「総括」で検証した課題および内部質保証推進委員会で指摘された改善事項をもとに、毎年度初めに当該年度の活動の「目標と計画」を立て、内部質保証推進委員会に提出して審議と承認を得た上で、発展計画委員会及び教授会で全学的な審議と承認を得て年間活動を行っている（根拠資料2-4、根拠資料3-3、根拠資料3-4、根拠資料3-5）。

年度末に上記各委員会は年間活動の検証を行い、次年度に向けた課題等を検討した上で、当該年度の「総括」を内部質保証推進委員会に提出する。この「総括」に加えてFD・SD活動推進委員会からは当該年度のFD・SD活動をまとめた『FD・SD活動報告書』が、地域問題研究所からは当該年度の地域問題研究所の活動をまとめた『地研年報』が、地域連携委員会からは当該年度の地域連携センターの活動をまとめた『地域連携センター年報』が提出される。以上の提出資料に加えて内部質保証推進委員会は、同委員会が年度末に実施する「卒業生満足度調査」と、各教員の年間の研究教育実績を含む『三重短期大

学年報』も合わせ、当該年度の本学全体の教育研究の適切性について検証する。必要な指摘事項も含めた内部質保証推進委員会による検証結果は、発展計画委員会及び教授会で審議され、学内教育研究組織の次年度の活動に活かされる。（根拠資料 2-5、根拠資料 3-3、根拠資料 3-4、根拠資料 3-5）。

内部質保証推進委員会では、このように教育研究組織の適切性について毎年度検証を行い、『自己点検評価報告書』を数年ごとに刊行している。『三重短期大学年報』、『自己点検・評価報告書』、『地研年報』、『地域連携センター年報』は、いずれも本学ホームページで公表している。対外的には、2010（平成 22）年度には独立行政法人大学・学位授与機構による認証評価を受け、さらに 2017（平成 20）年度には公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、いずれも本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。

社会的ニーズや学生の状況等に応じて必要なカリキュラムの改編については、自己点検評価を踏まえ、各学科からの提起と学務委員会及び教養教育委員会での検討を経て、発展計画委員会および教授会での審議によって決定される。学科や専攻部門の変更については、学長の上申を経て、設置者である津市において条例改正が行われ定められている。2021（令和 3）年度には、従来の法経科第 1 部・第 2 部、生活科学科に加えて、食物栄養学科を設置した。生活科学科食物栄養学専攻の総志願者数の減少を受け、全国でも数少ない公立の栄養士養成施設として同専攻の認知度を上げて広報効果を高めるとともに、学科独立させることによって一層のカリキュラムの充実、教育の質の向上を目指した。こうした学科や専攻、コース改編や、カリキュラム改編を含む教育研究組織の改編においては、その都度ワーキンググループを立ち上げて原案を作成し、各学科や学務委員会等の各種委員会、発展計画委員会、教授会の審議を経て実施している。

学科における意思決定は学科会議においてなされるが、学科会議の下部組織として、法経科と生活科学科においてはコース会議が随時開催され、必要な事項について協議し、その結果を学科会議へもち上げるようにしている。この中には、教育研究組織の在り方に関する事項も含まれ、その適切性の検証が行われている。学科会議での審議事項等は、原則月 1 回開催される定例教授会での「学科長報告」として詳細に報告される（根拠資料 3-5）。

以上のように本学においては、定期的に教育研究組織の点検・検証を行っている。

（２）長所・特色

地域貢献を担う組織である地域連携センター及び地域問題研究所については、「大学の理念」における「地域貢献の理念」と対応しており、理念・目的を実現させる上でふさわしいものである。学科・専攻の変更については、学長の上申を経て設置者である津市の条例事項として改正が行われており、コース再編やカリキュラム改編は、その都度、ワーキンググループを立ち上げて原案を作成し、両学科や学務委員会、発展計画委員会、教授会の審議を経て実施している。これらの結果、地域に開かれた、各種の専門的な知識を地域社会に提供する公立短期大学として、積極的に社会に貢献する組織体制の強化が図られている。

（３）問題点

なし。

（４）全体のまとめ

本学では、本学の理念・目的、並びに教育研究上の目的等に照らして、法経科（法経科第１部、法経科第２部）、食物栄養学科、及び生活科学科の３学科を、津市を設置者とする公立短期大学としての「大学の理念」における「地域貢献の理念」と対応した附置研究所、全学運営組織を設置した。また、上述のように、教育研究組織の積極的な改編が進められ、地域社会のニーズに応えてきた。

教育の内部質保証を推進する全学的組織体制強化については継続してその対応に当たる必要があるものの、短期大学基準に照らして良好な状態あり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であるといえる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

< 1 > 短期大学全体

本学は、「知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」（根拠資料 1-5【ウェブ】）という大学理念のもと、「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与すること」（根拠資料 1-4【ウェブ】 第1条）を目的としている。

全学的教育目標としては「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え、応用力や実践力に富む有為な人材の育成」（根拠資料 1-5【ウェブ】）をとするとして、「創造性豊かな人間性と優れた専門性を備えた人材」、「実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材」、「地域社会を主体的に担う市民」、「国際社会に対する理解とコミュニケーション能力や情報社会に対応できる能力」という4つの能力や態度を身につけた者で、かつ所定の単位を修得した学生に対し、卒業を認定し、短期大学士の学位を授与するという大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

法経科第1部、法経科第2部、食物栄養学科食物栄養学専攻、生活科学科生活科学専攻それぞれが、この本学の理念・目的及び大学全体のディプロマ・ポリシーに基づいて教育目標を掲げ、学科ごとに定めた教育目標に達したものに学位を授与する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている（根拠資料 4-2）。

全学の理念・教育目標、学則、3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、大学執行部の発案を学長が招集する発展計画委員会で検討し、教授会での審議を経た上で学長が決定する。各学科の教育目標、3ポリシーは学科長の責任の下、学科会議で検討された後、教授会での審議を経た上で学長が決定することになる。

本学ではこれらのディプロマ・ポリシーを、本学の理念、目的、教育目標とともに「教育情報の公開」という形でホームページにて公表している（根拠資料 4-1【ウェブ】、根拠資料 4-2）。

< 2 > 法経科

法経科第1部では学位授与方針として、「本学に2年以上在学し、法経科第1部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的

な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与します」と提示している（根拠資料 4-2）。そして学生が卒業までに身につけるべき能力について、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として以下のごとく定めている（根拠資料 4-2）。

1. 法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識を修得し、最新の学問的到達についても一定の理解をもっている。
2. 現代社会の諸問題について、専門的知識に基づいて論理的に考え、自分の意見を的確に表現することができる。
3. 修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することができる。
4. 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけている。
5. 地域が抱える諸問題に広く関心を持ち、市民として諸課題解決に向けて積極的に関与することで地域社会の発展に貢献できる。

法経科第2部では学位授与方針として「本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざすという法経科第2部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与します」と提示している（根拠資料 4-2）。学生が卒業までに身につけるべき能力を示す学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は以下のごとくである（根拠資料 4-2）。

1. 社会科学について広く基礎的な素養を身につけている。
2. 現代社会の諸問題について、学修した知識に基づいて論理的に考え、自分の意見を的確に表現することができる。
3. 多様な目的意識を持つ幅広い年齢層の学生がともに学生生活を送ることを通じて、豊かな人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけている。
4. 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけている。
5. 地域が抱える諸問題に広く関心を持ち、市民として諸課題解決に向けて積極的に関与することで地域社会の発展に貢献できる。

< 3 > 食物栄養学科食物栄養学専攻

食物栄養学科食物栄養学専攻では学位授与方針として、「将来、食のスペシャリストとして社会に貢献できる、豊かな教養と幅広い専門知識を身につけた「栄養士」の育成を目指します。所定の単位を修得し、以下の学習目標を達成した学生に「短期大学士」（食物栄養学）の学位を授与します」と提示している（根拠資料 4-2）。

そして、学生が卒業までに身につけるべき能力として、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下の通り定めている（根拠資料 4-2）。

1. 栄養士として必要な食に関する幅広い専門知識と技能を有している。
2. 食と健康に関する様々な課題に対して、科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解及び判断ができる。
3. 豊かな教養、高い倫理観、優れたコミュニケーション力を備え、栄養士として適切な

栄養管理・指導を実践できる。

4. 習得した専門知識と技能を基に、地域社会と連携して食と健康の分野で主体的に活躍できる能力を備えている。

< 4 > 生活科学科生活科学専攻

生活科学科生活科学専攻では、「本学の教育理念や学科・専攻の教育目的に基づき、次のような能力を修得し、かつ所定の単位を取得した学生に「短期大学士」(生活科学)を授与します」を、学位授与方針として示している(根拠資料 4-2)。

そして、学生が卒業までに身につけるべき能力として、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下の通り定めている(根拠資料 4-2)。

1. 「いのち」と「暮らし」に関わるニーズが多様化する社会にあって、それらについての基礎的な教養を身につけている。
2. 生活福祉・心理コースにあっては、社会福祉学と心理学を融合した視点に立って、社会や人間に関わる課題に取り組む能力を身につけている。
3. 居住環境コースにあっては、住生活や環境という視点に立って、生活環境に関わる課題に取り組む能力を身につけている。
4. 高い公共性と倫理性を備え、地域や社会に主体的、積極的に貢献していこうとする態度が身についている。

以上のように、各学科・コースにおいて、いかなる学習成果が獲得されるのか、わかりやすく示されている。特に生活科学科においては、一見するとわかりにくい「生活科学」なる学問について、学科で学ぶべき生活(life)を「いのち」と「暮らし」という相互に密接に関連しつつも別であるところの言葉に着目することによって、イメージしやすくなるように配慮されているところは、特筆されるべきであろう。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

・教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

< 1 > 短期大学全体

本学では、大学全体のディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような観点に立ってカリキュラムを構成することを大学全体のカリキュラム・ポリシーとして定めている(根拠資料 4-1【ウェブ】)。

1. 文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成するために、幅広く教養科目を開講しています。

2. 総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力など応用力や実践力を育成するために、講義科目のほかに実習・実験科目を開講し、とりわけ演習科目を重視した教育を行っています。
3. 高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成するために、キャリア形成セミナーや自治体行政特論などの科目を開講しています。
4. グローバルな視野と国際感覚を身につけるとともに、コミュニケーション能力や情報社会に対応できる I C T (Information & Communication Technology) 活用能力を育成するために、外国語科目と情報処理関係の科目を開講しています。

これについても、「三重短期大学全体としての3つのポリシー」という形でホームページにて広く公表されている（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

本学の授業科目は、カリキュラム・ポリシーに沿って、基礎科目、共通科目、専修科目、及び社会福祉士発展科目（生活科学科のみ）で構成され、さらにそれぞれが必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けられている（根拠資料 4-3、根拠資料 4-4、根拠資料 4-5）。授業科目の開設状況と、各授業の概要と授業計画、成績評価などについては、『シラバス』に明示されている。

卒業必要単位は全学科にて 64 単位であるが（根拠資料 1-4 第 10 条）、基礎科目・共通科目・専修科目の必要単位数はバランスがとれており、体系的な科目配置を実現している（根拠資料 4-3 p. 7、根拠資料 4-4 p. 5、根拠資料 4-5 p. 5）。

本学では「語学基礎」と「共通科目」がいわゆる一般教養科目に該当する。「語学基礎」は基礎的な語学能力とコミュニケーション能力を向上させ、異文化に対する理解の深化を目指しており、卒業必修科目（2 単位）となっている。「共通科目」は、環境・情報・生命・身体などの自然科学系分野から、教育・人権・ジェンダーといった社会科学系分野、歴史・文学といった人文系分野、さらにはグローバルな視野と国際感覚を身につけるとともにコミュニケーション能力を伸ばすための外国語科目、I C T の活用能力を育成するための情報処理実習科目などから構成され、広範な学問に触れることが推奨される。他方で地域や人生設計について考えるリレー式講義も用意されており、学生が様々な学術分野に接し、知識の裾野を広げ、地域の諸問題に触れ、様々な角度から総合的・創造的・科学的に考える力や自主的な課題発見・解決能力を培えるようにしている。このように「共通科目」ではカリキュラム・ポリシーに沿った科目を配置し、所属学科・専攻にかかわらず受講できる仕組みの中で、「語学基礎」と合わせ計 14 単位を修得することと定めている（根拠資料 4-3 p. 7、根拠資料 4-4 p. 5 根拠資料 4-5 p. 5）。

< 2 > 法経科

法経科では 2021（令和 3）年に第 1 部法律コース及び経商コース、第 2 部のそれぞれについてディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを策定し、教育目標と教育課程の編成・実施方針の関係を明示した（根拠資料 4-6）。

法経科第 1 部では「本学に 2 年以上在学し、法経科第 1 部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の

学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士（法経）。の学位を授与します」を、学位授与方針として示している。授与する学位に対する教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「法律・政治・経済・経営を中心に社会科学の基幹分野に関する基本的な知識を修得し、最新の学問的到達について一定の理解をもった学生を育成する」である。

法経科第2部では「本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざすという法経科第2部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士（法経）」の学位を授与します」を、学位授与方針として示している。授与する学位に対する教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「社会科学の基本的な素養と幅広い教養を身につけた学生を育成する」である。以下で法経科第1部、第2部の順にこれらについて記述する。

法経科第1部のカリキュラム・ポリシーでは、開設されている専修科目を基礎・基本的な科目及びリテラシー科目と応用・発展的な科目に区分し、法律・政治・経済・経営を体系的に学ぶことを目指す学生に対し、学問の階層性、科目相互の関連性を明確にしている。学生は1年次に基礎・基本的な科目及びリテラシー科目を中心に履修し、2年次に応用・発展的な科目を中心に履修することで、「基幹分野に関する基本的な知識を修得し、最新の学問的到達について一定の理解をもった学生」を育成する方針を明示している。また、1年次後期から演習系科目に参加し、そこから連続的に2年次の演習へと移行する体制が整えられている。1年半をかけて「各分野の諸課題の検討やディスカッション」を行い、担当教員の指導の下に関心のあるテーマを掘り下げ、仲間とのディスカッションを通じて、「職業生活上の実践的課題に適用しうる人材」を育成する方針である。

さらに、共通科目を通じて一般教養を広く身につけることで、「修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用し、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」の育成を目指す方針である。こうした教育方針は、演習系科目や履修指導を通じて学生に徹底されている。

法経科第2部では専修科目として、法律・政治分野の基礎的科目と経済・経営分野の基礎的科目を広く開設している。在学期間を通じて両分野の基礎をバランス良く選択履修することを目的としている。これに加えて2年次には社会科学演習（卒業必修）に参加し、指導教員の下、関心のあるテーマを掘り下げ、仲間とディスカッションすることで、「社会科学についての基本的な素養と幅広い教養を身につけた市民」を育成する方針である。また、生涯学習を目的に入学する学生のなかには、あらかじめ明確な勉学上の課題を持っている者が少なくない。第2部は、学生の興味関心に応じて比較的自由に履修計画が立てられるようになっているため、「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いをもつ学生を支援する仕組みとしても適合的である。最後に、第1部と同様、共通科目を通じて一般教養を広く身につけることで、「社会についてのみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた」学生を育成する方針である。こうした方針は、1年次はクラス担任、2年次は社会科学演習での指導教員による指導を通じて学生に徹底されている。

また第2部では「多様な年齢層の方に柔軟な教育体制を提供するため」に長期履修学生制度を導入している。長期履修学生制度では、通常は2年間をかけて学ぶ課程を3年また

は4年かけて学び、卒業することを目指している。これは「自分のペースでゆっくり時間をかけて学びたい」という要望に応えるものである。

＜3＞ 食物栄養学科食物栄養学専攻

食物栄養学科食物栄養学専攻では、「将来、食のスペシャリストとして社会に貢献できる、豊かな教養と幅広い専門知識を身につけた「栄養士」の育成を目指します。所定の単位を修得し、学習目標を達成した学生に「短期大学士」(食物栄養学)の学位を授与します」を、学位授与方針として示している。授与する学位に対する、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、「食に関する専門知識と技能を融和させて実践できる能力を有し、豊かな人間性と高い倫理観で適切な栄養管理・指導ができる人材の育成をめざします」である(根拠資料 4-6)。そのため、本学科では、「基礎科目」として「語学基礎」と「専修基礎」、全学共通の一般教養科目である「共通科目」、及び「専修科目」を設置している。

「専修科目」は、必修科目、栄養士免許必修科目(栄養士免許を取得するために必要な科目)、及び選択科目で構成されている。栄養士免許に関わる科目(必修科目、栄養士免許必修科目)は、「栄養士法施行規則」に定められた教育内容・単位数に準拠して編成し、加えて食による一次予防の重要性に鑑み、健康増進や疾病予防に必要な教科の充実を図っている。また、食の専門家として必須な技術及び講義で習得した知識をもとに食と健康に関する多様な課題に対してより主体的に考え解決しようとする姿勢を身につけるため、実習、実験、演習を多く取り入れたカリキュラムを編成している。さらに2年次に必修科目として「特別演習」を開講し、卒業研究を通してより高度な専門知識や科学的論理的思考力、地域社会で活躍できる実践力・指導力などの習得を目指している。選択科目は、「統計学」、「化学」、「健康管理概論」および「管理栄養特殊講義」を開講し、基礎的な分野から管理栄養士国家試験受験を視野に入れた応用的な分野まで、学生の興味に応じて学びを深められるように配慮している。

＜4＞ 生活科学科生活科学専攻

生活科学科では、「本学の教育理念や学科・専攻の教育目的に基づき、次のような能力を修得し、かつ所定の単位を取得した学生に「短期大学士」(生活科学)を授与します。」を、学位授与方針として示している(根拠資料 4-2)。

授与する学位に対する、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、社会福祉、心理、住生活、環境、情報といった分野を柱として、「いのち」と「暮らし」に関わる学問を修得し、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的としています(根拠資料 4-6)である。そのために「生活福祉・心理コース」及び「居住環境コース」を設置している。本専攻の学生は、全学共通の一般教養科目であるところの「共通科目」、生活科学科を構成する2専攻に共通する科目である「生活基礎」に加えて、社会福祉や心理に関わる専門科目としての「専修第一分野」、住生活や環境問題にかかわる専門科目としての「専修第二分野」に指定された科目を履修しなければならないが、「生活福祉・心理コース」に所属する学生は前者を、「居住環境コース」に属する学生は後者を主として履修することになる。また、2022年度より生活科学科の特徴ある講義として、生活基礎に夏季集中講義

「地域づくり実践」を実施している。

このような「生活基礎」・「専修第一分野」・「専修第二分野」というカリキュラム構成は、先述した学科のディプロマ・ポリシーにおける「1」・「2」・「3」に対応したものであり、学位授与方針とカリキュラムの連関性が意識されていること、そして先述した「地域づくり実践」は「4」を念頭に置いたものであることを強調しておきたい。

コース別に見ると、「生活福祉・心理コース」では、社会福祉や心理に関わる専門科目に加えて、福祉と心理をつなぐ役割を果たす科目として「福祉心理基礎演習」や「福祉心理演習」を設け、1年次後期から各自が関心のある分野の指導教員の下で学ぶことができる。また、社会福祉士を目指す学生のために、福祉の基幹的な科目に加えて、社会福祉士国家試験の指定科目（「社会福祉士発展科目」）を開講しており、必要な授業科目を履修した者は「社会福祉士基礎資格」を取得することができ、卒業後に指定施設での2年間の実務経験の上で、社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができる。

「居住環境コース」では、インテリアから、住宅や建築、都市計画やまちづくり、環境問題、情報まで幅広い分野の専門科目に加えて、2年次から、より専門的かつ高度な専門性を修得できる科目として「居住環境特別演習」を設け、各自が関心のある分野の指導教員の下で学ぶことができる。また、建築士を目指す学生のために、1級建築士及び2級建築士資格取得に必要な建築士指定科目を開講しており、必要な授業科目を履修することによって、卒業時に1級及び2級建築士の受験資格を得ることができる。ただし1級建築士の資格取得には卒業後4年間の実務経験を経ることが必要である。

なお、生活科学科の両コースにおいては、ウェブサイト上にて、それぞれ数種類にわたる「履修モデル」を提示し、編入学や各種資格取得・希望職種に対応した科目群を提示し、学生が自らの希望する進路にそって学びを進めるための指針を提示している（根拠資料4-7【ウェブ】）。

以上通覧してきたように、本学における教育課程の編成・実施方針は学位授与方針との関連が明確化されており、教育内容と実施方法がシラバスおよびウェブサイトを通じてわかりやすく提示されているといえる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

< 1 > 短期大学全体

本学の授業科目の配置は、各学科とも基礎科目－共通科目－専修科目という構成を取っている。基礎科目は語学科目の他に、食物栄養学科及び生活科学科では各学科・専攻の入門講義にあたる専修基礎を設けている。語学科目と共通科目を各学科に共通のものとする事で短大としての統一性を保ちながら、広い教養をもつ有為の人材の育成をめざすカリキュラムとなっている。各学科共通に、主として第1学年に基礎科目及び共通科目を、第2学年に専修科目を置いているが、生活科学科における社会福祉士発展科目は、各学年に適宜配分されている（根拠資料 4-5）。

卒業必要単位は全学科共通で 64 単位である（根拠資料 1-4【ウェブ】 第 10 条）。基礎科目・共通科目と専修科目の卒業必要単位の割合は法経科第 1 部および法経科第 2 部では 14：50、食物栄養学科及び生活科学科では 16：48 となっており、おおむね 1：3 である。教養科目を重視する一方、2 年間という在籍期間で教育目標を達成するための知識や技能を修得させるためにバランスが取れており、体系的な科目配置を実現している（根拠資料 4-3 p. 7～8、根拠資料 4-4 p. 5、根拠資料 4-5 p. 5）。

「語学基礎」と「共通科目」はいわゆる一般教養科目に該当する。「語学基礎」は、基礎的な語学能力の向上を目指しているが、異文化に対する広い関心を損なわないよう「英語Ⅰ」「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「中国語Ⅰ」の 4 つの外国語科目を用意し、いずれか 1 科目（2 単位）を選択必修として履修しなければならない。「英語Ⅰ」については基礎的な文献を読解し、基礎的なコミュニケーション能力、自己表現能力の習得を目指している。英語系の「共通科目」としては、他に「英語講読」「英会話」「実用英語」が開講されており、TOEIC や英検などの資格試験も視野に入れて、さらに英語力を伸ばしたいと考える学生の学びに対応している。

一方、ほとんどの学生にとって初修外国語を学ぶ「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「中国

語Ⅰ」については、基礎的な語学力（発音、発話、文法）の習得が目標となる。その語学力をさらに応用に結びつけることを求める学生には、「共通科目」の「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅱ」「中国語Ⅱ」を履修するよう指導している。各言語のⅠとⅡを履修することで、総合的な語学力が身に付くよう設定されている。

「共通科目」には上記の外国語系科目のほか、人文科学系、自然科学系、社会科学系等の科目を配置し、専攻する分野に特化した知識だけを修得するのではなく、全学生が専門以外の分野でも知的好奇心をもって幅広い知識を身につけることで、複眼的に考える力を養うことを目的としている。また、人類の歴史や思想を考察し、生命や地球を俯瞰し、生きている人間の感情に寄り添い、社会のあり方や現象に踏み込むことを通じて、人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成することを担っている。「共通科目」は全て選択科目であり、個々の学生の興味・関心や学修の目的に応じた履修が可能になっている。例えば、情報リテラシーを身に付けたい学生のために、基礎的なコンピュータ操作を習う「情報処理実習Ⅰ・Ⅱ」に加えて、2021（令和3）年度から「プログラミング基礎」が開講されている。さらに情報そのものを考え、さらに社会との関わりを追求する講義科目（「情報と社会」）も開講されている。

「共通科目」の「地域史」「自治体行政特論」では、地域を成り立たせてきた歴史を知り、地域の抱える課題を学びながら、自分たちの暮らす地域への視野を養い、未来を志向する市民の育成を目指している。とりわけ「自治体行政特論」は、津市の各部署から自治体職員を招いて行政の日々の活動や直面する課題を紹介してもらったり、津市議会へ傍聴に行ったりして、現在進行形の津市の行政を学ぶことができ、最後は自治体経営について市長が講演を行うという、公立短大の特色を生かして津市役所と連携した講義内容となっている。

さらに新入生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育の一環として、前期に「キャリア形成セミナー」を開講しており、2023（令和5）年度は1年生を中心に239人がこれを受講した。この講義は毎週様々な分野の専門家を招くリレー方式を採用し、各講師の体験談や人生観・職業観さらには社会の基本的な制度について講演していただいている。こうした話を聞くことで、学生一人一人には、人生をいかにとらえ、いかに生きていくのかについて考えさせ、自らの人生を選択していく力を身につけ、職業観、勤労観を獲得し、卒業後の進路選択に役立ててもらうことを目指している。

最後に、県内高等教育機関が協力し諸事業を行う「高等教育コンソーシアムみえ」（根拠資料4-8【ウェブ】）に本学も参加し、他の高等教育機関と協力しながら、地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍できる人材を育成するための科目を「共通科目」として開講している。「食と観光実践」、「次世代産業実践」、「医療・健康・福祉実践」がそれに該当する。これらの科目は集中講義で行われ、他大学の学生とともに、現場を視察・調査したり、学生同士でディスカッションしたりしながら、課題解決の提言を取り纏めていくアクティブラーニング科目である。総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力などの応用力や実践力を育成することを目指している。

そして、上記3実践に加え、「地域史」、「自治体行政特論」、「農林体験セミナー」、「キャリア形成セミナー」、「地域政策論Ⅰ・Ⅱ」、「起業論」、「生涯学習論」の科目群の中から

3科目（6単位）を修得した学生で、かつ資格認定の申請をした者に対しては、「高等教育コンソーシアムみえ」から三重創生ファンタジスタ（ベーシック）資格が認定されている（根拠資料 4-3 p.8、根拠資料 4-4 p.7、根拠資料 4-5 p.6）

以上の「語学基礎」、「共通科目」、そして後述する「専修科目」の単位の設定については、学則第10条第5項において以下のように定められている（根拠資料 1-4）。

1. 1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15時間の授業の課程をもって1単位とする。
2. 2時間の授業につき1時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする演習については、15時間の演習をもって1単位とすることができる。
3. 実験、実習、実技等は、45時間の授業の課程をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業課程をもって1単位とする。

各学科・専攻及び教養教育委員会では、これに基づいて、具体的な授業科目の区分、必修・選択の別、単位数、配当年次等を設定し、学科・専攻ごとの開設講座表上で示している。

また、開設講座表は学生に配付する『シラバス』や本学ホームページにも掲載している（根拠資料 4-3 pp.12～13、pp.140～141、根拠資料 4-4 pp.20～21、pp.118～119、根拠資料 4-5 pp.14～16、pp.166～167）。

「共通科目」と「語学基礎」の編成や実施方針の適切性については、教養教育委員会を定期的に開催して検証を行っている。2019（令和元）年度には後述するワーキンググループで改革案の検討の一環として、開設科目全体について検討し、全学共通開講という特性を踏まえてカリキュラム改編案を作成した。これまで同様に多分野の科目を開講して履修の機会を担保しつつ、学生の興味関心の傾向を考慮して、科目の廃止、新設および科目名変更を行った。

各学科・専攻の「専修科目」が教育目標を達成しうる教育内容が提供できているかなどに関する検証は、原則月1回開催される学科会議及びコース会議が基本となる。これと並行して、カリキュラムの編成や開講形態については学生部長を委員長とする学務委員会で、各授業内容や評価方法の適切性及び目標の達成度などについては学長を委員長とするFD・SD活動推進委員会が決定した方針の下、FD・SD活動推進委員会ワーキンググループが実施するFD・SD活動による検証が行われている。また、その検証結果は毎年『FD・SD活動報告書』にまとめられ、公表されている（根拠資料 2-10）。

以上のような各会議・委員会などでの議論と検証を経た上で、改善が必要と判断される場合には、各学科または教養教育委員会で改善案を協議し、さらに発展計画委員会および教授会での審議を経て学長により決定が行われる。

また、2019（令和元）年度には、短大教育の一層の充実を図るため学長の指示の下に「短大充実等具体化のためのワーキンググループ（WG）」が設置され、全学的な改革案の作成が進められた。このWGでは学生部長が責任者となり、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任、生活科学専攻主任、教養教育委員長が参加して検討を重ね、2021（令和3）

年度からのカリキュラム改革案を含む報告書を答申した。報告書は、両学科会議、発展計画委員会、教授会の審議を経た上で学長が承認し、全学的な方針となった(根拠資料 1-12)。この方針の元で、以下で述べる各学科の教育が実施されている。

< 2 > 法経科

法経科については、本学全体及び学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目は大別して「基礎科目」、「共通科目」、「専修科目」へと編成されている(根拠資料 1-4【ウェブ】 第6条)。このうち基礎科目の「語学基礎」と「共通科目」については記述を割愛する。

まず法経科第1部について説明する。「専修科目」は、法律・政治分野の専修第一分野と経済・経営分野の専修第二分野と専修共通分野に分かれている。各コースの「基幹分野に関する基本的な知識」、「最新の学問的到達」を学べるよう、法律・政治、経済・経営の基幹的科目はもちろんのこと、4年制大学の法学部や経済学部に匹敵するような科目も開講し、短期間でも専門的素養を修得できるよう科目配置されている。また、多面的に現代社会を見る目を養うことを目的として、学生は専攻するコースの専修科目群から38単位以上を修得するだけでなく、専攻しないコースの専修科目群からも8単位以上を修得し、合計46単位以上を修得することが卒業要件になっている(根拠資料 4-3 p.7)。

学生は1年生後期から興味を持った分野の専任教員が開講する基礎演習に所属することが必須となっており、2年次には継続的に同一の専任教員の演習に所属することが制度上必修となっている(4単位)。基礎演習および演習は少人数で行われ、選んだ分野における最新の専門知識の習得、コミュニケーションやプレゼンテーション・ディスカッション能力の向上、卒業論文作成を通じた文章力・分析力・論理的思考力・課題解決能力等の涵養を、1年半をかけて行っている。こうして「修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用」できる人材の育成を図っている。最後にこのことの一環として、法経科では日商簿記検定に対応した、一連の会計系科目を開設し、事務・経理系の職業を目指す学生のスキル向上を支援している。

法経科第1部における体系的な履修の順序については、志願者に本学科の学びをイメージしやすいよう『キャンパスガイド』(大学案内)に図示し(根拠資料 1-6【ウェブ】 pp.5~7)、入学後のオリエンテーションでも各コース主任から指導が行われている。

法経科第2部においても授業科目は基礎科目、共通科目、専修科目から成り、それぞれの分野で卒業に必要な最低単位を取得した上で、合計64単位以上の単位修得が卒業要件になっている(根拠資料 4-3 p.8)。以下では第1部とは異なる部分に記述を限定する。

専修科目の履修(46単位以上)においても法律・政治分野(第1部の専修第一分野に相当)及び経済・経営分野(同じく専修第二分野に相当)のそれぞれから8単位以上を単位修得することが卒業要件として定められているだけであり、比較的自由的な履修選択が可能になっている。また、法経科第2部では、リカレント教育を重視しており、2021年度から開始された長期履修学生制度を利用することによって、3年または4年間で2年間分の課程を履修することができる。この制度によって学ぶ時間帯や学ぶ曜日を選んで学習することが可能になり、時間的に制約がある社会人でも学ぶことができる体制が整っている。

< 3 > 食物栄養学科食物栄養学専攻

食物栄養学科ではカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目は、「基礎科目」、「共通科目」、「専修科目」に大別して体系的に編成している（根拠資料 4-4 p. 5）。

1 年次においては「専修基礎」において必修科目である「食物栄養学入門」を開講し、レポートの書き方や図書館や情報処理演習室の使用方法など、本学で学ぶ基本的な事項、さらに初学者のための各科目の学び方について各専任教員が持ち回りで教授している。このことによって、初学者である学生が専門分野の学修に向けて最初に身につけるべき知識を修得すると同時に、2 年間で体系的に学習を進めていく見取図への認識の獲得が企図されている。

栄養士免許に関わる科目は、栄養士法施行規則（平成 14 年度に改正）に基づき、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の 6 分野として編成されている。また、講義と実験・実習科目をバランスよく配置するとともに、開設講座表において履修年次を指定することで、基礎的な知識の習得から専門的な内容へと段階的に学習できるよう配慮している（根拠資料 4-4 p. 21）。食物栄養学専攻の履修の順序については、志願者に専攻の学びをイメージしやすいよう『キャンパスガイド』（大学案内）に図示し（根拠資料 1-6【ウェブ】 p. 11）、入学後のオリエンテーションにおいても学科長や担任教員からの指導がなされている。

また 2022 年度入学生から、「特別演習」が必修となった。これにより、学生が興味のある分野についてより深く学んだ上で卒業するという体制が、これまで以上に強化された。

< 4 > 生活科学科生活科学専攻

生活科学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき授業科目を「基礎科目」、「共通科目」、「専修科目」に大別して、体系的に編成している（根拠資料 4-5 p. 5）。「専修科目」のうち生活基礎科目は、「住生活論」「食生活論」「衣生活論」「生活技術」「生活経営」など、生活の根源にかかわる科目として配置している。生活基礎科目以外の「専修科目」は、各コースの専門性に応じて配置されており、具体的には専修第 1 分野（生活福祉・心理コース）、専修第 2 分野（居住環境コース）の 2 分野により構成されている（根拠資料 4-5 p. 14-16）。

生活福祉・心理コースでは、社会福祉関連の科目と心理学関連の科目を配置し、さらに、福祉関連領域と心理学関連領域をつなぐ役割を果たす科目として「福祉心理基礎演習」や「福祉心理演習」を設けている。居住環境コースでは、身近なインテリアから、住宅や建築、都市計画やまちづくり、地球規模の環境問題、情報まで幅広い分野の専修科目を配置し、生活環境全般について総合的に学べるように配慮している。また、2 年次には、各自が探求したいテーマに従って指導教員を選び、卒業論文や卒業制作に取り組む「居住環境特別演習」を設けている。なお、生活科学科では、各コースの専門性を担保しつつ、他コースの分野も履修できるようにすることで、より幅広い専門知識の修得が可能になるとともに、生活科学専攻としての一体性を確保している。このように、生活科学科では、多様な分野を総合的に学ぶことが出来る特性を有することから、各分野の配置科目を『キャンパスガイド』（大学案内）において図示し（根拠資料 1-6【ウェブ】 p. 13, 15）、入学後のオリエンテーションでも各コース主任から個々の学生の関心に応じた学び方について指導が行われている。

最後になるが、2023 年 3 月におこなわれた「卒業生満足度調査」のアンケートにおける「演習についての満足度・大学全体」においては「知的刺激・問題意識」が 6 点満点の 4.98、「演習に対する評価・所属別」においては、「専門的知識、技術・技能」について食物栄養学科が 5.33、生活科学科が 4.82（資格取得のためのカリキュラムをもたない法経科学生についてはこの質問項目はない）となっており、いずれも基準値（4.5）を上回っている（根拠資料 4-9 p.3）。本アンケートにおいては、演習に関わる項目以外に学生が自らの学習到達度や知的成長について回答するものが存在しないこと、学生にとっては演習こそが報告や卒業研究などを通じて、自らの知的力量を注力する場であるから、これらの数値は演習への評価にとどまらない、本学における学び全体に関わる評価であると推定されるところであるので、これまで見てきたような本学における取り組みが卒業生に肯定的に評価されている証左であるとの理解が可能であると考えられる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・ シラパスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラパスとの整合性の確保等）
- ・ 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラパス改訂と学生への周知
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・ 学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・ 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・ 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・ 各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

（単位の実質化を図るための措置）

従来、法経科第 1 部及び生活科学科（食物栄養学専攻・生活科学専攻）においては、2 年次において 20 単位以上を修得しなければならないという逆 C A P 制を導入していた。しかし、2017（平成 29）年に実施された大学基準協会の認証評価において、「法経科第 1 部及び生活科学科において逆 C A P 制が導入されているが、単位の実質化を図る措置とはい

えない。また、法経科第2部においては、単位の実質化を図る措置がないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる」と指摘され、「努力課題」として改善・改革を促されている（根拠資料 2-11【ウェブ】 p.8）。また、学内においても、2019（令和元）年度の短大充実を目指すためのWGの報告書において「単位制度の実質化の観点からCAP制導入を検討すべき」であり、「カリキュラム改革に合わせ、早急に検討すべき課題である」とCAP制導入を促す提言が行われた（根拠資料 1-12）。

その後、発展計画委員会で大学執行部が提示した原案をもとに、両学科でCAP制導入に向けた審議が進められた。原案では年間履修登録単位数の上限を、法経科第1部及び第2部では50単位（第2部の長期履修学生については履修期間が3年の学生は30単位、4年の学生は20単位）、生活科学科食物栄養学専攻（現・食物栄養学科食物栄養学専攻）では55単位、生活科学科生活科学専攻（現・生活科学科生活科学専攻）では50単位（ただし、「社会福祉士発展科目」を除く）に設定している。CAP制導入は2020（令和2）年度5月の教授会で原案通り承認され、2021（令和3）年度入学生から実施された。

（シラバスの内容、授業の内容及び方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知）

本学では毎年、『履修要項（シラバス）』を学生に配布している。シラバスへの記載形式は、すべての講義で統一し、授業概要・授業目的、到達目標、授業計画（全15回または30回分）、予習・復習の内容、教材・テキスト・参考文献等、成績評価方法、実務経験（該当者のみ）、その他、となっている。また短大全体および各学科のディプロマ・ポリシーのどれに対応するかについても明記されている。シラバス作成時には、各教員に見本となるシラバスを送り、記載形式の不統一を防止している。また、作成されたシラバスをFD・SD活動推進委員会ワーキング・グループが事前に確認し、極力表現や用語、さらには出席の取扱い方法等（何回欠席すると無資格となるのかなど）を全学的に統一することを徹底している。またやむを得ず授業の内容について変更を行う場合には、その旨を授業内にて周知するように求めている。シラバスの記載通りに授業が実施されているかどうか、および内容の変更があった場合に適切なアナウンスがあったかなどについては、同グループが各期末に実施する学生による授業評価アンケートを通じて確認している。

（学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法）

学生の主体的参加を促す授業形態としては、アクティブラーニングの導入やフィールドワークや体験を通じて学ぶ学習がある。

例えば、三十三総研との産学連携講義である法経科第1部開講の「起業論」では、授業での学びをベースに、グループワークを通じてビジネスプランを作成し、三十三総研コンサルティング部長を務める非常勤講師から実践的なコメントをもらえるようになっている（根拠資料 4-3 p.116）。

また食物栄養学科で開講されている「特別演習」では、運動栄養学にかかわる講義や実験の知識を深めるために、学生が校外で多様なスポーツを体験し、また高校生へのスポーツ栄養サポートに取り組んでいる（根拠資料 4-4 p.108）。他方、生活福祉・心理コースの「心理学基礎実験」では、学生に心理学実験の素材となる体験をさせ、それを用いて実験

した結果をもとに考察を行うことで関心を高める工夫をしている（根拠資料 4-5 p.104）。また 2022 年に開始された P B L 型の科目「地域づくり実践」では、津駅周辺の地域改善・活性化政策と連動して地域のフィールドワークとグループワークを行い、最終的にポスターやスライドにまとめて発表している（根拠資料 4-5 p.68）。さらに、地域創生ファンタジスタ資格の指定科目の中には地域の課題を主体的に解決していける人材を養成するため、現場調査やグループディスカッションを重視している 4 つの実践科目（「農林体験セミナー」、「食と観光実践」、「次世代産業実践」、「医療・健康・福祉実践」）があり、資格取得を目指す学生が積極的に履修している（根拠資料 4-3 pp.56～59 及び pp.178～181、根拠資料 4-4 pp.65～68、根拠資料 4-5 pp.59～62）。

（学習の進捗と学生の理解度の確認）

学生の進捗や学生の理解度の確認に関しては、各教員がコメントシート、小テスト、レポート提出などを通して確認しており、どのような内容で行うかはシラバスに記載され、事前に学生に周知されている（根拠資料 4-3、4-4、4-5）。また学期末に実施される授業評価アンケートの中に自主的な学習をどれだけ行なったかについての質問があり、数値として把握できるようになっている（根拠資料 2-10）。この結果については各教員に伝えられており、次年度の改善に活かされるようになっている。

（授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数）

語学科目や実習・実技科目の中には、授業形態に配慮して履修者数を制限している科目がある。具体的には「語学基礎科目」として開設されている 4 つの外国語科目（英語Ⅰ・ドイツ語Ⅰ・フランス語Ⅰ・中国語Ⅰ）及び「共通科目」の「英会話」「英語講読」「実用英語」については、語学の修得という科目の特性上、教育効果を担保するという目的で、履修申告前に学生の履修希望調査を実施して、一クラス 30 名程度を目安に受講者数の調整を行っている（根拠資料 4-10）。原則として希望通りのクラスに配属するよう心がけているが、希望者が適切な人数を大きく上まわった場合は、一部の学生を第 2 希望のクラスに振り分けている。

また、「共通科目」の情報処理実習Ⅰ・Ⅱは、基礎的なコンピュータ操作能力を養成しているが、情報処理演習室にあるパソコンの台数から来る制約上、一クラスの受講者数を 30 名程度に設定し、受講希望者の申請に基づいて人数調整を行っている。さらに「体育実技」についても、指導上の理由から受講者数を 25 名程度に設定し、同様に人数調整をしている（根拠資料 4-10、4-11）。

その他、三重大学の夏季集中授業に参加する「農林体験セミナー」や「高等教育コンソーシアムみえ」によって開設されている「食と観光実践」、「次世代産業実践」、「医療・健康・福祉実践」についても、本学の割当人数があるため、履修希望者多数の場合は、抽選による人数調整をしている。

これらとは別に、2020（令和 2）年度には、新型コロナウイルスの影響により、教室での対面講義が困難となったことから、どのような形で講義を行うかについて、「共通科目」を担当する非常勤講師からも意見収集を行って検討した結果、オンデマンド方式を基本としながら一部の授業で Zoom 利用も含む遠隔講義が行われた。2021（令和 3）年度からは原

則として従来の対面講義を再開したが、2022（令和4）年度までの2年間は感染予防の観点から、例年履修者が100名を超えていた「心理学」「環境論」「比較文化論」「生涯学習論」「ジェンダー論」「差別と人権」については、履修者を100名に制限した。また、「体育実技」については、体育館の更衣室で十分な間隔を取ることが出来るよう、1クラスの履修者を15名に制限した。

（適切な履修指導の実施、その他効果的な学習のための指導）

履修指導については、オリエンテーション時に『シラバス』の内容を学生に周知徹底している（根拠資料4-3、4-4、4-5）。また、各期の履修申告に際しては、クラス担任またはゼミ担当教員の事前チェックと提出書類への捺印を受けることになっており、学生が体系的に学修し、目標とする資格を取得し、卒業要件を充足できるように個別指導を行なっている。

また2023年度からは全学的に卒業論文、卒業研究のタイトルを取りまとめて公表することを行なっているが、これを参考にすることで学生が所属する演習を選択する際に、どの演習に所属すればどのような研究、学習を行うことが可能であるかについてよりイメージしやすくなり、学生のゼミ選択を支援することができるようになった。

（授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示）

学生からのコメントシート回収とそれに対するリプライ、あるいは授業内において質問の時間を設けるなど、各教員がそれぞれの方式で学生に対してフィードバックを行い授業外での学習に役立てることができる工夫を行っている。このことが適切に実施されているかについてはFD・SD活動推進委員会が実施する授業評価アンケートにおいて、「学生の質問や意見」という項目を設けることで確認を行なっている（根拠資料2-10）。加えて専任教員については毎週1回90分間のオフィスアワーを設定し、その時間帯は学生が自由に研究室を訪問し、学習に関する質問や進路の相談などを行うことが可能である。

学習課題の提示については各教員の裁量に任されている部分が多いが、これについても量的・質的に不適當である場合には授業評価アンケートの自由記述によって学生からの意見を把握しうる体制を整えている。

（各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり）

全学的にFD・SD活動推進委員会が設置されており、その下にFD・SD活動推進委員会ワーキング・グループが設置されている。FD・SD活動推進委員会ワーキング・グループが主体となり、毎年度それぞれの授業のシラバスの内容が妥当であるかどうかについて事前の確認を行い、不適當であると判断した場合には修正を求めている。またそれぞれの授業について各学期末に授業評価アンケートを実施することで、授業が適切に実施されているかどうか、学生からどのような意見が出されているかについて把握することを行なっている。授業評価アンケートの内容については各授業の担当教員に伝え、それについてのコメントを求めている。これはそれぞれの教員が授業内容についての反省と改善策の考案を行う機会となっている。授業評価アンケートの内容とそれについての教員からのコメントについては、毎年度『FD・SD活動報告書』として取りまとめて公表している（根

拠資料 2-10)。

また F D ・ S D 活動推進委員会が主体となり、毎年度公開授業を実施している。これは専任教員が他の専任教員が実施する授業を見学し、それについての意見を述べるという形で行なっている。これにより他の教員の視点を自分の授業の改善に活かし、また他の教員の授業を見学することで気づきを得ることできるという体制を整えている。公開授業は 2010 年度から実施してきたが、コロナ禍により 2020 年度、2021 年度は中止となった。しかし 2022 年度からは再開することができ、6 月から 7 月にかけて他の教員の授業を見学し、その後 8 月に意見交換会を開催するという形式で実施した（根拠資料 2-10 p.11）。これによって大学全体の講義の質を高め、学生にとってより良い講義を提供できることを目指している。

（COVID-19 への対応）

COVID-19 の蔓延に伴い、2020（令和 2）年度前期は 6 月から授業を開始するなどの措置を取った。COVID-19 対策として、2020（令和 2）年 6 月より多くの授業において遠隔方式を採用し、オンデマンド方式および Zoom 配信にて実施した。ただし実験や実習など授業の特性上対面での実施が不可欠である場合には、対面方式にて実施することで学生の学修機会と授業の質を確保することに努めた。対面で実験や実習を行う際は、感染防止対策を十分に行った上で実施した。また、発熱などの風邪症状のある学生や濃厚接触者になった学生を全て把握し、欠席扱いにしないこと、補講や追加の課題、追試を実施するなど柔軟に対応した。

2021（令和 3）年からはほぼ全ての科目において対面授業へ移行したが、遠隔授業のシステムはそのまま継続して使用している。遠隔授業のシステムの効果として、感染防止に役立つほか、授業資料の電子配布、レポートの回収に利用することにより学生の健康上の安全確保だけではなく予習および復習への活用など学習上の効果も得られることになった。

2020～2022（令和 2～4）年度の学外実習については、県内外および本学内での感染状況を勘案し、実習可否を判断した。実習施設には事前に受け入れ可能かを確認した上で実施し、学外実習が困難な場合は日程の変更や学内演習に切り替えるなど、可能な限り充実した学修となるよう配慮した。なお学外実習については 2023（令和 5）年 4 月より、COVID-19 対策以前の通常の授業形態にて実施している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(単位制度の趣旨に基づく単位認定)

学則第 15 条の規定に基づき、各授業科目の課程修了の認定は、試験等によって行われる(根拠資料 1-4【ウェブ】)。

成績の評価基準については、2018(平成 30)年度以前の入学生については、単位が認定される場合を「優」(100～80 点)、「良」(79 点～70 点)、「可」(69 点～60 点)の 3 段階で評価し、単位不認定の場合は不認定となった理由に応じて「不可」(60 点未満)、「欠席」(試験を欠席)、「無資」(出席不足などの理由による試験受験資格なし)、「未提」(レポート未提出)としていた。2019(令和元)年度入学生からは、新たに G P A (Grade Point Average) 制度を導入し、「優」(以後 89 点～80 点)の上に「秀」(100 点～90 点)の評価段階を設け、「秀」を 4、「優」を 3、「良」を 2、「可」を 1、単位不認定を 0 とする G P (グレード・ポイント)をもとに G P A を算出している。そして、各期に学生に配付する成績通知書において学期 G P A 並びに通算 G P A を記載することで、学生の学びの到達度を可視化している(根拠資料 1-4 第 15 条、根拠資料 1-7 p. 13、根拠資料 4-3 p. 4、根拠資料 4-4 pp. 3～4、根拠資料 4-5 pp3～4)。また成績評価の基となるシラバスについては、F D ・ S D 活動推進委員会ワーキング・グループが主体となり事前の確認を行うことで、全学的に統一された基準で作成を行なっている。

(既修得単位の適切な認定)

既修得単位の認定については、学則第 14 条に定められている(根拠資料 1-4 第 14 条)。教育上有益と認められ、当該授業科目について本学に相当する授業科目がある場合、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に他の短期大学や大学等で履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を上限として認定している。既修得単位認定希望者は、修得した教育機関における当該科目のシラバスなどを添付して学生部に申請し、各学科で本学の授業内容との整合性を十分検証したうえで承認している。既修得単位の認定の案内につ

いては、新入生全員に入学式前に案内文書を送付したうえで、オリエンテーションと『学生便覧』でさらに周知徹底している（根拠資料 1-4【ウェブ】 第 14 条、根拠資料 1-7 p. 12）。

（成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置）

本学にて実施している授業評価アンケートのなかに、「2-1 授業の進め方や成績評価基準等について明確な説明があった」（根拠資料 2-10 pp. 22～23）という質問項目があり、この点についての受講者の点検を受けられるようになっている。2022（令和 4）年度授業評価アンケートにおけるこの質問に対応する項目「事前説明」の最頻値平均は、前期が 5.7、後期が 5.6（6 点満点）であり、学生の満足度は高いと言える（根拠資料 2-10 pp. 43～295）。

本学の単位認定は学則第 15 条により、「各授業科目の課程修了の認定は、試験によって」行われ、「試験の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする」。ただし同条 2 項には「実験、実習、演習及び体育実技については、平常の成績をもって試験の成績に代えることができる」とされている（根拠資料 1-4【ウェブ】）。試験については三重短期大学試験規程に基づき、「欠席が出席すべき時間数の 3 分の 1 を超えた者」には原則として受験資格を認めていない（根拠資料 4-12）。なお、傷病など正当な理由によって受験が不可能であった学生に対しては、必要な書類の提出を前提として、追試験の受験を認めている（根拠資料 1-7、p. 13）

また、『学生便覧』に「受験の心得」を掲載し、試験における不正行為に注意喚起するとともに（根拠資料 1-7、p. 38）、実際に不正行為が疑われる行為が発覚した場合には、「教授会は、不正行為判定委員会の議を経て、不正行為があると認めた者について、当該受験科目につき不合格の措置をとる」こと、「教授会は、不正行為判定委員会の提案に基づき、不正行為があると認めた者について、訓告等及び学則第 66 条による懲戒処分を行う」こと、「教授会が訓告等及び懲戒の措置を採った場合は、学生に通知するとともに、学内所定の場所に掲示する」ことなどが行われる。2019（令和元）年度前期には 1 件の不正行為が認められたため、再発防止策として、試験監督の増員と試験中の巡回の徹底、座席指定及び本人確認の厳格化、試験への教科書等の持ち込みの原則の策定などが不正行為判定委員会より教授会に提案され承認されている。同再発防止策は、同年度後期から実施されている。この対策により、これ以降は現時点まで不正行為は発生していない。

確定した成績は成績発表を通じて学生に通知されるが、その時に専任教員は特別にオフィスアワーを設定し、成績に関する質問や苦情に対応できるようにしている。また学生部が仲介する形で成績評価および単位認定についての質問や苦情を担当教員に伝達する制度が整えられており、学生からの異議申し立てが妥当であると担当教員が認めた場合には、成績変更が行われている。

加えて全学的に最終年次における演習が必修化されたことに伴い、卒業論文、卒業研究についても全学生から提出されたものを取りまとめ、その公表を行うということを 2023（令和 5）年度から実施することを予定している。また卒業論文、卒業研究の評価基準については全学的に F D・S D 活動推進委員会ワーキンググループが主体となり、ルーブリックのモデルを作成した上で、各学科の特性にあわせてそれを具体化していくという形で、可能な限り全学的に統一した基準で評価しうる体制を整えた。卒業論文および卒業研究の取りまとめおよび公表の準備段階として、2022（令和 4）年度においては演習が必修ではな

い食物栄養学科をのぞく、法経科第1部、同第2部、生活科学科において卒業論文、卒業研究の取りまとめを行なった。全学的に取りまとめを行い、それを公表することによって、それぞれの演習がどのような内容で開かれているのかが学生および他の教員から把握しやすくなり、学生自身のゼミ選択や、教員にとってもあるゼミへの所属を希望する学生に対してどのような授業を履修すれば良いのかについての指導方針が立てやすくなるなどの効果が期待される。

（短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示）

卒業要件については学則で定められており、2年以上在学し、学科ごとに定められた単位を修得しなければならない（根拠資料1-4【ウェブ】 第10条）。また、各学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーが示されており、その方針に基づいて学位を授与している（根拠資料4-2）。

法経科第1部では、本学に2年以上在学し、法経科第1部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士（法経）」の学位を授与している。法経科第2部では、本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざすという法経科第2部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士（法経）」の学位を授与している。

食物栄養学科食物栄養学専攻では、本学に2年以上在学し、所定の単位を修得した学生は、食のスペシャリストとして社会に貢献できる、豊かな教養と幅広い専門知識を身につけた「栄養士」の育成をめざすという食物栄養学科食物栄養学専攻の教育目標に達したと認定し、「短期大学士（食物栄養学）」の学位を授与している。

生活科学科生活科学専攻では、本学に2年以上在学し、所定の単位を修得した学生は、社会福祉、心理、住生活、環境といった分野を柱に、「いのち」と「暮らし」にかかわる学問を習得するという生活科学科生活科学専攻の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士（生活科学）」の学位を授与している。

卒業要件の詳細な内容については各学科の『履修要項（シラバス）』（根拠資料4-3、根拠資料4-4、根拠資料4-5）ならびに『学生便覧』（根拠資料1-7）に記載するとともに、各学期初めに行うオリエンテーション時に学生に周知徹底している。また、各期に配付される成績通知書には、卒業要件、取得単位、不足単位などが科目区分ごとに明示され、オリエンテーションを通じて、不足単位を計画的に0にするよう履修指導が徹底されている。学生は履修申告時に、クラス担任またはゼミ担当教員に履修内容の事前チェックおよび提出書類への捺印を受けることになっており、卒業要件を満たせるよう履修指導が行われている。2023年3月卒業生の満足度調査において、「学習相談」の項目にたいして6点満点中4.92という高い点数がつけられていることによって、懇切かつ重層的な本学の指導が評価されていると断ずることができよう（根拠資料4-9 p.8）。

なお卒業認定については、3月初旬に開催される教授会において、卒業判定対象者個々の単位取得状況が一覧表として資料提供され、それに基づく審議に基づき、学長が承認している（根拠資料4-13）。過年度生で前期中に卒業必要単位を修得できた者については9

月卒業を認めており、学長、学生部長、学科長などの参加のもと、9月卒業式が挙行されている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先、進学先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学でアセスメント・ポリシーを設定したのは2022年からであるが、それ以前から学習成果の把握について、以下のような方法で実施してきた。

2006（平成18）年度より在学生に対してゼミ以外の授業に対して「学生による授業評価アンケート」を実施している。共通質問項目12については全科目で、選択的質問項目4については該当科目について学生の意見を数値で聴取することとしている。さらに個々の授業について学生の意見、要望を自由記述の形で汲み上げている（根拠資料2-10）。

学生の自由な意見表明を妨げないこと、また新型コロナウイルス感染症の拡大により一部遠隔授業となったことから、2020（令和2）年よりアンケートの実施は紙媒体での回収からGoogleフォームを用いて各学生に送信し、回答を得る形式へと変更した。また新型コロナウイルス感染症の拡大によって、学生の意見を聴取することや学生の学習成果を確認することがさらに重要となったため、前期・後期すべての科目を対象として授業評価アンケートを実施することとした。

授業評価アンケートの質問項目については、遠隔授業を履修した学生も回答できるように項目の表現等の修正を図った。ただし、従来のアンケート項目との比較検証等が実施できるように、質問項目はほぼ変更せずに実施している。また、学生の自由な意見表明のために、自由記述欄も引き続き設けている。

ゼミについては「学生によるゼミ評価アンケート」によって卒業年次生に対して行われており、その内容を当該教員にフィードバックして授業改善の取り組みに結びつけ、その内容を「FD・SD活動報告書」に掲載している（根拠資料2-10 pp.2～6 pp.13～14）。なお、2019（令和元）年度からゼミ評価アンケート結果については、学生の意見をすべて掲載することとした。

上記のアンケート結果については各教員にフィードバックした上で、結果に対してそれぞれの教員からコメントを記入してもらい、報告書に掲載することとしている。なお、これらの学生の意見や教員からのコメントを掲載した報告書は、図書館、生活協同組合の店舗、あるいは学生部窓口で自由に閲覧できる（根拠資料 2-10）。

アンケートの配布方法が従来の紙媒体での回収から Google フォームへの回答に変更になったことで、接触の機会など、新型コロナウイルスに感染するリスクの低減を図ることが出来るようになった。ただし、対面授業時の紙媒体での回収とは異なり回収率がやや下がる傾向が見られるため、回収率を上げるための工夫として、学生への回答協力依頼のメールなどを重ねて出すことや、授業後に回答時間を設けて入力してもらい、ゼミ内において記入する時間をとってもらいなどの方法を取ることにした。今後も、さらに回収率を上げる取り組みを進めることが課題である。

これとは別に卒業時に卒業生満足度調査を実施し、自由記述も含めて教育の質の向上、改善のための資料として活用されている。卒業生満足度調査においては学生に「演習の満足度」、「学生活動についての満足度」、「学生支援についての満足度」、「人との出会いについての満足度」、「自分の人間的成長についての満足度」などについて複数の設問で尋ねており、通常の授業評価アンケートでは把握できない総合的な成長に関する学生の自己評価を把握し、短大教育としてディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成できたかについて検討する重要な機会を得ている。この結果については内部質保証推進委員会が取りまとめた上で、教授会で報告が行われている。また結果については各学科別の数値および経年変化を把握することが可能となっているため、それぞれの学科の教育改善にも役立つものとなっている（根拠資料 4-9）。

加えて、本学では 2022 年にアセスメント・ポリシーを設定した（根拠資料 4-14）。これは 3 つのポリシーに基づき、「大学全体」「学科・コース」「個々の科目」の三つのレベルにおいて指標を設定し、学生の入学時から卒業時までの成長を検証し、学習成果・教育成果の評価と測定を行うものである。アセスメント・ポリシーが設定されたことを受けて、2022（令和 4）年度に本学のアセスメント・ポリシーに従い F D ・ S D 活動推進委員会ワーキング・グループが主体となってループリックの原案を作成し、それを基に各学科がその特性に応じて具体化を行う形でそれぞれの学科に適したループリックを作成した。法経科では 2022 年度からその内容を学生に周知し、卒業論文の評価に利用するという形での活用を開始した。さらに 2023（令和 5）年度からは全学科・コースにて運用を始めた。先に述べたようにループリックは各学科・コースで特性にあわせて作成しており、卒業研究や卒業論文の評価として活用している。これにより、学生がディプロマ・ポリシーに掲げる教育目標を達成できているかを、卒業論文、卒業研究という具体的な成果物を通じて把握できる体制の構築を行なった。

これに加えてディプロマ・ポリシーに「栄養士」の育成を目指すことを記載している食物栄養学科に関しては、どれだけの学生が「栄養士」資格を取得したかについて教授会での報告が毎年度行われており、この面からも学科の教育目標がどれだけ達成できたかの把握がなされている。

以上のように卒業生満足度調査、ループリックに基づく卒業論文および卒業研究の評価ということを通じて、本学ではディプロマ・ポリシーに基づく教育目標が達成できている

かを把握する体制を整えている。しかしながら本学のディプロマ・ポリシーでは「創造性豊かな人間性」や「実社会で活躍できる知的・人間的資質」、「地域社会を主体的に担う態度」などを身につけた学生を養成することを謳っており、これらの内面的な能力をどれだけ伸ばすことができているかを把握、評価する上では、上記の手法では不十分であると思われる。そこで、他大学の事例を参考にPROGテストの導入を決定した。PROGテストは全学生に対し入学時点と2年次の2回受験してもらうことで、在学期間を通じて内面的な能力をどれだけ伸ばすことができたかを各学生に把握してもらう目的で実施する。2023（令和5）年度11月に希望する学生を対象に試験的に実施し、2024（令和6）年度入学生から本格的に導入する予定である。

教職員の意見聴取については「非常勤講師懇談会」、「FD活動交流集会」などの機会を利用して行われている。「非常勤講師懇談会」は2007（平成19）年度から実施され、懇談会で出された意見については記録され、学科会議や専攻会議の場で紹介、検証され、公表されている（根拠資料 2-10 pp. 6～7）。また、これら会議において出された意見についても記録され、FD・SD活動推進委員会で検証されている。2015（平成27）年度からは「FD活動交流集会」を開催し、学科・専攻等の枠を超えた全体集会および分散会において教育における経験や教訓について交流する場を設けている（根拠資料 2-10 pp. 10～13）。「非常勤講師懇談会」や、学科会議等における教員の意見交換とともに自由な情報交換と議論の場であるため、経験交流が中心となって実施されている。授業運営上必要なハード面の改善については、可能であれば年度内に実施されるが、予算措置を伴うものについては予算要求という形で次年度実施を目指すこととなる。

「FD活動交流集会」については、参加者の好評を博しつつも、「授業のふりかえりの時間を設けたい」「さらに実践的な工夫を重ねたい」との声も上がっているため、広く意見を集めながら内容の充実を図っていく必要がある（根拠資料 2-10 pp. 10～13）。なお、2020（令和2）年度の非常勤講師懇談会に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、対面による懇談会を実施せずに、代替手段として前期および後期のそれぞれ7月、12月に非常勤講師を対象にアンケートを実施した。その内容についてはこれまでの非常勤講師懇談会の内容と同様に、『FD・SD活動報告書』に掲載されている。2021（令和3）年度からは、これまで通り、前期と後期に各5日間、非常勤講師懇談会を対面にて実施している。

2019（令和元）年度からは、学生とも学内においてグループワーク形式での交流を図り、より積極的な意見交換に繋げている。そのために実施されている学長と学生の座談会は毎年度開催され、公募によって出席希望学生を募り、本学のFD・SD活動全般についての意見や要望を広く聴き取っている（根拠資料 2-10 pp. 7～9）。出された意見や要望については、学内に掲示して学生に公開すると同時に、FD・SD活動推進委員会から教授会に報告され、必要に応じて学務委員会や各学科、専攻、コースにフィードバックされ、改善につなげている。

就職先企業への意見聴取については、3年に一度、本学卒業生が就職した企業100社を対象にアンケート調査を実施している。調査では、卒業生の印象や学生に求める能力、本学の教育への要望や意見、本学に対するイメージなどを把握し、その結果を報告書にまとめ、教授会での報告を通して情報共有を図っている（根拠資料 4-15）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

本学では、FD・SD活動推進委員会ワーキング・グループが実施主体となって全ての授業で「授業評価アンケート」を実施することで個別の授業の点検・評価を行なっている。結果については担当教員にその結果を伝えた上でコメントを求めており、その結果を参考にしながら授業改善を進めるように求めている（根拠資料 2-10 pp. 39～295）。また専任教員については公開授業を実施し、定められた期間内に必ず他の教員の任意の授業を見学し、参観後、FD・SD活動推進委員会ワーキング・グループに宛てて意見を提出するようにしている。この際に提出された意見については授業を担当する教員に伝えられ、授業の改善に役立てることができるようにしている。さらに、公開授業を踏まえて教員間で意見交換会を開催し、授業改善に向けた情報交換をしている（根拠資料 2-10 pp. 10～13）。

全体の教育課程及びその内容、方法の適切性については学務委員会で、「語学基礎」や「共通科目」については教養教育委員会で、各学科・専攻の「専修科目」については各学科・専攻会議で、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。とりわけ、資格取得に関係する法令等に変更があった場合、ただちに新制度に適合するカリキュラムに改訂することが必要であり、これを行なっている。2020（令和 2）年度の事例としては、後述するカリキュラム改革後、「社会福祉士及び介護福祉法」が改正されたことに伴い、国家試験に関して変更が生じたことを受け、生活科学科生活科学専攻生活福祉・心理コースで開設する科目の見直しを行った例を挙げることができる（根拠資料 4-16、根拠資料 4-17）。こうした修正があった場合、専攻からの提案がまず学科で審議・承認され、さらに教授会で審議・承認されることで最終的に確定する。

2021（令和 3）年度以降には学科再編（食物栄養学専攻を学科化）や入試改革、長期履修学生制度導入（法経科第 2 部）など大幅な大学改革が実施されたため、2019（令和元）年度には学長の提起に基づき、短大充実等具体化のためのワーキング・グループ（WG）が設置され、全学横断的に各学科・専攻の 3 ポリシー並びにカリキュラムを再検討し、今後の短大充実を図るための改革案の検討が行われた。WG は学生部長を長として、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任、生活科学専攻主任、教養教育委員長により構成され、その検討結果は 2019（令和元）年 12 月の教授会に報告書として提出され、承認されている（根拠資料 1-12）。その結果、「共通科目」では一部の科目変更が行われる他、「高等教育コンソーシアムみえ」を通じて創設された単位互換制度を本格導入し、各大学が指定している科目であれば、他大学で履修した科目でも本学の単位として認定できるようになった（根拠資料 4-18【ウェブ】）。

また本学は、2022（令和 4）年にはアセスメント・ポリシーを設定した。これは 3 つのポリシーに基づき、「大学全体」「学科・コース」「個々の科目」の三つのレベルにおいて指標

を設定し、学生の入学時から卒業時までの成長を検証し、学習成果・教育成果の評価と測定を行うものである（根拠資料 4-14）。これに基づき、FD・SD活動推進委員会ワーキング・グループが原案を作成した上で各学科においてルーブリックを作成し、それを用いて卒業論文、卒業研究の評価を行うということを2023（令和5）年度から全学的に開始した。またPROGテストについても2024（令和6）年度の入学生から本格的に導入することで、学習成果・教育成果の把握を行う体制を構築している。

先に述べた大幅な大学改革にあわせて、各学科では以下のようなカリキュラムの改革を行なった。

法経科第1部では、「専修基礎」の法学入門、経済学入門を廃止する代わりに、法律コースだけが実施していた基礎演習を、経商コースも含めて法経科第1部全員に履修させることになった。これにより1年半の期間をかけて興味関心にあった専門分野をより深めることができる体制を整えた。「専修基礎」の廃止にともない卒業必要単位も現行の66単位から64単位に減らし、他の学科・専攻と統一した。また、コース間で開講科目数や単位数に偏りがあった問題を改善するため、「専修共通」という区分をつくり、法律・経商のどちらのコースの学生が「専修共通」を履修しても他コース科目の単位として認められるようになった（根拠資料 4-3 pp. 5～7）。

法経科第2部では、法経科第1部への乗り入れ可能科目を拡大し、乗り入れで修得できる単位数も20単位から30単位に増加した。また、WGとは別に、リカレント教育の充実が求められる時代にあわせて長期履修学生制度の導入が教授会で決まっており、入学時に申請することで2年間分の学費で、3年または4年かけて履修することが認められるようになった。なお、長期履修学生は3年で卒業する場合は年間30単位、4年で卒業する場合は年間20単位までの履修制限がかけられ、社会科学演習は履修期間の卒業年次で履修可能である（根拠資料 4-3 pp. 5～7）。ただし、卒業年次の履修期間が1年に満たないときは、社会科学演習の履修時期を卒業年次の前年度とする。

食物栄養学専攻は2021（令和3）年度から食物栄養学科食物栄養学専攻として独立した学科となった。それに伴い「専修基礎」は、「生活科学概論」から「食物栄養学入門」に変更し、より専門性の高い内容に特化した。また、「生活基礎」の区分を廃止し、一部の科目は「専修科目」の「関連科目」として存続させるものの全体的に栄養士養成に必要な「専修科目」の充実を図っている（根拠資料 4-4 pp. 14～15）。加えて2022（令和4）年度の入学生からは演習を必修化し、専門的知識を得た上で卒業する体制を充実させた。

生活科学科は、以前は所属コースとは異なるコースの科目を多数履修することを可能ならしめた卒業要件を厳格化し、所属コースの開講科目を主とすることを明確にした。同時に転コース制度を導入し、入学後の進路変更を可能にした（根拠資料 1-7 p. 12）。また「生活基礎」については、衣食住など生活科学の根幹に関わる科目を残す一方、その他の科目は「専修科目」に配置し、専門教育の充実を図っている（根拠資料 4-5 pp. 4～5）。

（2）長所・特色

本学は、短大でありながら4年制大学に匹敵するカリキュラムを組んでおり、これにより短期間で体系的に各専攻について学ぶことができるようになっている。特に、食物栄養学専攻は2021（令和3）年度から食物栄養学科食物栄養学専攻として独立した学科となり、

より専門性の高い講義を実施することが可能となった。これに併せて、法経科第1部、同第2部、生活科学科生活科学専攻においてもカリキュラム改編を行い、従来以上に充実した教育を受けられる環境の整備を行った。特に法経科2部では3年間あるいは4年間をかけて卒業を目指すことができる長期履修学生制度を導入し、柔軟な形で短期大学卒業を目指すことができる体制を構築した。

また、2017（平成29）年に実施された大学基準協会の認証評価において指摘された、法経科第1部及び生活科学科におけるいわゆる「逆CAP制」について、学内での議論の結果、2021（令和3）年度入学生から1年間に履修申告が可能な単位数に上限を設けるCAP制を導入することで、単位の実質化を図る措置を行なった。

授業の履修についても、所属するゼミやクラス担当の教員に対して事前に履修計画を相談することと、最終確認を受けるということをより徹底するという措置を行なった。これにより履修計画の不備により2年間で卒業できなくなるという学生が生じることを予防するとともに、教員が学生の取得単位数の把握を行うことで、学生の学習意欲の喪失などの問題を発見することができるという体制を整えた。

さらに、GPA制度を2019（令和元）年度入学生から適用し、学生の学びを可視化することで、学生自身が自己の学習の程度を正確に把握し、自身の目的に応じた学びができる環境の整備も行っている。

加えて全学的に最終年次における演習が必修化されたことに伴い、卒業論文、卒業研究についても全学生から提出されたタイトルを取りまとめ、その公表を行うということをして2023（令和5）年度から実施することを予定している。その準備段階として、2022（令和4）年度においては演習が必修ではない食物栄養学科をのぞく法経科第1部、同第2部、生活科学科において卒業論文、卒業研究の取りまとめを行なった。

授業評価については、継続的にアンケートを行い、報告書としてまとめるだけでなく、それらを教員で議論し毎年改善できるよう研修が行われている。また、コロナ禍にあっても方法を工夫し、Google フォームを活用してアンケートを実施するなど学生への負担が少ない形でアンケートを実施する等、その重要性を認識し、FD・SD活動推進委員会を中心に取り組みが行われている。さらに2年間を通じた学生の総合的な成長と短大全体に対する満足度を把握するために内部質保証推進委員会によって卒業生満足度調査も実施されている。

しかしながら、本学のディプロマ・ポリシーにある「創造性豊かな人間性」や「実社会で活躍できる知的・人間的資質」、「地域社会を主体的に担う態度」という内面的な能力をどれだけ伸ばすことができているかの把握、評価については上記の手法のみでは不十分と思われた。そこで本学でもPROGテストの導入を決定し、入学時点と2年次の2回受験してもらうことで、在学期間を通じて内面的な能力をどれだけ伸ばすことができたかを各学生に把握してもらう体制を整えた。

以前に問題点として指摘されていたシラバスの記述方法についても2021（令和3）年度のシラバスから改善を行なった。以前は成績評価方法の提示の仕方が各科目で異なっており、科目によっては配点が不明瞭なままとなっているものがあったが、この点を改善し、成績評価の方法を全ての科目で明記することを求めた。これに加えて予習内容、復習内容についても記述する欄を設け、学生が授業時間外でどのように学習を行うべきかの指針を

与えた。また大学D P、学科D Pについても明記し、短大全体及び学科のディプロマ・ポリシーのどれに対応する科目であるかについても明確にすることで、学生が2年間での学びの体系を効果的に組み立てることができるように改善した。シラバスの記載内容については、F D・S D活動推進委員会ワーキング・グループが事前の確認を行い、上記のことについて徹底を図っている。

以上のように、学生への教育効果向上を目指した変革が進められており、今後も、より地域に貢献できる人材を育成することができるよう環境整備が進められていく。

（３）問題点

本学において導入されたG P A制度に関して、近年ではより詳細な基準を設け、成績評価を行う大学がみられるなど（0.5pt 刻みでの評価）、さらなる発展が求められるように思われる。しかし基準を詳細にする以上に重要な点として、同制度の活用の意義が明瞭になっていないことが挙げられる。各科目の平均的なG P（＝履修者全体のその科目におけるG P A）が不明であることから、各自が自己のG P Aを見ることができたとしても、それを踏まえ、今後どのように学習において工夫をしていけばいいかを考える機会が提供されていないのではないだろうか。この点において、学習の目安としては十分には機能しきれていない面があるように思われるため、今後の同制度の活用方法についてはさらなる検討が求められる。

さらに、学内においてF D・S D講習会が実施され、学生に対して授業評価アンケート及び卒業生満足度アンケートも実施し、その内容は公表されているが、前者に関しては講習会や研修会后、実際にその内容がどのように機能したのか、改善に役立ったのかという点についての振り返りがなく、その効果が十分に担保されていないように思われる。前年度実施の内容を踏まえた改善などについては各教員に任されているため、短大として統一的な機会を設けて効果の把握、改善の支援を行う体制を構築する必要があると思われる。

また、卒業生満足度アンケートについても、その報告においては各年度のデータが比較されており、経年変化の分析とその原因などについての簡単な記述は見受けられるが、長期的な改善案の提示などは行われていない。アンケート実施の意義を持たせるためにも、数年に一度、傾向を分析し、本学として長期的にどのような改善に向けた取り組みをしていくのかについて提示する必要がある。

単位の実質化の取り組みについては、大学基準協会より「改善報告書検討結果」の概評において、「履修登録単位数の上限設定は過剰な履修登録の抑制に有効であるが、この他の措置を適切に講じることにより、単位の実質化を図るよう継続的な努力が望まれる」との提言を受けた。このこともふまえ、今後も引き続き単位の実質化に取り組む必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、学科ごとにディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿って科目が設定されており、これらは本学ホームページ上において公表されている。また学科再編にあわせてカリキュラム・ポリシーの見直しも行い、それに合わせたカリキュラムの見直しとともにこれまで以上に体系的に科目が配置され、時代に即した学びを提供できる環境が整備されることとなった。特に法経科第2部ではリカレント教育が求めら

れる時代にあわせて、3年間あるいは4年間をかけて卒業することができる長期履修学生制度を導入し、学びの選択肢に幅を持たせるということを実施した。

以前からの課題であった単位の実質化についても、2021（令和3）年度入学生から年間に履修申告が可能な単位数に上限を設けるCAP制を導入するという対応を行なった。また履修申告について、ゼミ担当の教員、あるいはクラス担任の教員への事前の相談と最終確認を受けることを必須とすることによって、効果的な履修計画の作成が可能な体制を整えた。

また2022（令和4）年度入学生から全学的に演習が必修となったことにより、全学生に対しての卒業論文、卒業研究の取りまとめを行うということを、2023（令和5）年度より本格的に実施する予定である。このことは今後入学する学生に対しても、どの演習に参加すれば良いのかということや、先輩がどのような研究を行なったかの情報を与えることとなり、学習意欲の喚起につながると考えられる。

さらに授業評価アンケートや卒業生満足度アンケートでは十分に把握できていなかった、学生の内面的な能力をどれだけ向上させることができたかという点についても、PROGテストの導入によって対応することが決定しており、この点についても改善が図られているといえる。

以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、2008（平成20）年3月に大学の「理念と教育目標」を定め、それに基づいて三重短期大学全体としての3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー。以下ではそれぞれを「DP」、「CP」、「AP」という）を定めている。三重短期大学全体としてのDPは本学の学位授与方針の、CPは本学の教育課程の編成・実施方針の、APは本学の学生の受け入れ方針の基本となるものである。これら3ポリシーは本学のホームページを通じて公表している（根拠資料1-5【ウェブ】、根拠資料4-1【ウェブ】）。

また、本学では大学全体の「教育目標」及び3ポリシーを踏まえて、学科・専攻ごとに「教育目標」と3ポリシーを定めている。それぞれの学科・専攻のAPは前半の「学科・専攻として求める学生像」と後半の「入学者選抜の方針」から構成されている。これら学科・専攻の「教育目標」・3ポリシーもまた本学ホームページで公表されている（根拠資料1-5【ウェブ】、根拠資料4-2、根拠資料4-6、根拠資料5-1）。とりわけ本学への受験を考えている者にとって、志望する学科・専攻がどのような学生を求めているのかは重要な情報であることから、『学生募集要項』においてもAPの前半部分を掲載するようにしている（根拠資料5-2）。

各学科の教育目標

○法経科第1部の教育目標

- ・法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
- ・机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
- ・社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民の育成をめざす。

○法経科第2部の教育目標

- ・社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
- ・「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
- ・社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

○食物栄養学科食物栄養学専攻の教育目標

- ・食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
- ・科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士などの食のスペシャリストを育成する。
- ・個人の食や健康問題に対応した栄養教育・栄養指導を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。

○生活科学科生活科学専攻の教育目標

- ・生活とは「いのち」をつないでいく営みとしての「くらし」に他ならない。生活科学は「いのち」と「くらし」にかかわる諸科学の知見を統合することによって、生活の守護と質的向上を目指す実践的かつ総合的な学問である。自ら賢明な生活者たることを目指すとともに、生活の具体的な場としての地域の快適化と活性化に貢献する人材を育成することが、本学科の教育目標である。
- ・「生活の具体的な場」である地域は、生活の主体である人々（諸個人・家族・コミュニティ）と、その活動の条件となる環境によって構成されるものであって、「生活福祉・心理コース」においては主に前者の、「居住環境コース」においては主に後者の側面から、生活科学を学ぶものである。

各学科・専攻のディプロマ・ポリシー

○法経科第1部のディプロマ・ポリシー

本学に2年以上在学し、法経科第1部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士（法経）」の学位を授与します。

学生が卒業までに身につけるべき能力

1. 法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識を修得し、最新の学問的到達についても一定の理解をもっている。
2. 現代社会の諸問題について、専門的知識に基づいて論理的に考え、自分の意見を的確に表現することができる。
3. 修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することができる。
4. 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけている。
5. 地域が抱える諸問題に広く関心を持ち、市民として諸課題解決に向けて積極的に関与することで地域社会の発展に貢献できる。

○法経科第2部のディプロマ・ポリシー

本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学につ

いての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざすという法経科第2部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士（法経）」の学位を授与します。

学生が卒業までに身につけるべき能力

1. 社会科学について広く基礎的な素養を身につけている。
2. 現代社会の諸問題について、学修した知識に基づいて論理的に考え、自分の意見を的確に表現することができる。
3. 多様な目的意識を持つ幅広い年齢層の学生がともに学生生活を送ることを通じて、豊かな人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけている。
4. 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけている。
5. 地域が抱える諸問題に広く関心を持ち、市民として諸課題解決に向けて積極的に関与することで地域社会の発展に貢献できる。

○食物栄養学科食物栄養学専攻のディプロマ・ポリシー

食物栄養学科食物栄養学専攻では、将来、食のスペシャリストとして社会に貢献できる、豊かな教養と幅広い専門知識を身につけた「栄養士」の育成を目指します。所定の単位を修得し、以下の学習目標を達成した学生に「短期大学士（食物栄養学）」の学位を授与します。

学生が卒業までに身につけるべき能力

1. 栄養士として必要な食に関する幅広い専門知識と技能を有している。
2. 食と健康に関する様々な課題に対して、科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解及び判断ができる。
3. 豊かな教養、高い倫理観、優れたコミュニケーション力を備え、栄養士として適切な栄養管理・指導を実践できる。
4. 習得した専門知識と技能を基に、地域社会と連携して食と健康の分野で主体的に活躍できる能力を備えている。

○生活科学学科生活科学専攻のディプロマ・ポリシー

生活科学学科生活科学専攻では、本学の教育理念や学科の教育目的に基づき、次のような能力を修得し、かつ所定の単位を取得した学生に「短期大学士（生活科学）」を授与します。

学生が卒業までに身につけるべき能力

1. 「いのち」と「くらし」に関わるニーズが多様化する社会にあって、それらについての基礎的な教養を身につけている。
2. 生活福祉・心理コースにあっては、社会福祉学と心理学を総合した視点に立って、社会や人間に関わる課題に取り組む能力を身につけている。
3. 居住環境コースにあっては、住生活や環境という視点に立って、生活環境に関わる課題に取り組む能力を身につけている。
4. 高い公共性と倫理性を備え、地域や社会に主体的、積極的に貢献していこうとする態度が身についている。

各学科・専攻のアドミSSION・ポリシー

○法経科第1部のアドミSSION・ポリシー

法経科第1部では、次のような学生を求めています。

- ・法律・政治・経済・経営などの学問の修得に関心のある学生
- ・社会科学を学び、その成果を自らの職業に生かしていくことを希望する学生
- ・地域や社会問題に広く関心を持ち、市民として積極的に関与したいと願う学生

そのため、次のような方針に基づいて入学選抜を行います。

- ・「学校推薦型選抜」では面接、小論文試験および書類審査を通して、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、地域社会へ貢献しようという意欲などを重視した選考を行います。
- ・「一般選抜」では英語および国語の学力試験、小論文並びに書類審査を実施し、基礎的な学力や論理的思考、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「大学入学共通テスト利用選抜」では、受験した科目の中から高得点の3科目を合否判定に使用し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。
- ・「関連分野特別選抜」では、学習計画書（関連分野について高等学校で学習してきたことのうえに、さらに本学でどのような事柄を学習するか）の提出を求めて書類審査を実施し、高校での関連分野の学びに応じたプレゼンテーションと面接により、学習意欲や問題関心、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。

○法経科第2部のアドミSSION・ポリシー

法経科第2部では、次のような学生を求めています。

- ・社会科学について基礎的な素養を身につけ、生かしていくことを希望する学生
- ・地域や社会問題に広く関心を持ち、市民として積極的に関与したいと願う学生
- ・学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生

そのため、次のような方針に基づいて入学選抜を行います。

- ・「学校推薦型選抜」では書類審査、面接およびプレゼンテーションによる選抜を行います。現代社会のさまざまな事象にどのような興味や関心を持っているか、入学後どのような分野を学習する意志があるかを述べてもらうことにより、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選抜を行います。
- ・「一般選抜」では、小論文、面接およびプレゼンテーションにより、現代社会のさまざまな事象にどのような興味や関心を持っているか、基礎的な読解力、論理的思考、自己表現力を重視した選抜を行います。
- ・「大学入学共通テスト利用選抜」では、受験した科目の中から高得点の2科目を合否判定に使用し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。
- ・22歳以上の方を対象にした「社会人特別選抜」では、書類審査および面接により、学

学習意欲や自己表現能力を重視した選抜を行います。

○食物栄養学科食物栄養学専攻のアドミッション・ポリシー

食物栄養学科食物栄養学専攻では、次のような学生を求めています。

- ・食や健康に強い関心と探究心を持ち、専門性を高めるに十分な基礎学力を有する学生
- ・本学食物栄養学科で学ぶ目的意識をもち、将来、栄養士などの食のスペシャリストとして、地域社会に貢献する意欲のある学生
- ・知的好奇心を持ち、常に自らを成長させることができる学生
- ・それぞれの個性を認めあい、豊かなコミュニケーションが取れる学生

そのため、次のような方針に基づき入学者選抜を行います。

- ・「学校推薦型選抜」では面接、小論文試験および書類審査を通して、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「一般選抜」では英語および国語の学力試験、小論文試験並びに書類審査を実施し、基礎的な学力や論理的思考、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「大学入学共通テスト利用選抜」では、受験した科目の中から高得点の3科目を合否判定に使用し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。
- ・「関連分野特別選抜」では、学習計画書（関連分野について高等学校で学習してきたことに加え、さらに本学でどのような事柄を学習するか）の提出を求めて書類審査を実施し、高校での関連分野の学びに応じたプレゼンテーションと面接により、学習意欲や問題関心、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。

○生活科学学科生活科学専攻のアドミッション・ポリシー

生活科学学科生活科学専攻では、次のような学生を求めています。

- ・社会福祉、心理、住生活、環境、情報といった「いのち」と「くらし」に関わる学問に関心のある学生
- ・生活福祉・心理コースにあつては、社会福祉学や心理学をはじめとする幅広い学問の基礎的知識を修得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生
- ・居住環境コースにあつては、住生活やまちづくり、環境問題、情報科学など、生活環境に関わる幅広い学問の基礎的知識を修得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生
- ・地域や社会に主体的、積極的に貢献していこうとする意欲をもった学生

そのため、次のような方針に基づいて入学者選抜を行います。

- ・「学校推薦型選抜」では面接、小論文試験および書類審査を通して、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「一般選抜」では英語および国語の学力試験、小論文試験並びに書類審査を実施し、基

礎的な学力や論理的思考、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。

- ・「大学入学共通テスト利用選抜」では、受験した科目の中から高得点の 3 科目を合否判定に使用し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。
- ・「関連分野特別選抜」では、学習計画書（関連分野について高等学校で学習してきたことに加え、さらに本学でどのような事柄を学習するか）の提出を求めて書類審査を実施し、高校での関連分野の学びに応じたプレゼンテーションと面接により、学習意欲や問題関心、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・22 歳以上の方を対象にした「社会人特別選抜」では、書類審査並びに面接および小論文により、学習意欲や自己表現能力を重視した選考を行います。

上記のように、本学の学生受け入れ方針の設定は、いずれの学科においても各学科の教育目標、D Pを踏まえながら学科A Pにおいて定められている。

法経科第1部では、教育目標およびD Pにおいて、法律・政治・経済・経営などの社会科学の知識を修得・理解し、それらの学問的知識を職業上の実践課題に適応させる力を身につけ、幅広い教養を基礎として地域社会に貢献できる人間を育成することを謳っている。これに対応して法経科第1部のA Pでは、求める学生像を「法律・政治・経済・経営などの学問の修得に関心がある学生」、「社会科学を学び、その成果を自らの職業にいかしていくことを希望する学生」、「地域や社会問題に広く関心を持ち、市民として積極的に関与したいと願う学生」などと規定している。また、A Pの後半では求める学生を選抜するため、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「関連分野特別選抜」（経商コースのみ）の4種の試験を実施するとしている。

法経科第2部では、教育目標およびD Pにおいて、社会科学の素養を身につけ、学び続けることで人生を豊かにし、幅広い教養の上に地域社会に貢献できる人間を育成することを謳っている。これに対応して法経科第2部のA Pでは、求める学生像を「社会科学について基礎的な教養を身につけ、生かしていくことを希望する学生」、「学び続けることを生きがいとし、自らの人生設計に組み入りたいと願う学生」、「地域や社会問題に広く関心を持ち、市民として積極的に関与したいと願う学生」などと規定している。また、A Pの後半では求める学生を選抜するため、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「社会人特別選抜」の4種の試験を実施するとしている。

食物栄養学科食物栄養学専攻では、教育目標及びD Pにおいて、食に関する知識と技能を身につけ、科学的な根拠に基づいた多面的・総合的判断ができ、豊かな教養、高い倫理観、優れたコミュニケーション力を備え、適切な栄養教育・栄養指導を実践でき、食や健康問題の分野で地域社会に貢献できる栄養士を育成すると謳っている。これに対応して食物栄養学科食物栄養学専攻のA Pでは、求める学生像を「食や健康に強い関心と探究心を持ち、専門性を高めるに十分な基礎学力を有する学生」、「将来、栄養士などの食のスペシャリストとして地域社会に貢献する意欲のある学生」、「それぞれの個性を認め合い、豊かなコミュニケーションを取れる学生」などと規定している。また、A Pの後半では求める

学生を選抜するため、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「関連分野特別選抜」の4種の試験を実施している。

生活科学科生活科学専攻では、教育目標及びDPにおいて、「いのち」と「くらし」に関わる基礎的な教養を身につけること、生活福祉・心理コースにあつては、社会福祉学と心理学を総合した視点に立って、社会や人間に関する課題に取り組む能力を身につけることで、居住環境コースにあつては、住生活や環境という視点に立って、生活環境に関わる課題に取り組む能力を身につけることで、地域や社会に積極的に貢献する人間を育成すると謳っている。これに対応して生活科学科生活科学専攻のAPでは、求める学生像を「社会福祉、心理、住生活、環境、情報といった「いのち」と「くらし」に関わる学問に関心のある学生」、「生活福祉・心理コースにあつては、社会福祉学や心理学をはじめとする学問の基礎的知識を習得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生」、「居住環境コースにあつては、住生活やまちづくり、環境問題、情報科学など、生活環境に関わる幅広い学問の基礎的知識を修得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生」、「地域や社会に主体的、積極的に貢献して移行する意欲をもった学生」などと規定している。また、APの後半では求める学生を選抜するため、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「関連分野特別選抜」、「社会人特別選抜」の5種の試験を実施している。

このように、本学では選抜試験として「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「関連分野特別選抜」、「社会人特別選抜」を行っている。このうち、高校卒業見込みの学生を対象とし、かつ学力試験を課さず面接試験とプレゼンテーション試験で可否を判定するのが「関連分野特別選抜」（総合型選抜）であり、同じく高校卒業見込みの学生を対象として、小論文試験と面接試験で可否を判定するのが「学校推薦型選抜」である。以下では、両選抜方法において、入学前の学習歴や学力水準を出願資格として設定し、水準を満たした学生を選抜していることについて説明する。

「関連分野特別選抜」は、各学科の学びと関連する分野を高校のカリキュラムにおいて学習し、さらに本学でその学びを発展させたいと考えている学生を対象とした選抜方法である。関連分野を学習できる専門学科に所属し、実際に関連分野科目を履修している学生であることが出願の条件となるため、書類審査を通じて高校での関連分野科目の学習歴を確認する。さらに、出願には学習成績の状況が3.5以上必要という条件を設定することによって学力水準の保証としている。選抜試験では、事前に提出させる「学習計画書」を参考に面接試験及びプレゼンテーション試験を実施し、学習意欲や問題関心の有無、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行っている。このような選抜を実施することで、受け入れ方針に合致した学生の確保に努めている（根拠資料5-3）。

「学校推薦型選抜」では、学校長の推薦を得ていること、学習成績の状況が3.5以上あることが望ましいとする出願条件を付すことで、人物・学力ともに優れている学生を獲得しようとする選抜方法である。また、本学は津市立の公立短期大学であり、かつ将来地域社会の発展に積極的に関与する市民を育成することを目的の一つとしていることから、「学校推薦型選抜」の中に「津市特別推薦枠」を設置している。津市特別推薦枠では、津市在住の受験生に対して出願の門戸を広げているため、学習成績の状況が3.3以上としている。選抜試験においては小論文試験、面接を行い、基礎的な学力や論理的思考力、主体性を持

って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行っている。このような選抜を実施することで、受け入れ方針に合致した学生の確保に努めている（根拠資料 5-3）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

本学では入学者選抜の方法として「関連分野特別選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「社会人特別選抜」の 5 種類がある。学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜方法については、前項で説明したように各学科・専攻の教育目標に沿って定められた AP に基づき適切に設定されている（根拠資料 5-1、根拠資料 5-3）。

「関連分野特別選抜」は、法経科第 1 部経商コース、食物栄養学科、生活科学科で導入されている。本学のカリキュラムと関連する科目を高校で学び、その学びを本学において発展させたいと考えている学生を対象として実施する試験で、学習成績の状況が 3.5 以上であることが出願の条件となる。選抜試験は、面接、プレゼンテーション、書類審査（学習計画書含む、参考程度）で行い、合計点にて可否を判定する。

「学校推薦型選抜」は、全学科で導入されているが、昼間部（法経科第 2 部以外の学科）と法経科第 2 部では選抜方法が異なっている。前者は専願の試験であり、高校から推薦された人物・学業ともに優秀な者を対象として実施している。学業が優秀であることを示すため、学習成績の状況が 3.5 以上（津市特別推薦枠では 3.3 以上）あることが望ましいという出願条件を設定している。選抜試験は、小論文、面接、書類審査（参考程度）を行い、合計点にて可否を判定する。後者（法経科第 2 部）の学校推薦型選抜は併願可能な試験である。高校から推薦された人物・学業ともに優秀な者を対象として実施する。法経科第 2 部では学習成績の状況は条件を設けていない。選抜試験は、書類審査（学習計画書含む、参考程度）、面接、プレゼンテーションで行い、合計点にて可否を判定する。

「一般選抜」は、全学科で実施している。大学入学資格を持つ者なら誰でも出願でき、本学における個別学力試験を通じて可否を判定する。昼間部と法経科第 2 部では個別学力試験の科目が異なり、昼間部の試験科目が英語、国語、小論文、書類審査（参考程度）であるのに対し、法経科第 2 部では小論文、面接、プレゼンテーションである。

「大学入学共通テスト利用選抜」も全学科で導入されている。大学入学共通テストを受験した者を対象とし、本学における個別学力試験は行わず、共通テストの点数を比較することによって合否を判定する。各科目の点数を100点満点に換算し、法経科第1部・食物栄養学科・生活科学科では高得点の3科目の合計点を比較して合否を判定している。他方、法経科第2部では、高得点の2科目の合計点を比較して合否を判定する。

「社会人特別選抜」は、生活科学科と法経科第2部で導入されている。大学入学資格を有し、入試実施年度の3月31日までに22歳に達する者が出願できる。生活科学科と法経科第2部では選抜試験の科目が異なり、生活科学科では小論文、面接、書類審査（学習計画書含む、参考程度）を行い、合計点で合否を判定するのに対し、法経科第2部では面接と書類審査（学習計画書含む、参考程度）で合否を判定する。

本学の授業料その他の費用については、『キャンパスガイド』において入学金・授業料を掲載し、ホームページ、「入学試験実施概要」、「学生募集要項」においては入学金・授業料に加えその他の費用を掲載して情報提供を行っている（根拠資料5-3、根拠資料1-6、根拠資料5-2）。また、高等教育の修学支援制度や奨学金に関する情報提供は『キャンパスガイド』に記載する他、オープン・キャンパス、受験相談会では奨学金に関する個別相談に応じている。

本学の学生募集については、図書館長を委員長とする広報委員会が設置され、広報宣伝活動の企画・立案を行い、また実践している。広報宣伝活動の主なものは、『キャンパスガイド』の作成、高校への広報・入試関連資料の送付、高校訪問、オープンキャンパス・受験相談会の開催などである。また、遠方の志願者にも本学の情報を提供できるようホームページの充実に努めている（根拠資料5-4）。

入学者選抜については、三重短期大学入学試験管理委員会規程に基づき、入学試験管理委員会が設置されている。同委員会は、入学試験の実施全体を管理するだけでなく、その制度について検討を加えることも目的としている。入学試験管理委員会は、学長を委員長、図書館長を主査とし、学生部長、事務局長、各学科の教員各1名、事務職員で構成されている（根拠資料5-5、根拠資料5-6）。

入試の実施体制については、入学試験管理委員会を開催し、実施計画を策定し、それに基づいて任務配置を決定し、入試業務を実施する。出願書類の受け付けは入学試験管理委員の事務職員が行い、受験票の作成等を行う。入試日には、入試本部が設置され、学長を中心に入学試験管理委員が全体業務を統括する。試験監督・面接官などは教員が担当し、補助業務は事務職員（会計年度任用職員含む）が担当し、作問者は別室にて出題ミスがないかの確認作業をしながら、出題に対する質問に対応できるよう待機する。なお、本学においてはオンラインによる入学者選抜は実施していない。

面接やプレゼンテーションの実施にあたっては、事前に評価票や評価基準を各学科の学科会議で確認し、適正な選抜実施に向けて学科内で意思統一している。また、小論文試験の採点においては、採点基準を事前に明確にし、不公正な採点や点数の偏りが生じることを防いでいる。

入試後、学科会議で合否判定の原案が作成され教授会に提出される。教授会では、合格者数の適正性の判断も含めて合否判定について審議し、学長が最終的に合格者を決定している。合否判定の結果は、入試情報と共に、入学試験管理委員会によって、ホームページ・

掲示・書類送付などの手段を通じて発表される。（根拠資料 5-7、根拠資料 3-5）。入試情報には志願者数・受験者数・合格者数・合格最低点及び各試験の平均点・最高点・最低点などの情報が含まれている。また、受験生から成績開示の請求があれば開示している。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する対応としては、2023（令和 5）年度入試まで、マスク着用の要請、手指消毒・換気の徹底、ソーシャルディスタンスの確保（試験室の机の数を減らし、受験生の座席の間隔をあける）、発熱等の症状がある受験生を別室受験とするなどの措置を講じてきた。また、COVID-19 に罹患したこと等により一般選抜を欠席した受験生に対しては、追加の受験料を徴収せず、別日程の選抜の受験を認めた。しかし、2024（令和 6）年度入試からは、COVID-19 の位置づけが、5 類感染症に移行されたことを受け、以上の措置は講じない予定である（根拠資料 5-8）。

最後に、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施について説明する。本学では、「入学試験実施概要」及び「学生募集要項」の中で「障がいのある志願者への特別な配慮について」に関する項目を立て、障がい等を有することにより、受験時に特別な配慮が必要なときは、出願開始 2 週間前までに本学に相談するよう求めている。配慮の内容が合理的なものであり、かつ本学で直ちに対応可能なものであると判断された場合、入試の実施計画に反映させている（根拠資料 5-3、根拠資料 5-2）。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学では、学則第 5 条により、各学科・専攻の入学定員・総定員を表 5-3-1 のように定めている（根拠資料 1-4【ウェブ】）。

表 5-3-1 本学の入学定員・総定員

学科（専攻部門）	入学定員	総定員
法経科（第 1 部）	100 人	200 人
法経科（第 2 部）	100 人	200 人
食物栄養学科（食物栄養学専攻）	50 人	100 人
生活科学科（生活科学専攻）	100 人	200 人
合計	350 人	700 人

表 5-3-2 は、過去 5 年間の入学者比率を学科ごとに示している。近年 18 歳人口の減少などにより入学者比率が 1 を下回る学科・専攻が増加している。2023（令和 5）年度入試においては食物栄養学科の入学者数が入学定員を 2 年ぶりに下回り、同じく生活科学科で

は2年連続で下回る結果となった。追加合格者の設定、一般入試の2次募集実施など最後まで入学定員確保に努めたが充足には至らなかった。

また、法経科第2部は入学者比率が1を下回る状態が長年にわたり続いている。ただし2023（令和5）年度の入学者比率0.70は2022（令和4）年度入試の0.47と比較すると大きく改善した。これは、2023（令和5）年度入試に向けて法経科第2部向けの広報活動を強化し、志願者が期待できそうな多くの高校に『キャンパスガイド』を送付したこと、また2021（令和3）年度より導入した長期履修学生制度の定着により、社会人の志願者増に繋がったことが要因と考えられる。

表 5-3-2 過去5年間の入試結果、入学者比率

学 科	部・ 専攻	選抜の種類		R1 年度 2019 年 度	R2 年度 2020 年 度	R3 年度 2021 年 度	R4 年度 2022 年 度	R5 年度 2023 年 度	過去5年 間におけ る A/B の 平均
法 経 科	第 1 部	関連分野特別 選抜	志願者					3	
			合格者					3	
			入学者					3	
			入学定員					若干名	
		学校推薦型選 抜	志願者	77	78	60	59	70	
			合格者	53	52	56	54	55	
			入学者	53	52	56	54	55	
			入学定員	50	50	50	50	50	
		一般選抜	志願者	140	123	107	92	93	
			合格者	64	64	73	70	64	
			入学者	39	40	48	39	42	
			入学定員	40	40	40	40	40	
		大学入学共通 テスト利用選 抜（センター 利用入試）	志願者	93	70	17	50	42	
			合格者	32	33	12	30	12	
			入学者	17	14	5	10	2	
			入学定員	10	10	10	10	10	
		第1部 計	志願者	310	271	184	201	208	1.06
			合格者	149	149	141	154	134	
			入学者（A）	109	106	109	103	102	
			入学定員（B）	100	100	100	100	100	
			A/B	1.09	1.06	1.09	1.03	1.02	
	第 2 部	学校推薦型選 抜	志願者	35	35	23	13	23	
			合格者	30	26	20	12	23	
			入学者	13	12	7	8	15	
			入学定員	30	30	25	25	25	

		一般選抜	志願者	33	33	24	24	21	
			合格者	25	25	22	23	21	
			入学者	24	21	18	19	16	
			入学定員	40	40	25	25	25	
		大学入学共通 テスト利用選 抜（センター 利用入試）	志願者	90	79	42	20	40	
			合格者	79	68	41	20	40	
			入学者	56	43	23	14	27	
			入学定員	50	50	25	25	25	
		社会人特別選 抜	志願者	5	10	7	7	12	
			合格者	4	10	6	7	12	
			入学者	4	10	6	6	12	
			入学定員	30	30	25	25	25	
		第 2 部 計	志願者	163	157	96	64	96	0.59
			合格者	138	129	89	62	96	
			入学者（A）	97	86	54	47	70	
			入学定員（B）	150	150	100	100	100	
			A/B	0.65	0.57	0.54	0.47	0.70	
食物栄養学科	食物栄養学専攻	関連分野特別 選抜	志願者				8	11	
			合格者				8	8	
			入学者				8	8	
			入学定員				若干名	若干名	
		学校推薦型選 抜	志願者	39	28	32	34	24	
			合格者	22	25	29	29	23	
			入学者	22	25	29	29	23	
			入学定員	20	20	25	25	25	
		一般選抜	志願者	44	40	20	30	22	
			合格者	39	40	18	24	20	
			入学者	22	21	9	12	11	
			入学定員	25	25	20	20	20	
		大学入学共通 テスト利用選 抜（センター 利用入試）	志願者	32	15	21	21	11	
			合格者	21	15	21	10	11	
			入学者	5	3	4	3	6	
			入学定員	5	5	5	5	5	
		食栄 計	志願者	115	83	73	93	68	0.96
			合格者	82	80	68	71	62	
			入学者（A）	49	49	42	52	48	
			入学定員（B）	50	50	50	50	50	
			A/B	0.98	0.98	0.84	1.04	0.96	

生活科学学科	生活科学専攻	関連分野特別 選抜	志願者	4	12	9	6	5	
			合格者	4	8	8	5	5	
			入学者	4	8	8	5	5	
			入学定員	5	5	5	5	5	
		学校推薦型選 抜	志願者	36	31	38	38	34	
			合格者	35	31	36	38	34	
			入学者	35	31	36	38	34	
			入学定員	45	45	45	45	45	
		一般選抜	志願者	74	75	79	65	52	
			合格者	69	65	74	61	47	
			入学者	46	36	42	38	27	
			入学定員	30	30	30	30	30	
		大学入学共通 テスト利用選 抜（センター 利用入試*）	志願者	78	104	38	48	58	
			合格者	53	61	37	47	58	
			入学者	28	33	20	15	29	
			入学定員	20	20	20	20	20	
		社会人特別選 抜	志願者	1	5	3	1	4	
			合格者	1	4	3	1	4	
			入学者	0	4	2	1	2	
			入学定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	
		生活 計	志願者	193	227	167	158	153	1.05
			合格者	162	169	158	152	148	
			入学者（A）	113	112	108	97	97	
			入学定員（B）	100	100	100	100	100	
			A/B	1.13	1.12	1.08	0.97	0.97	
短期大学合計			志願者	781	738	520	516	525	0.89
			合格者	531	527	456	439	440	
			入学者（A）	368	353	313	299	317	
			入学定員（B）	400	400	350	350	350	
			A/B	0.92	0.88	0.89	0.85	0.91	

*) 生活科学学科における 2019-2020 のセンター利用入試の人数はⅠ期とⅡ期の合計

2023(令和5)年4月における収容定員に対する在籍学生数比率は表5-3-3に示す通りである（根拠資料5-9【ウェブ】）。

各学科・専攻における収容定員に対する在籍学生数比率は、法経科第1部、食物栄養学科、生活科学科で1または1前後であり、収容定員と入学者はほぼ一致していることから、特段の問題はないと考えられる。しかし、法経科第2部では、収容定員に対する在籍学生比率は、0.66と3分の2程度に留まっている。

法経科第2部は夜間部であり、1994（平成6）年度までは定員を超過する入学者があっ

たが、勤労学生の減少などにより入学者が急減し、2002（平成 14）年度には入学者が 44 名となった。そこで、2005（平成 17）年度から大学入試センター試験利用入試を導入し、4 年制大学への編入学指導に力を入れるなどの対策を講じた。その結果、2010（平成 22）年度以降の 10 年間の入学者数の平均は 84.5 人まで回復したものの、定員超過率が 0.7 倍を超えることは困難であった。そのため、2021（令和 3）年度から、法経科第 2 部は、長期履修学生制度を導入してリカレント教育を充実させるなどの魅力を高める方策を新たに講じつつも、定員を 150 名から 100 名に削減することとした。しかし、コロナ禍の影響もあって、2021～2022（令和 3～4）年度は入学者数が 50 名台にまで減少してしまった。2023（令和 5）年度入試では、前述の様に広報宣伝の強化や長期履修学生制度の定着により受験者数は回復しつつあるが、今後も定員充足は容易ではないと予想される。入試改革を検討するなど、定員確保に向けた取組みを継続していく予定である。

表 5-3-3 令和 5 年度における在籍学生数比率

（2023 年 4 月 5 日現在）

学科	専攻・部	収容定員	1 年生	2 年生	残留生	在学生数	収容定員に対する在籍学生数比率
法経科	第 1 部	200	103	102	3	208	1.04
	第 2 部	200	70	46	16	132	0.66
食物栄養学科	食物栄養学専攻	100	48	51	1	100	1.00
生活科学学科	生活科学専攻	200	97	96	7	200	1.00
全学(合計)		700	318	295	27	640	0.91

※長期履修学生制度により3年目の学生は2年生に含める。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学科の A P に合致した学生を募集人数確保する責任は各学科にある。各学科長が招集する学科会議において、学生の受け入れ方針である A P、入学者の選抜方法、入学定員の入試区分ごとの割振りなどを点検・評価し、また必要に応じて見直しを行っている。見直しが必要な事柄は、各学科の入学試験管理委員会を通じて入学試験管理委員会に提起され、討議される。さらに、入学試験管理委員会の決定内容は、発展計画委員会及び教授会において審議され、その議をもとに学長が決定している（根拠資料 5-10、根拠資料 5-7、根拠資料 3-5）。

入学者数確保については、学生募集のために広報活動を行う広報委員会と、入学者選抜方法の検討をしたり、入試の運営を統括したりする入学試験管理委員会が特に重要な学内

機関となる。それぞれの委員会は、年度初めにその年に取り組むべき課題に基づき、「目標と計画」を作成し、内部質保証推進委員会に提出している。内部質保証推進委員会では、それぞれの委員会が課題を適切に設定し、それに対応した具体的な目標と計画が策定されているかを点検・評価している。さらに、その結果は発展計画委員会及び教授会の議を経て学長が承認している（根拠資料 3-5、根拠資料 3-3）。

また、年末には各委員会は、「目標と計画」をどこまで遂行できたのか、次年度以降に残された課題は何かなどをまとめた「総括」を作成し、内部質保証推進委員会に提出している。広報委員会はその年の広報活動を総括し、入学試験管理委員会は入試の運営や入試改革の進展などについて総括する。内部質保証推進委員会では、「総括」をもとに、各委員会の活動が十分なものであったかを点検・評価している。この結果も、発展計画委員会及び教授会に提出され、その議を経て学長が承認する。ここで出た次年度以降に取り組むべき課題を踏まえて、次年度の各委員会の長は新たな「目標と計画」を作成することとなる（根拠資料 3-5、根拠資料 3-3）。

点検・評価の結果を踏まえ、学生の受け入れに関わる改善・向上に取り組んだ例として、法経科第2部の入学定員の見直しの事例を説明する。法経科第2部では長期にわたり入学定員を確保することができず、定員の見直しが不可避となっていた。そこで法経科の学科会議で改革案が検討され、2021（令和3）年度から、長期履修学生制度を導入してリカレント教育を充実させるなどの魅力を高める方策を新たに講じつつも、定員を150人から100人に削減するという提案が、発展計画委員会及び教授会に提案され承認された（根拠資料 5-9【ウェブ】、根拠資料 5-7、根拠資料 3-5）。

長期履修学生制度は、ゆとりのある履修を可能にすることにより、主として社会人が就学しやすい教育環境を提供することを目的として導入した。入学後あらかじめ長期間かけて履修することを申告した学生については、通常2年のカリキュラムを3年もしくは4年で履修することを認める一方で、長期履修学生が1年間に履修できる単位数（履修申告したものの取得できなかった単位を含む）には上限が設けられている。履修期間3年の長期履修学生は30単位、履修期間4年の長期履修学生は20単位が年間の履修の上限である。法経科第2部は、昼間働き、夜間勉強したいと考えている人を対象として開講されている。しかし、仕事、育児や介護などの事情で毎日通学することが難しいという人や、自分のペースでゆっくり学ぶことを希望する人も一定数存在すると予想された。そこで、長期履修学生制度を導入することで、それぞれの事情に応じて自分のペースで学ぶことができるようになった。

また、食物栄養学科では2022（令和4）年度入試から、法経科第1部経商コースでは2023（令和5）年度入試から、関連分野特別選抜を導入した。これもそれぞれの学科で入試改革について議論した後、入学試験管理委員会で審議され、さらに発展計画委員会及び教授会の議を経て学長が決定したものである。前述したように関連分野特別選抜は高校のカリキュラムにおいて短大の学びと関連する分野を一定程度学んでいる学生を対象として、主に勉学意欲を評価して合否判定する選抜方法である。従来の選抜方法では、学校推薦型選抜においても、一般選抜においても、高校時代の関連分野の学びを評価する項目がないため、学校推薦型選抜や一般選抜において専門学科の高校からの志願者が、普通科高校からの志願者との競争に競り負けてしまうことが少なくなかった。しかし、関連分野を高校

で学んでいることは、本学入学後の学びにおいて優位性をもつことは間違いない。そこで、専門学科からの志願者がもつ、優位な点を評価することができる入試方法として関連分野特別選抜を導入することとしたのである（根拠資料 5-10、根拠資料 5-7、根拠資料 3-5）。

（２）長所・特色

本学では、「大学の理念」と「教育目標」に沿って、各学科・専攻ごとに学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確化し、ホームページ上での公表、学生募集要項への明示を行い、オープンキャンパス・受験相談会・高校訪問などを通じて受験生に周知してきている。

入学者選抜においては、社会科学、食物栄養学、生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎学力や論理的思考力を重視しているが、各学科、専攻ごとのアドミッション・ポリシーに沿って、関連分野特別選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人特別選抜など多様な入試方法の採用を進めている。関連分野特別選抜、法経科第２部の学校推薦型選抜と一般選抜においては、学習意欲・問題関心・表現力を重視してプレゼンテーションを課すなどの工夫をしており、受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な入学者選抜を行っているといえる。

法経科第１部、食物栄養学科、生活科学科では、入学定員に対する入学者比率は、過去５年間平均でみると、入学定員と入学者はほぼ一致しているが、法経科第２部では、入学定員は十分満たされていない。本学全体では、過去５年間の入学定員に対する入学者比率は 0.89 と 1 を若干下回っている。

法経科２部では 2021（令和３）年度より、就業状況などに柔軟に対応できる、ゆとりのある履修環境の提供を目的に、入学後あらかじめ長期間かけて履修することを申告した学生については、通常２年のカリキュラムを３年もしくは４年で履修することを認める長期履修学生制度を導入した。その一方で、定員を 150 名から 100 名に変更した。

入学者選抜については、入学試験管理委員会が中心になって実施する体制が確立しており、試験問題作成・印刷、入学試験実施、合否判定、入試情報提供等については、適切な体制の下で公正に実施されている。なお、入試制度の変更については、学長を委員長とする入試管理委員会、専攻、学科、教授会の議を経て、学長が決定することになっているが、これら一連の入試ごとの募集人員の変更もこの手続を経て決定される。

（３）問題点

法経科第２部については、入学者数が入学定員を下回っている状況が長期に亘って続いている。この中で、長期履修学生制度の導入や定員削減を実施したが、法経科第２部の定員充足に向けた抜本的改革にはなっていない。そのため、法経科第２部の魅力向上に向けた努力を引き続き行っていくとともに、広報面でも、高校訪問・オープンキャンパス・受験相談会などの機会に受験生に法経科第２部への理解を深めてもらうなどして、志願者の十分な確保のための取り組みを進める必要がある。なお、近年受験生の減少が危惧される食物栄養学科、生活科学科についても、それと同様の形態で、受験生確保の取り組みを進める必要がある。

また、種々の取り組みを通じてアドミッション・ポリシーの周知に努めているが、実際の入学者がどこまでこれを理解して入学しているかの検証が十分行えていない。この問題の解消に向けて、新入生アンケート（根拠資料 5-11【ウェブ】）にアドミッション・ポリシーの理解度を訊ねる項目を加えるなどの方法が考えられる。さらに、各種の入試形態で入学してきた学生の卒業状況や成績との関連を定量的に検証する方法が十分に確立されていない点も問題である。これについては、入試種別毎の入学生の成績状況を把握できるような成績管理システムを導入する必要がある。

その他、障がい者が受験しやすい環境の更なる充実も求められる。

（４）全体のまとめ

本学の教育方針に沿った入学者受け入れ方針の設定および公表、入学者選抜のための組織体制の構築、受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な入学者選抜、いずれについても概ね適正に行われている。ただし、法経科第２部の入学者数などの状況を考慮すると、これらの取り組みについて更に充実させていかなければならない状況にある。そのため、リカレント教育の充実やこれまで以上に地域に密着した研究教育活動の展開などを通じて、本学の魅力を向上させる様々な取り組みを実施していかなければならない。その他、障がい者が学びやすい環境、受験しやすい環境の更なる充実に向けた取り組みも必要である。

今後、こうした課題に取り組む必要はあるが、「現況説明」に記述したように、学生の受け入れに関する状況は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、教育公務員特例法にのっとり、学則第39条から第44条において、学長－教授－准教授－講師－助教－助手からなる教員組織編制と各職位の職掌について明確に定めている（根拠資料1-4）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」第12条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師および助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている（根拠資料6-1）。さらに教員組織編制についても「運営組織図」にみるように、役割分担と連携体制が確保されている（根拠資料5-6）。

本学が求める教員像および教員組織の編成については、2007（平成19）年度の学科改編に向けてまとめた『三重短期大学在り方研究会資料 学科改編の概要』と、2012（平成24）年3月にまとめた『三重短期大学将来構想－短期大学としての充実・発展をめざして』の中で示されている（根拠資料6-2、根拠資料6-3）。具体的には、生活科学科における社会福祉系科目の充実、居住環境コースの強化、法経科における経営系科目の充実などがあげられ、その方針に基づき、社会福祉分野の教員の採用、環境系科目を担当しうる法経科教員の生活科学科への異動などが行われた。

さらに、2018（平成30）年度にまとめた『平成30年度三重短期大学将来構想検討WG報告書』においては、栄養士養成施設としての教育体制の一層の充実を目指し、2021（令和3）年度から生活科学科食物栄養学専攻を学科独立させ、食物栄養学科食物栄養学専攻とすることが示されている（根拠資料1-11）。2017（平成29）年度入学生からの生活科学科生活科学専攻における教職課程の廃止に伴い、教職科目担当教員枠1名分を食物栄養学科食物栄養学専攻教員に充てたうえで、2019（令和元）年度にまとめた『短大充実案具体化のためのWG報告書』では、3学科体制のもとでの各学科の新たな3ポリシーと新しいカリキュラムが示されている（根拠資料1-12）。

人事については、「教授会規程」第7条において、「教授会の決議は、出席会員の過半数によって成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、人事に関する決議は、出席会員の3分の2以上によって成立する」と定められている（根拠資料4-13）。また、2016（平成28）年度からは人材評価制度を実施し、半期ごとに行われる評価では、「研究」「教育」「大学運営」「地域貢献」の4項目が評価項目となっている。短大教員は4項目のそれぞれの分野でバランスよく活躍することが求められている点が明示され、各教

員も評価項目に応じて自覚的に努力する気風が生まれつつある。

法経科では、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達についての一定の理解」（法経科第1部教育目標）を持つ人材や、「社会科学についての基本的な素養」（法経科第2部教育目標）を持つ人材を育成するために、法律・政治・経済・経営・語学・一般教養の各分野で、研究教育能力の高い人材を重視して教員を採用している。採用の際には、法経科全体で責任ある決定を行うため、人事を一部の担当教員にまかせるのではなく、全員で査読、面接にあたっている。自身の専門と異なる分野の人事でも、研究内容の理解を深めるとともに、教育歴の確認や人柄などの多面的評価に積極的に参加することで、好ましい人材の採用に繋がっている。

また、法律・政治系教員と経済・経営系教員は、基礎科目と位置付けられている4単位科目を専門分野にしている教員を採用するようにしている。これらの専任教員は、「演習」および「社会科学演習」を受け持つことになるが、本学が短期大学ということもあり、できるだけ基礎科目で演習を開講するようにしている。教員定数が限られているため、応用発展系科目の教員まで専任で採用することができないのが現状である。このため、教員人事の際には、いかなる科目を担当する教員が学科として必要であるかを、コース及び学科で十分に検討した上で、公募を実施している。例えば2016（平成28）年度の法経科の人事においては、経済学より経営学に学生の学修志向が移行する傾向が続いていたことから、経済史担当教員の後任として、マーケティング論を担当できる教員を募集することとした。

2023（令和5）年5月の法経科の専任教員は14名であり、教授6名、准教授5名、講師3名となっている。このうち語学・一般教養の専任教員は2名である（本学では学長が法経科教授を兼務している）。また、法律・政治系教員を6名、経済・経営系教員を6名とすることが、学科の方針となっている。

食物栄養学科では、「個人の食や健康問題に対応した栄養教育・栄養指導を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材」（食物栄養学科教育目標）を育成し、栄養士養成施設として資格要件科目を担当できる、解剖生理学・生化学・食品学・栄養学・栄養教育論・調理学等の分野での研究教育能力の高い人材を重視して教員採用を行っている。採用時の手順は法経科と同様に、食物栄養学科全体で責任ある決定を行うため、人事を一部の担当教員にまかせるのではなく、全員で査読、面接にあたっている。自身の専門と異なる分野の人事でも、研究内容の理解を深めるとともに、教育歴の確認や人柄などの多面的評価に積極的に参加することで、好ましい人材の採用に繋がっている。教員人事の際は、いかなる科目を担当する教員が学科として必要であるかを、学科会議で十分に検討した上で公募を実施している。

2023（令和5）年5月の食物栄養学科の専任教員は8名であり、教授3名、准教授1名、講師1名、助教3名となっている。

生活科学科では、「自ら賢明な生活者たること」を目指し、「地域の快適化と活性化に貢献する人材」（生活科学科教育目標）を育成し、社会福祉士必修科目、建築士指定科目を含めた福祉・心理・環境・情報等の分野での研究教育能力の高い人材を重視して教員採用を行っている。採用時の手順は法経科と同様に、生活科学科全体で責任ある決定を行うため、人事を一部の担当教員にまかせるのではなく、全員で査読、面接にあたっている。自身の専門と異なる分野の人事でも、研究内容の理解を深めるとともに、教育歴の確認や人柄な

どの多面的評価に積極的に参加することで、好ましい人材の採用に繋がっている。教員人事の際は、いかなる科目を担当する教員が学科として必要であるかを、コース会議および学科会議で十分に検討した上で公募を実施している。

2023（令和5）年5月の生活科学科の専任教員は8名であり、教授3名、准教授4名、講師1名となっている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（・国際性、男女比）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性
- ・他短期大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

評価の視点4：教養教育の運営体制

< 1 > 短期大学全体

本学は、教育公務員特例法に則り、学則第39条から第44条において、学長、教授、准教授、講師、助教、助手からなる教員組織の編成と各職位の職掌について明確に定めている（根拠資料 1-4【ウェブ】）が、本学専任教員としての助手は実態としては配置していない（表 6-2-1）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」第12条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師及び助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている（根拠資料 6-1）。さらに、教員組織編制についても、「三重短期大学運営組織図」（根拠資料 5-6）にみるように、役割分担と連携体制が確保されている。

本学では採用人事を行う際には、まず各学科・コースにおいて教育上主要と認められる授業科目であり、専任教員の配置が必要と考えられる科目を検討した上で、すべて公募制による採用人事を行っている。応募の際には専門分野に関わる学術論文の提出に加え、本学での担当予定科目のシラバス（15回または30回分）を作成してその提出を求め、当該

学科の専任教員全員が採用面接に出席しており、担当科目にかかわる専門分野において優れた研究・教育能力を有する人材を広く募集する工夫をしている。

各学科・専攻における専門教育を実施するために必要な教員の配置は、学則第 39 条に規定する専任教員の組織編成と職掌に基づいて行われており、2023（令和 5）年 5 月、教授 12 名、准教授 10 名、講師 5 名、助教 3 名で教員組織を構成している（表 6-2-1）。また、専門教育、教養教育を充実させるために、「三重短期大学非常勤講師選考基準」（根拠資料 6-4 第 9 号）に基づいて非常勤講師を選考、配置しており、175 名の非常勤講師が本学の教育に従事している。

三学科の開設授業科目のうち、専門教育科目における兼任担当科目数に対する専任担当科目数の割合（専兼比率）は、2023（令和 5）年度の時点で 45～73%で、おおよそ半数以上が専任教員によって担当されている（表 6-2-2）。教養教育については、「語学基礎」または「共通科目」を担当する教員等によって構成される教養教育委員会が設置され、「教養教育に関する自己点検評価及び改善をはじめとする教養教育の運営」に当たっている（根拠資料 6-5）。また教養教育を担う教員は、科目特性に応じて法経科または生活科学科のいずれかに所属し、教員の後任採用人事を実施する際は退職する教員が所属する学科において選考が行われる。採用人事の進め方は上述した通りである。

短期大学設置基準の必要教員数に対する専任教員数、教授数、教授の割合をみると、法経科（第 1 部及び第 2 部）では、必要教員数 10 名に対して専任教員 12 名（語学・一般教養の専任教員の 2 名を除く）が配置されており、必要教員数に占める教授の割合は 66.6%（12/18）となっている。また食物栄養学科においては、必要教員数 4 名に対して専任教員数が 8 名（栄養士養成課程において必要とされる「助手」を担当する助教 3 名を含む）、生活科学科においては必要教員数 4 名に対して専任教員数が 8 名であり、必要教員数に占める教授の割合はそれぞれ 75%、75%となっている。また、大学全体では必要教員数 18 名に対して専任教員 28 名（語学・一般教養の専任教員の 2 名を除く）、必要教員数に占める教授の割合は 66.6%であり、短期大学設置基準に照らしても必要な教員が十分に確保されている（表 6-2-1）。

本学教員組織の構成を性別および年齢の観点から見ると、短大全体では男性教員と女性教員の比率は 2：1 となっている。学科別に見ると法経科においては 11：3、食物栄養学科においては 3：5、生活科学科においては 6：2 となっている。年齢別については、各年代において、教員数に大きな偏りはみられない（表 6-2-3、表 6-2-4）。

< 2 > 法経科

法経科第 1 部では、主要科目を担当する専任教員のうち 9 名が教授または准教授であり、専修第一分野（法律・政治系）に 6 名が配置され、憲法、民法、刑法、行政法、労働法、行政学などの専修科目を担当し、また専修第二分野（経済・経営系）に 6 名が配置され、経済原論、金融論、財政学、経営学、マーケティング論、会計学などの専修科目を担当している。法経科第 1 部では、約半数の学生が法律コースに所属し、残りの半数が経商コースに所属しているため、演習に所属する学生数を均等化し、それぞれの学生に十分な教育・研究上の指導を行うためにも、上記の配置となっている。また、両コースにはそれぞれコース主任を置き、コース主任が中心になってコース内の教育課程に相応しい人員配置にな

っているかについて、後任人事の際や中期計画を策定する際に検討し、コースの意見を更に学科全体で検討するようにしている。

法経科第2部では、コースは設置せず社会科学全般を学べるカリキュラムとなっており、第1部と同じ専任教員が憲法、民法、刑法、行政法、労働法、行政学、経済原論、金融論、財政学、経営学、マーケティング論、会計学などの社会科学の基礎的分野の専修科目を担当している。第2部の学生も2年次にそれぞれの興味関心のある科目の教員のもとで指導を受けるために社会科学演習に所属する。社会科学演習は上記の専修科目を担当する専任教員が担当し、教育・研究上の指導を行っている。第2部ではコースがないため学科長が責任者となって教育課程に相応しい人員配置になっているか等を学科会議にて検討している。

< 3 > 食物栄養学科

食物栄養学科では、5名の教授・准教授及び講師が、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養と指導、給食の運営などの専門領域を分担している。栄養士養成課程にかかわる教員配置状況並びに必要な資格については、人体の構造と機能を非常勤講師の医師1名が担当している。また、栄養の指導、給食の運営を担当する専任教員はいずれも管理栄養士である。助教についても3名全員が管理栄養士である。

< 4 > 生活科学科

生活科学科では、主要科目を担当する専任教員のうち4名が教授または准教授であり、専修第一分野（生活福祉・心理コース）に4名、専修第二分野（居住環境コース）に4名が配置され、福祉学、心理学、住居学、都市計画、環境政策論、情報科学などの基幹科目を担当している。

表 6-2-1 専任教員組織表（2023年度）

学科・部・専攻		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	専任教員1人あたりの在籍学生数 (表7の在籍数/A)	兼任教員数					兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	計(A)				教授	准教授	講師	助教	計	
法経科	第1部	6	5	3		14		7	24.29	2	4	1		7	52
	第2部							3							39
食物栄養学科	食物栄養学専攻	3	1	1	3	8		4	12.50			1		1	36
生活科学科	生活科学専攻	3	4	1		8		4	24.88	2	2	1		5	48
合 計		12	10	5	3	30		18		4	6	3		13	175
短期大学全体の入学定員に 応じ定める専任教員数								5							

〔注〕 1 専任とは、常勤する者をいい、兼任とは、学外からの兼務者を示す。

2 同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合、重複して記載している。

3 2023年5月1日時点の状況を示す。

表 6-2-2 学科の開設授業科目における専兼比率（2023 年度）

学 科 ・ 部 ・ 専 攻			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目	
法経科	第 1 部	専門教育	専任担当科目数 (A)	1.00	29.00	30.00
			兼任担当科目数 (B)	0.00	28.00	28.00
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	100.00	50.88	51.72
		教養教育	専任担当科目数 (A)	0.50	13.00	13.50
			兼任担当科目数 (B)	3.50	20.00	23.50
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	12.50	39.39	36.49
	第 2 部	専門教育	専任担当科目数 (A)	1.00	19.00	20.00
			兼任担当科目数 (B)	0.00	24.00	24.00
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	100.00	44.19	45.45
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.50	14.00	15.50
			兼任担当科目数 (B)	2.50	18.00	20.50
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	37.50	43.75	43.06
食物栄養 学科	食物栄養 学 専攻	専門教育	専任担当科目数 (A)	6.00	23.00	29.00
			兼任担当科目数 (B)	1.00	10.00	11.00
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	85.71	69.70	72.50
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.50	13.00	14.50
			兼任担当科目数 (B)	3.50	20.00	23.50
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	30.00	39.39	38.16
生活科学科	生活科学 専攻	専門教育	専任担当科目数 (A)	2.00	47.00	49.00
			兼任担当科目数 (B)	0.00	47.00	47.00
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	100.00	50.00	51.04
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.50	15.00	16.50
			兼任担当科目数 (B)	3.50	21.00	24.50
			専任担当率 % (A / (A + B) *100)	30.00	41.67	40.24

[注] 1 「全開設授業科目」とは、必須科目と選択必須科目をあわせたものである。

2 専任担当科目数には、他学科の専任教員による兼担科目も含む。

表 6-2-3 専任教員年齢構成表

学科	職位	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
法経科	教 授	2	0	2	0	2	0	0	0	6
		33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	3	1	1	0	0	5
		0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	講 師	0	0	0	0	1	0	2	0	3
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
	助 教	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 計		2	0	2	3	4	1	2	0	14
		14.3%	0.0%	14.3%	21.4%	28.6%	7.1%	14.3%	0.0%	100.0%
定年 65 歳										

学科	職位	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
食物栄養学科	教 授	1	0	0	1	1	0	0	0	3
		33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	講 師	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	助 教	0	1	1	0	0	0	1	0	3
		0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
合 計		1	1	1	1	2	0	2	0	8
		12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
定年 65 歳										

学科	職位	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
生活科学科	教 授	1	2	0	0	0	0	0	0	3
		33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	2	2	0	0	0	4
		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	講 師	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	助 教	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 計		1	2	0	2	3	0	0	0	8
		12.5%	25.0%	0.0%	25.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
定年 65 歳										

全学科	職位	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
	教 授	4	2	2	1	3	0	0	0	12
		33.3%	16.7%	16.7%	8.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	5	3	1	1	0	10
		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%	100.0%
	講 師	0	0	0	0	3	0	2	0	5
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	100.0%
	助 教	0	1	1	0	0	0	1	0	3
0.0%		0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	
合 計		4	3	3	6	9	1	4	0	30
		13.3%	10.0%	10.0%	20.0%	30.0%	3.3%	13.3%	0.0%	100.0%
定年 65 歳										

[注] 2023年5月1日時点の状況を示す。

表 6-2-4 教員の学科別・男女年代別構成（2023 年 5 月 1 日現在）

	60代		50代		40代		30代		20代		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
法経科	1	1	2	0	6	1	2	1	0	0	11	3
食物栄養学科	1	0	0	2	0	3	2	0	0	0	3	5
生活科学科	1	0	2	1	3	1	0	0	0	0	6	2
計	3	1	4	3	9	5	4	1	0	0	20	10

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」（根拠資料 6-6）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（根拠資料 6-7）に定められた、職位ごとの研究歴、研究業績、教育歴及び教育業績等の基準に基づいて行われている。

教員採用については、本学ではすべて公募制による採用人事を行っており、優れた研究・教育能力を持つ人材を広く募集している。まず「専任教員の新規採用に関する教授会申し合わせ」（根拠資料 6-8）及び「教員の任用に関する手順について（申し合わせ）」（根拠資料 6-9）に従って、配属学科が学科会議において募集要項案を確定し、発展計画委員会の承認を経て、教授会で審議後、募集要項が決定される。その後、配属学科による第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、選考結果を教授会で審議することで教員候補者を決定する。教員候補者の職位は上掲の「三重短期大学教員選考基準」に基づき教員資格審査委員会により決定される。以上の諸決定を基に、学長によって必要な手続きがなされる。

昇任人事については、学長から昇任希望の申請受付が年 2 回通達される。昇任を希望する教員自らが、昇任申請書及び定められた審査書類を学長宛てに申請し、学長はその適否を教員資格審査委員長宛てに諮問する。教員資格審査委員会では、上掲の「三重短期大学教員選考基準」及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」に照らして厳正な審査を行い、昇任の可否の結果を学長に答申する。昇任が適格と判断された場合には、学長が昇任人事を教授会に提案する。そして教授会では「昇任人事に関する教授会の申し合わせ」（根拠資料 6-10）に従って審議を行った上で承認する。

候補者の教育上の指導能力の評価については、採用候補者に対しては、担当授業科目等の教育経験に加え、面接を実施することで学術的説明能力と質問に対する回答の的確さなどを評価している。また昇任候補者に対しては、教育研究業績書と主要な業績の原本又はその写しの提出を求め、その内容から教育研究能力などを評価している。

以上のように、本学では教員の募集、採用、昇任に関する基準及び手続を明確に定めて

おり、これらの基準に基づき公正性を確保しながら適切に実施している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

教員の資質の向上については、本学は小規模な短期大学であることから学科ごとに対応するのではなく両学科共通の形態で行っている。そのため、以下、学科ごとではなく、短期大学全体として説明を行うこととする。

FD・SD活動推進委員会が、前期・後期にそれぞれ「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、各教員に対しては、アンケート結果を参考に授業改善案等を中心とするコメントを作成することを求めている。教員のコメントの大多数には、今後の授業改善の方策が記述され報告書としてまとめている。この報告書は教職員だけでなく学生も、図書館、生活協同組合の店舗、あるいは学生部窓口で閲覧可能となっている（根拠資料 2-10 pp.43～295）。

さらに本学では、授業改善に資する活動も行っている。公開授業やFD活動交流集会（根拠資料 2-10 pp.10～13）を開催し、学科・専攻を超えた教員の情報交換や意見交流の場を設定し、相互の研鑽を図っている。また、昇任人事の際に提出する教育研究業績書においては、担当科目のシラバスや指導した卒業研究題目のみならず、教育方法に関する工夫や改善についての記述を求めている。

なお、専任教員の教員・教育研究に関する業績は、毎年度、「三重短期大学年報」の教員研究・教育業績にまとめられている（根拠資料 2-15【ウェブ】）。

指導補助者に対する研修の実施については、本学では指導補助者を採用していないため、該当しない。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、大学および各学科の教育理念に沿った人材として採用された教員および教員組織の適切性について、FD・SD活動推進委員会、内部質保証推進委員会、教員評価委員会が中心となって全学的な点検と評価を実施し、改善・向上に向けた取り組みを行って

いる。

F D・S D活動推進委員会が、毎年度全ての教員の担当科目を対象に実施する「学生による授業評価アンケート」では、授業の進め方やシラバスの記載内容、話し方や教材の適切性等について、学生が6段階で評価し、結果は速やかに各担当教員にフィードバックされる。同アンケートの結果を受けて、各教員は授業改善策を講じて同委員会に報告し、その改善策も含めたすべての結果は『F D・S D活動報告書』としてまとめられる（根拠資料 2-10）。同報告書は教職員だけでなく、附属図書館など学内でも閲覧可能で、学生にも広く公表されている。「授業評価アンケート」と合わせて、「ゼミ評価アンケート」、「特に受講を進めたい講義」、「改善を求めたい講義」のアンケートも実施され、ゼミも含めた開講科目全体の改善に活用され、教員組織の適切性が検証されている。

さらに、本学では 2010（平成 22）年度から毎年、F D活動の一環として公開授業を実施している。専任教員の講義を2週間にわたって公開授業とし、教員はお互いの講義を参観してコメントを作成し、F D・S D活動推進委員会に提出する。その後、F D・S D活動推進委員会主催で教員交流集会を開き、提出されたコメントをもとに、各教員が参観した講義内容についての率直な意見交換を行い、より効果的な講義方法を模索して教員相互の研鑽を図っている。これまでの交流集会では、着任して日の浅い教員に対して、話し方や映像教材の活用方法についてのアドバイス等があり、より良い講義への改善につながった例がある。2019（令和元）年度からは、グループワーク形式での交流を図り、より積極的な意見交換に繋げている。

また、F D・S D活動推進委員会主催で、学長と学生の座談会が毎年度開催され、公募によって出席希望学生を募り、本学のF D・S D活動全般についての意見や要望を広く聴き取っている。出された意見や要望については、掲示して学生に公開すると同時に、F D・S D活動推進委員会から教授会に報告され、必要に応じて学務委員会や各学科、コースにフィードバックされ、改善に繋げている。これまでの座談会では、ゼミの開始時期を早めてほしいとの声が複数あった。該当する学科では、2021（令和3）年度のカリキュラム改編時に各教員の担当科目を見直し、1 年次後期に「基礎ゼミ」を開講することとした（根拠資料 1-12）。

F D・S D活動推進委員会が実施する上記の複数のアンケートや座談会に加えて、内部質保証推進委員会では、毎年度末に「卒業生満足度調査」を実施し、特に本学の教育の根幹となるゼミに関して、自由記述も含めて学生の満足度を調査し、内部質保証推進の観点から、教員配置や教員組織の適切性等についての点検と評価を行っている。さらに内部質保証推進委員会は、F D・S D活動推進委員会から毎年度初めには当該年度の「目標と計画」を、毎年度末には「総括」の提出を求め、当該年度の『F D・S D活動報告書』と合わせ、F D・S D活動推進委員会による教員組織の適切性に関する点検・評価活動の検証を行っている。

また、教員評価委員会では「津市人材評価実施要領【教育職給料表の適用を受けている職員】（根拠資料 6-11）」に基づき、毎年度前期後期末に教員から提出される「人材評価自己点検票」によって、各教員の「教育」「研究」「大学運営」「地域貢献」面での点検と検証を行っている（根拠資料 6-12）。各教員から提出された自己点検票をもとに、教員評価委員会が第2次評価者となり、さらに学長が最終評価者となって、教員一人一人の点検と評

価を行っている。なお、学長の人材評価については、同委員会が第2次評価者、教授会が最終評価者となり、毎年度前後期末の教授会で、学長の人材評価を実施している。

以上のように本学では、内部質保証推進委員会、FD・SD活動推進委員会、教員評価委員会による点検と評価を通して教員組織の改善に繋げ、併せて社会的ニーズや学生の学修志向の変化等も勘案し、必要と判断された場合は学科からの提起と各委員会での調整を経て、発展計画委員会および教授会での審議によって、教員組織の改編を行っている。

（２）長所・特色

教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確になっている。また、教員の採用基準や昇格基準も明確で定期的な評価も行われている。また、全学的な観点から、教員組織の適切性に関して、各種の委員会による定期的な点検・評価が行われ、その結果について改善・向上するための取り組みが行われている。

（３）問題点

なし。

（４）全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を具現化するよう計画的な教員採用を実施し、教員組織の編成に努めている。教員の募集、採用、昇任等についても、上記の方針や各種規程に基づき適切に行っている。教員の資質の向上を図るための方策については、FD・SD活動推進委員会、教員評価委員会、内部質保証推進委員会による点検と評価を通じて教員組織の改善につなげている。以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学の理念は「知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」ことであり、そのために「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え応用力や実践力の富む有為な人材の育成を行う」ことを教育目標として掲げている（根拠資料 1-5【ウェブ】）。さらに三重短期大学全体としてのアドミッション・ポリシーにおいては「この目標を理解し、必要な基礎学力と豊かな感性を備え、主体的に学ぶ姿勢をもち、積極的に社会と関わり、他者と協働しながら地域社会を形成しようとする学生を求める」としている（根拠資料 4-1【ウェブ】）。こうした情報は本学のホームページ上にて公開されている。また、入学者については、津市が設置した公立短期大学であるという特性上、市内及び県内出身者が多いが、愛知県などの近隣諸県のみならず全国から広く集まっている。遠方から志願する学生はホームページを通じて本学の情報を入手する学生が多く、ホームページで公開することは適切な明示方法である。（根拠資料 5-11）

こうした本学の理念・目標、入学者動向を踏まえ、本学では多様な学生が安定した大学生活を送り、本学の理念・目標に沿って学習を深め、目的意識や適性に応じて進路決定できるよう、学生への修学支援、生活支援、進路支援の方針と具体的な支援策を、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議している。方針と内容、また各支援にかかわる事項は『学生便覧』（根拠資料 1-7）にまとめ、教員には毎年度、学生には入学時に配付している。基本的に、修学支援は学務委員会、生活支援は学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、進路支援はキャリア支援委員会での協議となるが、事案によっては各委員会間で連携を取り、柔軟に対応協議している。

『学生便覧』には「学生生活全般に関する事項」、「修学に関する事項」、「学生の福利厚生」、「学生活動」等の項目を設け、修学支援・経済的支援の仕組みや、心身の健康の保持・増進にかかわる支援の仕組み、進路選択にかかわる支援の仕組みなどを明示している。新入生対象のオリエンテーションでは「学生生活ガイダンス」の時間を設け、『学生便覧』を使って、学生生活の基本ルールや奨学金、キャリア対策、健康診断や相談室の利用方法、ハラスメント防止対策やFD活動など、学生生活全般にかかわる支援について、各委員会の担当教員や担当職員が概要説明を行っている。

このように本学においては、ウェブサイトというレベルから個人との対面というレベル

にまで、学生支援に関わる情報を学生に伝達する仕組みが成立しているものであり、このことは評価項目における要求を満たしているものと考えられる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

< 1 > 学生支援体制の適切な整備

本学では「三重短期大学の組織に関する規則」において、学生部を設置し教務学生担当の職員を配置することが定められ、学生部長が学務を掌理し、所属職員を指揮監督するとされている（根拠資料 6-1）。また、学生支援の方針や支援策の内容は、教職員により構成される各種委員会によって協議・決定され、教授会にて報告・承認される。修学支援については学生部長を委員長として学務委員会が、生活支援については学務委員会の他に、障

がい学生支援委員会（委員長は互選）、ハラスメント防止対策委員会（委員長は互選）、進路支援は学生部長を委員長としてキャリア支援委員会での協議となるが、事案によっては各委員会間で連携を取り、柔軟に対応協議している。こうした各種支援は学生部により、学生への周知、受付、事務処理されている。

< 2 > 学生の修学に関する適切な支援の実施

（学生の能力に応じた補習教育、補充教育）

補習教育・補充教育に関しては、各教員の判断により必要に応じて行っている。2023（令和5）年度からゼミでは、卒業論文や卒業制作が必修となり、ゼミ担当教員が各学生の課題作成の進捗度に応じて、正規のゼミの時間以外に個別に指導を行っている。さらに本学では、2015（平成27）年度から再試験制度を廃止しているため、成績評価時に基準を満たさない学生に対し、各教員の判断で再試験に代わる補習を課し、課題の再提出などを求めて補充教育を行っている。また講義内容について質問のある学生に対しては、各教員が設定しているオフィスアワーを利用するよう指導し、補習教育を行っている。また編入学を希望する学生には、指導教員が個別に専門科目の学習補助や面接練習・口頭試問対策を行っている。

（COVID-19 への対応）

2020（令和2）年に入ってから新型コロナウイルス感染症の流行に対して、本学ではゼミなど一部の講義や実習を除いて、遠隔で講義を行うことにした。2020（令和2）年前期は録音した講義音声や資料をメールで学生個人毎のメールアドレス宛に配信するというオンデマンド形式であったが、スマートフォン以外のネット通信環境を持たない学生の都合をも考慮するためにとられた措置であり、そのためにデータ容量にも制限を課すことにした。当初は学生のプライベートなメールアドレスに送信せざるをえなかったため、通信上のトラブルなども少なくなかったが、後期には学生全員に大学メールアドレス（@st.tsu-cc.ac.jp）を振り当て、Google クラスルームを通じて講義に関する情報の授受を行う体制に移行したことで、遠隔授業をより円滑に進めることができるようになった。また大教室には Wi-Fi を設置し、学内で遠隔講義を受ける学生の利便を図った。

2021（令和3）年には対面授業が部分的に再開されたが、感染対策として、大人数となる一部科目の履修人数の制限や教卓へのアクリルパネルの設置、教室内における机の数の減少、消毒用エタノールの各教室への配置といった措置が取られた。2022（令和4）年度には一部を除き原則として講義はすべて対面形式に戻したが、それ以降も大学メールアドレスや Google クラスルームについては講義用のコミュニケーションツールとして、引き続き利用されている。

（正課外教育）

本学は正課授業外で行う学生の自主的な諸活動を正課外活動と位置づけている。こうした活動は、学生の自主性、リーダーシップ、協調性を涵養し、人間的成長を促す場としても、学生間の親睦を図る場としても重要であり、大学教育における重要な柱として全学的に支援している。大学に設立申請し許可を得た同好会及びクラブ・サークル数（同好

会とサークルは規程上、扱いに差がないため以下、「サークル」と言う）は下記の通りである（表 7-2-1）。なお、本学では「三重短期大学 学生課外活動団体の手引き」により、3 名以上の学生と顧問の教員がいれば同好会またはサークルとして設立を申請可能であり、6 ヶ月以上の活動実績と構成員の学生が 6 名以上になっていればクラブへ昇格できている（根拠資料 7-1）。学内で活動しているクラブ・サークルは数が少ないことから、これ以外に三重大大学のクラブ・サークルに所属して活動する学生も存在する。教員は各クラブ・サークルの顧問となり、種々の活動について適切な監督・支援と助言を行う等の支援をしている。

また、課外活動による学生生活の向上と活性化、及び団体の円滑な運営の支援を目的として三科合同クラブ委員会が設置され、(1)各団体の活動の振興、(2)各団体の発展と相互連携・融和を図る、(3)諸団体との連絡、(4)施設の便宜を図る、などの活動を行っている（根拠資料 7-1）。

表 7-2-1 2023（令和 5）年度 三重短期大学クラブ・サークル数

	体育・運動系	文化系
クラブ	7	11
サークル	1	2

その他の学生組織として 1 部及び 2 部学生自治会、大学祭実行委員会、生協学生委員会などがあり、三科合同クラブ委員会を加えた各団体の委員長は、学生部との間でおおむね月 1 回の頻度で「三部会」を開催し、相互に連携を取りながら学生生活の充実発展に向けた取り組みを行っている。例えば学生自治会は新入生歓迎行事や卒業記念パーティーの開催、大学祭実行委員会はサマーフェスティバル（7 月開催）や大学祭（11 月開催）の企画・運営などである。こうした行事には教育振興会や同窓会からの補助があり、学生部はそのような支援と各委員会の橋渡しをする役割を果たしている。生協学生委員会は三重短期大学生協における諸活動の中心を担い、食堂や売店と連携した各種企画、新歓活動、ボランティア活動、各種大学行事への参加・協力、年次総会の運営、他大学の生協学生委員会との交流など多岐にわたる活動を行っている。三重短期大学生協には、学生部長が生協理事長を兼任し、多数の教職員が学生とともに専務理事、理事、監査などの形で運営に参加している。

（留学生等の多様な学生に対する修学支援）

留学生については、本学では 2011（平成 23）年度入試から募集を停止している。

多様な学生に対する修学支援については、2021（令和 3）年度からリカレント教育のニーズに応えるため、仕事や介護、子育てなど、多様な事情を抱えながら学ぶ幅広い年齢層の学生を受け入れる長期履修学生制度を開始した。

（障がいのある学生に対する修学支援）

身体等に障がいのある学生に対し、修学及び学生生活にかかわる支援を行うため、本学

では 2016（平成 28）年 2 月に障がい学生支援委員会を設置した（根拠資料 7-2）。学生部長、大学総務課長、各学科長、生活科学科生活福祉・心理コース教員と学生部職員で構成される同委員会では、必要に応じて看護師にも出席を求め、配慮が必要な学生の情報共有やその対応方法、学内施設の改修等について検討を行っている。

障がい、あるいは何らかの配慮が必要な学生に対しては、本人及び保護者の申し出により対応を行ってきた。その場合、看護師と学生部長による聴き取りを経て、必要な配慮を教員に求め、難聴や視力に困難を抱える学生については、座席を配慮し、視聴覚機材や資料の配布に工夫を凝らしてきた。また、病気を抱える学生が実験・実習を伴う専攻・コースに在籍している場合には、教員に周知をはかり、緊急連絡先を学生部に掲示してきた。こうした記録を学生部で保管し、対応が必要となった場合には記録を参照し、さらに追加記入する。障がい学生支援委員会が設置されたことにより、こうした案件を委員会に上げ、委員である各学科長から学科会議での審議に持ち込むプロセスが整い、教職員間での情報共有がより早く確実になった。

（成績不振の学生の状況把握と指導）

長期にわたり講義を欠席する学生や履修申告を怠る学生には学生部長や学生部から電話やメールで連絡を入れ、状況把握と必要な指導を行っている。繰り返しの電話・メールに対応しない学生の場合には、その家族等に連絡を取る場合もある。また、学生部では、1 年生前期の成績が出た時点で卒業が厳しいと見込まれる学生をリストアップし、担当教員と情報共有をしながら履修指導において指導を徹底するよう依頼している。

留年が確定した学生については、ゼミ担当教員に加えて学科長も相談と履修指導に当たって卒業へとつなげ、留年から休学や退学に至らないよう努めている。

（退学希望者の状況把握と対応）

休学や退学の相談を寄せる学生には学生部長が、また場合によっては学科長やコース主任も加わり、個別に事情の聴き取りと指導を行っている。指導の結果、休学や退学を思いとどまるケース、退学希望を休学に切り替え、後に復学するケースもある。また休学や退学の理由の多くが経済的困窮、精神面での不調、進路選択上の問題であるため、授業料支払い猶予や減免について総務に問い合わせ、看護師や学生相談室への相談を検討し、キャリア支援担当者と連絡をとるなど、全学的に教職員が情報を共有して、できる限り適切な修学支援につとめている。なお休学者と退学者については、毎月 1 回開催される学務委員会で審議したうえで、教授会で審議承認している。過去 3 年の退学者数と休学者数については以下のとおりである（表 7-2-2、根拠資料 2-15【ウェブ】）。

表 7-2-2 過去3年間の退学者・休学者数

【退学者】													
学 科	部・専攻	2020年度				2021年度				2022年度			
		1年次	2年次	合計	退学率 (%)	1年次	2年次	合計	退学率 (%)	1年次	2年次	合計	退学率 (%)
法経科	第1部	3	3 (3)	6	2.8	2	2 (0)	4	1.8	1	4 (1)	5	2.3
	第2部	4	5 (2)	9	4.8	4	14 (8)	18	11.8	3	7 (3)	10	9.2
法経科 計		7	8 (5)	15	3.7	6	16 (8)	22	5.9	4	11 (4)	15	4.6
食物栄養学科	食物栄養学専攻					0		0	0.0	1	0 (0)	1	1.1
生活科学科	食物栄養学専攻	0	0 (0)	0	0.0		0 (0)	0	0.0				
生活科学科	生活科学専攻	3	1 (0)	4	1.8	1	8 (2)	9	4.1	1	3 (1)	4	1.9
生活科学科 計		3	1 (0)	4	1.2	1	8 (2)	9	2.9				
合 計		10	9 (5)	19	2.6	7	24 (10)	31	4.5	6	14 (5)	20	3.2

【休学者】										
学 科	部・専攻	2020年度			2021年度			2022年度		
		1年次	2年次	合計	1年次	2年次	合計	1年次	2年次	合計
法経科	第1部	1	0 (0)	1	0	0 (0)	0	3	1 (0)	4
	第2部	0	2 (1)	2	1	1 (0)	2	1	8 (5)	9
法経科 計		1	2 (1)	3	1	1 (0)	2	4	9 (5)	13
食物栄養学科	食物栄養学専攻				0		0	1	1 (0)	2
生活科学科	食物栄養学専攻	0	0 (0)	0		0 (0)	0			
生活科学科	生活科学専攻	1	1 (0)	2	2	0 (0)	2	0	3 (2)	3
生活科学科 計		1	1 (0)	2	2	0 (0)	2			
合 計		2	3 (1)	5	3	1 (0)	4	5	13 (7)	18

- 【注】 1 () 内の数字は3年次以上生の学生数を内数で示したもの。
 2 退学率については、各年度の5月1日現在の学生数に占める割合とする。
 3 休学者数は延べ人数で示した。

(奨学金その他の経済的支援の整備)

日本学生支援機構の奨学金貸与については、4月に全体説明会を開催し、奨学金の趣旨や制度について周知している。予約採用はすでに高校在学時に採用候補者として決まっているが、在学採用については、「本学に在学する者で、経済的理由により就学困難な者のうち、日本学生支援機構に定められている人物、学力及び家計の基準に合致している者」(根拠資料 1-7 p.16)を申込資格とし、奨学金推薦委員会が希望者と面談の上で、奨学生の推薦・選考にあたっている。

また、日本学生支援機構では2018(平成30)年度から給付制の奨学金を新設した(表7-2-3、根拠資料 2-15【ウェブ】)。日本学生支援機構以外からの奨学金の案内が送付された場合には、掲示で学生に周知している。

表 7-2-3 奨学金給付・貸与状況(2022(令和4)年度)

(単位:千円)

奨学金の名称	給付・貸与 の別	支給対象 学生数 (A)	在籍学生 総数 (B)	在籍学生数に 対する比率 (%) A/B	支給総額 (C)	1件あたり支給額 C/A
日本学生支援機構奨学金	貸与	200	629	31.8%	110,436	552
	給付	98		15.6%	39,304	401
計		298	629	47.4%	149,740	502

減免にあたっては、授業料減免審査委員会が審査した上で、学長が承認して教授会に報告している。近年は経済状況の厳しさを反映して、授業料減免件数が増加している（表7-2-4、根拠資料 2-15【ウェブ】）。これらの奨学金や授業料減免制度については、『学生便覧』や『キャンパスガイド』（根拠資料 1-7、根拠資料 1-6【ウェブ】）等に記載し、オリエンテーションなどで学生への周知徹底に努めている。

(人)

(人)

2021（令和3）年度には新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な困難を抱える学生等に対し、緊急的に学資を支援するための給付金（「学生等の学びを継続するための緊急給付金」）が支給されることとなり、日本学生支援機構の給付奨学生として採用されていて、2021（令和3）年12月10日に振込の対象となっている学生及びホームページや掲示板で掲示し募集した学生等を推薦し支給した。ちなみに受給者数は1年生が70名、2年生が93名であった。

83

< 3 > 学生の生活に関する適切な支援の実施

(学生の相談に応じる体制の整備)

1 年次生に対してクラス担任制を実施し、各クラスに専任教員が配置されており、学生に対して入学時からゼミ配置が決まるまでの間(6 カ月ないしは 1 年)、学習面だけでなく、進路や生活面を含む様々な質問や相談に対し、アドバイスと支援を行っている。さらに、全教員が週に 1 回 90 分程度のオフィスアワーを設定し、各学期開始時のオリエンテーションや掲示等で学生に周知している。オフィスアワーでは、学生は予約することなく各教員の研究室を訪れることができ、他の教員への質問や意見も受け付けており、専門に特化した質問については該当する担当者を確認し、後日回答している。

(ハラスメント——アカデミック、セクシュアル、モラル等——防止のための体制の整備)

セクシャル・ハラスメントに対しては、2002 (平成 14) 年 3 月に「セクシャル・ハラスメント防止宣言」を行い、ガイドライン、セクハラ防止対策委員会を設置した。その後様々なハラスメントに対応できることをめざし、2012 (平成 24 年) 1 月に「三重短期大学ハラスメント防止宣言」(根拠資料 7-4【ウェブ】)を改めて行い、防止すべき対象をハラスメント全般に拡大した。ガイドライン(根拠資料 7-5【ウェブ】)及び「三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程」(根拠資料 7-6)を改正し、セクハラ防止対策委員会をハラスメント防止対策委員会に改組した。ハラスメント防止対策委員会は、男女教職員各 2～3 名の委員計 5 名で構成され、相談及び調整・調停、啓発、そのほか防止体制整備に必要な事項を担っており、学外講師を招いての講演会なども行っている。毎年 4 月には新任教職員を対象に、ハラスメント防止対策委員長が研修会(根拠資料 7-7)を開き、ハラスメントの定義と、様々なハラスメントについて具体例をあげて講義を行っている。学生には 4 月のオリエンテーションで、相談窓口となる教職員の氏名とメールアドレスを記載したリーフレット(根拠資料 7-8)を配付し、ハラスメントの防止と相談窓口の周知に努めている。

重大な事案が発生し、ハラスメント防止対策委員会の調停による解決が不可能であると判断した場合、被害者の意思を確認し、さらに事実調査を経たうえで救済措置や再発防止措置をとる必要があると判断した場合には、事案をハラスメント事実調査委員会(根拠資料 7-6)に送付することとなっている。

(学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮)

学生の健康管理については、毎年 4 月に全学生を対象に健康診断を実施し、何らかの異常が認められた学生に対しては、再検査や医療機関での受診等を勧めている。保健室(医務室)については、特に利用規程を設けていないが、看護師が体調不良や怪我をした学生の対応にあたり、医師による治療が必要と判断される場合には、学校指定の総合病院へ搬送することとしている。また、健康診断の結果により指導を必要とする学生を対象に、学校医との面談指導も実施している。

心身の健康や人間関係に関する悩みについては、2007 (平成 19) 年度から「三重短期大学学生相談室規程」(根拠資料 7-9)に基づいて学生相談室を設置し、学外の臨床心理士による相談を毎月昼(10:30～13:30)1 回、夜(16:30～19:30)3 回の合計 4 回程度の開室

している。事前予約を基本としており、メール、電話、または学生部窓口で予約を受け付けている。学生相談室については4月のオリエンテーションと掲示及びホームページで、学生への周知徹底をはかっている（根拠資料 7-10【ウェブ】、7-11）。

表 7-2-5 学生相談室利用者数（2020-2022 年度 作成）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
2020 年度	8	8	10	11	10	9	13	12	8	11	2	7	109
2021 年度	10	8	12	5	3	4	7	10	7	5	4	2	77
2022 年度	4	8	7	4	2	1	2	5	3	2	1	0	39

< 4 > 学生の進路に関する適切な支援の実施

（学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備）

進路指導については学生部長を委員長とするキャリア支援委員会が中心となり、就職と四年制大学編入学等についてのガイダンスや個別面談等による支援を行っている。進路相談については、キャリア支援委員の他、ゼミ担当教員やクラス担任教員も相談相手となり、学生の希望や意見を聴取し、面接練習等も含めた支援を行っている。

2012（平成 24）年度からは従来の就職相談室をキャリア支援室（TASK ROOM）に改め、外部委託による運営を行っている。キャリア支援室にはキャリア・カウンセラーが待機（週 3 回程度）し、学生からの相談に対してきめ細かい指導や具体的なサポート、情報提供を行っている。面談内容等については学生部キャリア担当職員に随時報告があり、必要と判断される場合にはキャリア支援委員会で審議している。またキャリア・カウンセラーからは年二回、キャリア支援委員会に対して事業報告があり、事業の妥当性について大学として点検を行っている。

キャリア支援室の利用方法や、就職ガイダンスの予定、編入学講座の案内などの進路支援に関する情報は、オリエンテーションと掲示によって、またクラス担任及びゼミ担当教員を通じて、学生に周知徹底している。

（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）

本学の主な進路支援は以下のとおりである。

入学式当日、式典直後に家族・関係者に対し、本学の進路指導の概要と現実的対応策の説明を行い、心理面、経済面でのサポートを依頼している。また新入生には5月頃、後期から始まる就職ガイダンスの前提として就職活動のスケジュールと準備や心構えについて伝えている。

新入生にはキャリア形成セミナー（第4章③既出）の受講も勧めている。これは早期キャリア教育の充実に目的に、2012（平成 24）年度から前期共通科目として開講したもので、毎回様々な分野で活躍する講師を学外から招いて講義を受けた後、学生には制限時間内でレポートを作成させている。毎年期末に課す振り返りのレポートでは、学生に特に印象に残った講師とその講義前後の自身の変化について記述させているが、複数の講師の名を挙げる学生も多く、それぞれの職業観や卒業後の進路イメージの形成に、キャリア形成セミナーの各講師が何らかの影響を与えたことがうかがえる。

4月には、Google フォームを使用して1年生全員を対象にキャリアアンケートをとって、入学時点での進路志望状況を調査している。さらに1年生と2年生それぞれを対象に編入学ガイダンス（根拠資料 7-12）を開催し、1年生には編入学全般と今後の学内スケジュール、学内支援体制等を伝えている。

履修申告の際にはクラス担任の点検と捺印が必須となる制度を利用し、点検時にクラス担任が学生の希望進路を聴き取って学生部へ報告し、4月調査以降の学生の動向を把握できるようになっている。こういった取り組みが95%を上回る高い就職率につながっている（表 7-2-6、根拠資料 2-15、根拠資料 7-15）。1年生後期からは週1回のペース（木曜日午後）で各学科の学生を対象にキャリアガイダンス（根拠資料 7-13）を実施している。業界研究や自己分析、履歴書やエントリーシートの書き方から、社会人スタート準備講座まで、学生には1月末ごろまで継続して受講させ、以後の本格的な就職活動へと誘導している。

表 7-2-6 就職・進学状況

学 科	部・専攻	進 路		2020年度	2021年度	2022年度
法経科	第 1 部	就職	民間企業	54	47	58
			官公庁	9	10	7
			上記以外	0	0	0
		進学	他大学編入	16	18	18
			上記以外	3	4	1
		そ の 他		21	24	24
		合 計		103	103	108
	第 2 部	就職	民間企業	21	19	11
			官公庁	1	3	1
			上記以外	0	0	0
		進学	他大学編入	22	18	9
			上記以外	4	2	1
		そ の 他		34	31	15
		合 計		82	73	37
法経科 計			185	176	145	
食物栄養 学科 ※[注 3]	食物栄養 学 専攻	就職	民間企業	39	41	29
			官公庁	0	0	1
			上記以外	0	0	0
			(A)	(29)	(32)	(30)
		進学	他大学編入	5	6	7
			上記以外	1	1	0
		そ の 他		2	3	4
	合 計			47	51	41
生活科学科	生活科学 専攻	就職	民間企業	60	51	55
			官公庁	4	4	7
			上記以外	0	0	0
		進学	他大学編入	19	20	14
			上記以外	2	3	0
		そ の 他		24	22	26
	合 計			109	100	102

[注] 1 「その他」は、当該学科の各年度の卒業生（9月卒業を含む）のうち就職・進学のいずれもしないものの人数を示す。

「(A)」は、教職や栄養士等の有資格者として職業に就いた卒業生数を示す。

2 就職については、契約社員（契約が1年以上かつ30時間以上勤務の場合）も含む。

3 2021年度より、食物栄養学科が新設されました。

< 5 > 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学には、学生の保護者、保証人及び本会の目的に賛同する者をもって組織する教育振興会があり、学生の正課外活動に補助金を支給している（根拠資料 7-14）。学生部長及び学生部は三部会を通じて、補助金の橋渡し・分配をしている。具体的には、各サークル・クラブ活動、自治会活動の一部、学祭実行委員会の活動費・運営費はこうした補助金によって賄われている。

施設面でも、正課外活動のためにクラブハウス、グラウンド、体育館、更衣室、シャワー室、テニスコート、防音室、和室などの大学施設を貸し出すとともに、三部会において、三科合同クラブ委員会と協議してクラブハウスの部室の利用割当を決定している。

その他、三部会では学生を代表する各委員会からの要望や相談にのると同時に、学生が主体となって実施する学内イベントについても、学生の主体性を尊重しつつ、運営上の助言を与え、危機管理や進行管理、施設管理などについて必要に応じて支援している。

ただ、2023（令和5）年3月卒業生に対する満足度調査における「学生活動についての満足度」の項目については6点満点の4点強の水準にあり、満足度が必ずしも高いとは言えない。報告文書は、前年度に比して若干の回復をきたしているところから COVID-19 の影響による活動の困難さを、その原因として推定しているが、そうであるとするならば、2024（令和6）年度以降の活動の活発化と満足度の増大が意識的に追求されるべきであろう。例えば2023（令和5）年には学生自治会主催で春季レクリエーション大会が開催され、秋の球技大会も予定されている（2023年8月現在）。このような学生の意気込みに応えるべく、大学当局とりわけ学生部の努力が求められることになるであろう。

< 6 > その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

2018（平成30）年度からFD・SD活動推進委員会では「学長と学生による座談会」を開催している。2019（令和元）年度は初めて座談会に出席する学生を公募により決定した。各学科・コースから2名ずつ出席し、学生からは授業に関することや、施設整備に関すること、大学の将来構想に関することまで広く意見が出されている。こうした意見のうち、実施可能なものについては要望の具体化に向けて努力するようにしている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生に対する修学支援、生活支援及び進路支援に関しては、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議し、原則月1回開催される教授会、コース会議、専攻会議、学科会議により定期的に検証され、事案によっては各委員会間で連携を取れるようにしている。

また、学生支援にあたる学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会をはじめ、主な委員会ではすべて年度初めに「目標と計画」を

文書で策定し、年度末には同じく文書で「総括」を行い、内部質保証推進委員会での検討を経て、教授会に報告している（根拠資料 2-4、根拠資料 2-5）。このようなサイクルを繰り返すことで、活動の点検・評価を行い、次年度に向けての課題を明確にし、課題が確実に次年度の担当者に引き継がれるようにしている。

さらに、キャリア支援委員会では、毎年度末にキャリア支援室を運営する受託先から質疑応答を含めた詳細な報告を受けて、就職率の変動や学生の動き、教員のサポートなどについて検証し、年度ごとの総括を行い、次年度に向けた方針を決定して教授会に報告している。

学生に対しても内部質保証推進小委員会が卒業生を対象に、卒業生満足度調査を実施している（根拠資料 4-9）。調査の中では質問項目として「学生課外活動についての満足度」（Q16～Q18）、「学生支援についての満足度」（Q19～Q23）、「施設・設備についての満足度」（Q32～Q36）をそれぞれ 6 段階の選択および自由記述で回答してもらっている。調査結果は教授会に報告され、全学的に情報共有されるとともに、今後の学生支援活動の改善に向けた資料として活用されている。

以上のことから、本学では学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

（２）長所・特色

2021（令和 3）年度に法経科第 2 部の入学定員を削減したことにより、本学の収容定員は 700 名とより小規模になった。学生と教職員の距離がより近くなり、教職員間の情報共有が以前より容易になった。問題を抱えた学生には、指導教員が支援、指導するだけでなく、全学的に学生を支援、指導することができる体制を整えている。就職や編入の進路指導に関しても、学生が希望すれば、指導教員や学科の教員だけでなく、他学科の教員にも相談することができ、教職員が一体となって精力的に支援、指導する体制が整えられている。

（３）問題点

2021（令和 3）年度の退学率が 4.5%と、2020（令和 2）年度に比べて 1.9%上がった。2022（令和 4）年度の退学率は 3.2%と少し改善した。一方で、休学者の人数は、2021（令和 3）年度は 4 名であったが、2022（令和 4）年度は 18 名と大幅に増加している。退学や休学する学生が増えている原因が、新型コロナウイルス感染症による影響で一時的なものであるのか、今後十分に推移を注視する必要がある。

学生相談室利用者数は、2022（令和 4）年度が 39 名と過去 2 年より減少している。学生相談室については 4 月のオリエンテーションと掲示および大学ホームページで学生に周知しているため、周知が不十分であるとは考えにくい、相談したい学生がしっかり相談できているのか注意する必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、学生支援に関する方針について大学ホームページを通じて明示している。また、学生便覧には、修学支援・経済的支援の仕組みや、心身の健康の保持・増進にかかわ

る支援の仕組み、進路選択にかかわる支援の仕組みを明示している。

学生支援の整備については、多様な学生が安定した大学生活を送れるよう、学生への修学支援、生活支援、進路支援の方針と具体策が、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で運営されており、学生支援は円滑に行われている。

学生支援の適切性については、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議し、原則月 1 回開催されている教授会、学科会議、コース会議により定期的に検証され、事案によっては各委員会間で連携が取れるようにしている。学生に対しては、内部質保証推進小委員会が卒業生満足度調査を実施している。調査結果は、教授会で報告され、全学的に共有されるとともに、今後の学生支援活動の改善に向けた資料として活用されている。

以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学生の教育や学修に係る課題は、「学務委員会規程」（根拠資料 8-1）、「情報委員会規程」（根拠資料 8-2）、「教養教育委員会規程」（根拠資料 6-5）、「栄養士実習委員会規程」（根拠資料 8-3）、「社会福祉実習委員会規程」（根拠資料 8-4）等にとり、方針を明確に定めて教育研究等環境の整備に努めている。

教員の研究活動に係る方針については、次のように整備されている。教員の研修については、「三重短期大学教員在外研修規程」（根拠資料 8-5）第1条において、本学専任教員が「その職責を遂行するために、研究と修養に努めるべき機会」とされており、一定期間の在外研修が認められている。既に在外研修を終えた教員については、「三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程」（根拠資料 8-6）第2条第2項で、「教員の研究能力、資質等の向上を図るため、教員自ら研究目標を定めて一定の期間にわたり勤務場所を離れて、調査研究に専念する研修」とされるサバティカル研修に従事することも可能である。また、企業を含む外部研究機関等との共同研究を可能にするために、「三重短期大学共同研究規程」（根拠資料 8-7）も定められている。

一方、本学では遺伝子組み換え実験を行う可能性があることから、「三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程」（根拠資料 8-8）、競争的資金の不正使用を防止するために、「三重短期大学における競争的資金等の不正使用に関する取扱い規程」（根拠資料 8-9）、研究活動に係る不正行為を防止し、研究倫理教育を徹底するために、「三重短期大学研究倫理規程」（根拠資料 8-10）が定められている。なお、上記規程の内容を確認し、学内構成員の自覚を高めるために、研究倫理教育と研究費不正使用防止のためのコンプライアンス教育を毎年度実施している。

教育研究環境のうち、施設、設備面の整備については、本学が津市立の短期大学であることから毎年、市議会で承認された予算に基づく整備を行っている。特に校舎棟などの建築物については、2017（平成 29）年度に策定され、2022（令和 4）年度に改訂された「津市公共施設等総合管理計画」（根拠資料 2-12）に基づく「津市個別施設計画」（根拠資料 2-13）において、「建物は、学生の学習環境の改善のため、使用目標年数を 80 年とする長寿命化事業に取り組む」とされており、今後の方向性として、「喫緊の課題である校舎棟の屋上、外壁、窓枠等の防水対策に取り組むとともに、諸室や空調設備等についても必要な機能回復、機能更新等を段階的に図ることを検討」とされている。この計画に基づき、2022（令和 4）年度には、校舎棟外壁等改修工事及び校舎棟等空調設備改修工事が行われた。施設、設備の整備実施については、教授会での「事務局長報告」として、本学事務局長から詳細に説明が行われている。今後も当該計画に即した整備を計画的に行っていく。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点１：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

＜１＞ 施設・設備等の整備及び管理

本学は所管する 25,045.00 m²の土地に延床面積 7,059.66 m²の校舎や体育館等の建築物（表 8-2-1）を有している。

建築物のうち校舎棟は、鉄筋コンクリートの４階構造（延床面積 3,872.08 m²）で、大教室 3 室、普通教室 7 室の 10 教室、食物栄養学科及び生活科学学科の実験実習室 5 室及び教員の研究室 7 室に加え、関連施設として厨房、精密機器室や各準備室が配置され食物栄養学科及び生活科学学科の専門教育を支えている。

2022（令和 4）年度には、2016（平成 28）年度に策定された「津市公共施設等総合管理計画」（根拠資料 2-12）に基づく「津市個別施設計画」（根拠資料 2-13）に則り、校舎棟の大規模な外壁改修及び調理実習室を普通教室と男女更衣室への改修、校舎棟等空調設備改修工事を実施した。

（ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備）

情報処理演習室は、学内 LAN を経由してインターネットに接続可能な 55 台のパソコンを備えており、全ての学科の情報処理演習を担うとともに、特に生活科学学科では設計図用 CAD、食物栄養学科では栄養計算ソフトなど専門分野の授業にも大きく寄与している。

本学の情報ネットワーク機器の一部は老朽化が深刻であり、老朽化を起因とする通信の不具合が発生するリスクが非常に高まっている。また、COVID-19 以降は、遠隔授業の実施などインターネット通信を活用した教育環境が変化しており、学内ネットワーク環境においても、教室等への大容量通信に対応するとともに、セキュリティ対策など安全・安定かつ快適な通信環境の整備を行うため、既存の機器等を刷新し 2023、2024（令和 5、6）年度にかけて構築し整備を実施する。

（施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保）

管理棟は鉄筋コンクリートの 2 階構造（延床面積 1,132.18 m²）で、管理部門の短期大学事務局の事務室、学長室、応接室、非常勤講師控室、医務室、警備員室、学生相談室のほか、教員の研究室 4 室、演習室 8 室、資料室 4 室、法経科共同研究室 1 室等からなっ

いる。

また、地域連携事業の要となる地域問題研究所及び地域連携センターのほか、学生の就職活動をサポートするキャリア支援室（TASK ROOM）を配置している。

研究棟は鉄筋コンクリートの2階構造（延床面積 827.25 m²）で、教員の研究室 18 室のほか附属図書館からなっている。

附属図書館は、蔵書数 100,207 冊、視聴覚資料 415 タイトル（いずれも 2022（令和4）年度末）で 2022（令和4）年度の入館者数は 13,932 人、貸出者数 2,689 人となっている。（表 8-2-2、表 8-2-3）。

運動施設等としては、鉄筋コンクリートの2階構造の体育館（延床面積 1,519.56 m²）、グラウンド（約 7,100 m²）、テニスコート（2 面）があり、体育実技の授業やクラブ活動に使用している。

他に学生生活を支援する施設として、学生自治会室 3 室、売店、食堂施設に小教室 4 室等を併設した大学ホール（延床面積 1,033.02 m²）と、クラブ室 12 室とミーティングルーム 2 室からなるクラブハウス（延床面積 195.13 m²）を設置している。

これらの本学の施設は、建物面積をはじめ施設はすべて短期大学設置基準を満たしており、全学科を対象とした講義室をはじめ、教員研究室、演習室、資料室などによって、全学共通教育や学科の専門教育、学科活動、少人数教育を保証している（表 8-2-4、表 8-2-5）。

（バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備）

本学の建物と敷地内は、校舎棟の昇降機の設置や多目的トイレの設置、スロープの改修など、バリアフリーに対応するため施設改修を行っている。また、死角をなくすための垣根の伐採や、防犯カメラおよびセンサー付きライトの増設など、安全に利用できる環境整備を行っている。

施設、設備等の維持及び管理に係っては、消防法等の各種法令に基づく点検を通じて必要な修繕を行いながら、安全及び衛生面の確保に努めている。

（学生の自主的な学習を促進するための環境整備）

学生の自主的な学習を促進するための環境については情報処理演習室に配備された 55 台のパソコンは、学内 LAN を経由してインターネットに接続されており、平日 8 時 30 分から 21 時（授業時間を除く）までは自由に使用できる環境を整えている。

このため学生は授業時間外でも、情報処理演習室から学外ホームページにアクセスして、情報、資料の収集をするなど、レポート作成などに役立てているほか、就職活動においても各企業のホームページを閲覧するなど学生各自の自主的な企業研究を可能としている。

また、図書館においても図書検索システム用にパソコン 2 台を設置しており、本学の蔵書はもとより他大学も含めた図書や文献の検索を可能としている（表 8-2-6）。

学内施設の利用については、三重短期大学学生生活規則をはじめとして体育館、図書館等の利用に係る諸規程を定め施設利用の方針を明確にするとともに、情報処理演習室については、利用及び維持管理のため内規を定めている（根拠資料 8-11）。

表 8-2-1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積（2023 年度）

校 地 ・ 校 舎				講 義 室 ・ 演 習 室 等	
校地面積（㎡）	設置基準上必要 校地面積（㎡）	校舎面積（㎡）	設置基準上必要 校舎面積（㎡）	講義室・演習 室・ 学生実習室総数	講義室・演習室・ 学生実習室 総面積（㎡）
25,045	7,000	7,059	5,150	27	2,611

[注] 1 校舎面積には、講義室、演習室、学生実習室、実験・実習室、研究室、附属図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室、医務室等）、大学ホール、クラブハウス、廊下、便所等を含む。

2 校地面積は令和元年度地籍調査により修正。

表 8-2-2 附属図書館の蔵書数等の状況（2022 年度）

図書館の名称	図書の冊数（冊）		定期刊行物の 種類（種類）		視聴覚 資料の 所蔵数 （点数）	電子 ジャーナ ルの種類 （種類）	過去 3 年間の図書受け入れ 状況（冊）			備考
	図書の 冊数	開架図書 の冊数 （内数）	内国書	外国書			2020年度	2021年度	2022年度	
三重短期大学附属図書館	100,207	40,000	97	15	415	12	1,013	1,206	1,401	

[注] 1 視聴覚資料の所蔵数は、点数を示す。

表 8-2-3 附属図書館の利用状況（2022 年度）

専任 スタッフ数 （人）	非常勤 スタッフ数 （人）	年間 開館 日数	開館時間	入館者数（人）			貸出者数（人）			貸出冊数（冊）		
				2020年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2022年度
2 (2)	1.5 (1.5)	229	開講日 8:30 ～21:00 休講日 8:30～ 17:00	9,152	16,878	13,932	2,229 学内 2,156 教職員 264 学生 1,892 学外 73	3,565 学内 3,516 教職員 378 学生 3,138 学外 49	2,689 学内 2,653 教職員 334 学生 2,319 学外 36	4,327 学内 4,204 教職員 644 学生 3,560 学外 123	6,597 学内 6,520 教職員 1,021 学生 5,499 学外 77	4,506 学内 4,437 教職員 851 学生 3,586 学外 69

- [注] 1 スタッフ数の（ ）内数字は司書の資格を有するものの人数。
2 開館時間には1月と7月の臨時開館日（土曜開館、月末開館）は含まない。
3 入館者数は、貸出者数と閲覧利用等の利用者数の合計値。
4 貸出者数、貸出冊数は、学内、学外の合計値。
5 非常勤スタッフについては、夜間のみのスタッフを0.5人で換算。
6 年間会館日数は2022年度の日数

表 8-2-4 学科・専攻毎の講義室・演習室等の面積・規模（2023 年度）

講義室・演習室 学生自習室等	室 数	総面積 (㎡)	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	学生総数	在籍学生 1 人あ たり面積 (㎡)	備 考
講 義 室			生活専用				
			食物栄養専用				
			法経専用				
	12	1,196.2	共用	940	629	1.90	
演 習 室	1	35.4	生活専用	12	209	0.17	
			食物栄養専用				
	5	75.0	法経専用	60	326	0.23	
	2	161.8	共用	75	629	0.26	
実 験 室			生活専用				
	2	279.5	食物栄養専用	100	94	2.97	
			法経専用				
			共用				
実 習 室	1	163.7	生活専用	50	209	0.78	
	3	535.9	食物栄養専用	120	94	5.70	
			法経専用				
	1	163.7	共用	52	629	0.26	
体 育 館	1	1,519	共用				

表 8-2-5 教員研究室の状況（2023 年度）

学 科	室 数			総面積 (㎡)	1 室あたりの 平均面積 (㎡)		専任教員数 (B)	個室率 (%) A/B	教員 1 人あた りの平均面積 (㎡)	備 考
	個室(A)	共 同	計		個 室	共 同				
法経科	14	1	15	318.0	19.5	45.0	14	100%	22.7	0
食物栄養学科	8		8	213.8	26.7		8	100%	26.7	0
生活科学科	8	1	9	231.4	26.9	35.4	8	100%	28.9	0
計	30	2	32	763.2						

[注] 1 「備考」欄には、個室を持たない教員数を示す。

表 8-2-6 附属図書館の閲覧室等の状況（2022 年度）（根拠資料 2-15 より）

図書館の名称	図書館の面積 (㎡)	学生閲覧室	学生収容定員 (B)	収容定員に対する 座席数の割合 (%) A/B	その他の学習室 の座席数	利用者用 PC (台)		視聴覚資料 視聴ブース (席)
		座席数 (A)				資料検索	データ ベース	
三重短期大学附属図書館	404	76	700	10.9	0	1	1	3

< 2 > 教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

これらについて、まず情報処理については学内に情報委員会を設け倫理面も含めた各種情報管理を行うとともに、学生に対しては入学時のガイダンスの機会を活用した周知を、また、その他の規則、諸規程等については『学生便覧』への掲載など全学生への周知を、それぞれ行っている（根拠資料 1-7）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

< 1 > 図書資料の整備と図書利用環境の整備

（図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備）

附属図書館では、図書館用図書、視聴覚資料等は、教員の選書により購入しており、紙資料での提供はもちろんのこと、2018（平成 30）年度よりオンラインジャーナルを、2020（令和 2）年度より電子書籍を導入し、様々な媒体の資料を提供している。

2022（令和 4）年度末で蔵書数は 100,207 冊、定期刊行物 112 種（うち洋雑誌 15 種）、DVD や CD-ROM 等の視聴覚資料 415 種を所蔵している（表 8-3-1）。

図書館内には、資料検索用端末とデータベース検索用端末のパソコンを 2 台設置している。有料データベースを契約し、各学科に ID を割り当て、各教員が講義に利用できる環境を整えている。利用できるデータベースは新聞記事検索や判例検索など全学科に対応するデータベースであり、学習及び研究目的に活用されている。

表 8-3-1 図書資料の所蔵数（2022 年度）

図書館の名称	図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類（種類）		視聴覚資料の所蔵数（点数）	電子ジャーナルの種類（種類）	過去 3 年間の図書受け入れ状況（冊）			備考
	図書の冊数	開架図書の冊数（内数）	内国書	外国書			2020 年度	2021 年度	2022 年度	
三重短期大学 附属図書館	100,207	40,000	97	15	415	12	1,013	1,206	1,401	

(国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備)

このほか、当館に所蔵しない資料については、国立情報学研究所目録情報所在サービス(NACSIS-CAT/ILL)、東海地区大学図書館協議会、三重県図書館協会に加盟し、利用者の要望に応じて、資料や複写文献を取り寄せる、他機関を紹介するなどして、資料、情報提供に努めている。

また、東海地区大学図書館協議会では、加盟大学間で簡易に相互利用できる環境が整えられており、利便性の向上が図られている。

さらに、津市立の公共図書館(全9館2室)との間で、所蔵資料の相互活用も行っており、無料で資料の取り寄せ、貸出を行うなど、幅広い資料の提供を行っている。

(学術情報へのアクセスに関する対応)

学生、教職員の学術情報へのアクセスを容易にする手段のひとつとして、ウェブサイトを公開しており、当館所蔵資料の検索、電子書籍の閲覧をはじめ、学術情報に無料でアクセスできるサイト等の紹介、図書館利用案内を公開するなどして、来館せずに提供できるサービスの拡充にも力を入れている。

(学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備)

また、2020(令和2)年度には、図書館の公式インスタグラムアカウントを開設し、メール利用に不慣れな学生も、SNS上で手続きできるよう、申込方法の簡略化に着手した。

開講日の開館時間は、8時30分から21時00分とし、全学科の開講時間に合わせた運用を行っており、1月と7月には、土曜日を臨時開館するなど、利便性に配慮している。

またキャリア支援コーナーを設置し、就職活動や編入学試験対策に活用できるようにしている。さらに、シラバスに掲載されている図書を利用しやすいようシラバスコーナーも設置している。

座席数については、76席を確保している(根拠資料2-15)。

2021(令和4)年度にはCOVID-19の対応として、図書館職員との接触なく返却できる返却ポスト、図書貸出用ロッカーを設置した(現在は図書貸出用ロッカーは使用していない)。

表 8-3-2 学生閲覧室等の面積・座席数(2022年度)

図書館の名称	図書館の 面積(m ²)	学生閲覧室	学生収容定員 (B)	収容定員に対する 座席数の割合(%) A/B	その他の 学習室の 座席数
		座席数(A)			
三重短期大学 附属図書館	404	76	700	10.9	0

図書の貸出状況については、年間利用者数は2020(令和2)年度に2,156人、2021(令和3)年度には3,516人と増加したものの、2022(令和4)年度には約900人減少した。また、年間貸出冊数も同様に2020(令和2)年度に4,327冊と、2021(令和3)年度には6,597冊と増加したものの2022(令和4)年度には約2,100冊減少した(根拠資料2-15)。

図書館の運営については、図書館委員会が組織され、毎年年度初めに「目標と計画」を、

年度末には「総括」を作成して、運営の適切性について点検・評価したり、改善すべき課題を確認している。「目標と計画」と「総括」は内部質保証推進委員会に提出され、内容の適切性が審査される。また、その後、発展計画委員会及び教授会でも審議され、最終的に学長が承認している（根拠資料 8-12、根拠資料 3-3、根拠資料 3-5）。

表 8-3-3 図書館利用状況（2022 年度）

専任スタッフ数 (人)	非常勤スタッフ数 (人)	年間開館 日数	開館時間	入館者数（人）			年間利用者数（人）			貸出冊数（冊）		
				2020年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2022年度
2 (2)	1.5 (1.5)	229	開講日 8:30～ 21:00 休講日 8:30～ 17:00	9,152	16,878	13,932	2,229 学内 2,156 教職員 264 学生 1,892 学外 73	3,565 学内 3,516 教職員 378 学生 3,138 学外 49	2,689 学内 2,653 教職員 334 学生 2,319 学外 36	4,327 学内 4,204 教職員 644 学生 3,560 学外 123	6,597 学内 6,520 教職員 1,021 学生 5,499 学外 77	4,506 学内 4,437 教職員 861 学生 3,586 学外 69

- 〔注〕 1 スタッフ数の（ ）内数字は司書の資格を有するものの人数。
2 開館時間には1月と7月の臨時開館日（土曜開館、月末開館）は含まない。
3 入館者数は、貸出者数と閲覧利用等の利用者数の合計値
4 貸出者数、貸出冊数は、学内、学外の合計値。
5 非常勤スタッフについては、夜間のみのスタッフを0.5人で換算。

< 2 > 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

専門的職員の配置状況については、正規職員（行政職）1 名、正規職員（司書職）1 名、図書館司書の資格を持った会計年度任用職員（専任）1 名、夜間対応会計年度任用職員 1 名が配置され、図書館業務にあたっている（根拠資料 2-15）。

表 8-3-4 図書館司書、専門的職員及びその他の職員の配置状況（2022 年度）

	部 署 名	担当名	専任職員	うち管理職	兼務職員	常勤嘱託職員	臨時職員	その他	計
短期大学業務系	短期大学事務局		1	1					1
	学生部	教務学生担当	6	2(1)	1		3		9
	大学総務課	総務担当	5	2			8	1	14
		地域連携センター			3(1)				
	附属図書館	図書担当	3	2(1)			2		5
	合 計		15	7(2)	4(1)	0	13	1	29

- 〔注〕 1 （ ）内数字は、教員が管理職を担当している数を示す。
2 計には兼務職員を含まない。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ 教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学では「三重短期大学の理念」の中で、「地域貢献の理念」、「大学運営の理念」と並んで「教育研究の理念」を掲げ、短期大学としての研究に対する基本的な考えを明示している。「真理の探究（知の創造・継承・発展）」と「優れた人材の育成」が本学の「教育研究の理念」であり、「教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追求し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献する」こと、そして「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究」し、「豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力」と「応用力や実践力に富む有為な人材を育成する」ことが示されている（根拠資料 1-5【ウェブ】）。

研究費の面では、専任教員に対して、学術研究旅費は 1 人あたり 100,000 円の支給があり、全体の執行状況に応じて、学科長の判断で弾力的に執行できる。主に図書を購入するための研究用消耗品費は、法経科では 1 人あたり 120,000 円、食物栄養学科および生活科学科では 1 人あたり 70,000 円の支給がある（根拠資料 8-13）。また、三重短期大学教育振興会からは、教員 1 人あたり 150,000 円の研究費が支給されている。この研究費の使途については、消耗品に限らず、備品の購入も可能である（根拠資料 8-14）。

さらに本学には、地域貢献を目的に研究組織として設立された地域問題研究所（前身は「地域問題総合調査研究室（1984 年設置）」）が設置されている。「三重短期大学地域問題研究所規程（根拠資料 8-15）」第 3 条において、本学教員は全員が同研究所員として位置づけられており、さらに第 9 条においては、研究計画の申請を承認された教員は、研究員として研究費の支給を受けて研究活動を行うことができるとされている。

外部資金獲得のための支援として、地域連携センターの担当職員が、本学に送付されてきた研究助成等の情報を、対象となる教員が所属する学科に情報提供を行なっている。また、獲得した外部資金は本学ホームページで公表している。

施設・設備面については、専任教員は講師、助教も含めて個々に研究室が配置され、研究室にはエアコン、学内 LAN 等インターネット環境が整っている。また法経科には共同研究室が 1 室配置されており、食物栄養学科には教育にも利用される理化学実験室や食品学実験室等の研究施設が配置されている。また生活科学科には現場実習指導室が配置され

ている。

専任教員は各自講義担当曜日等が異なる為、それぞれが1週間あたり38時間45分の勤務スケジュールをたて、前期および後期の講義期間と、夏季および春季の講義期間外の年4回、「勤務時間割振表」を大学総務課に提出している（根拠資料 8-16）。講義期間中は1週間あたり勤務時間全体の5分の1以下（週に1日）、講義期間外は3分の1以下（週に2日）程度の時間、自宅研修が認められており、研究時間が確保されている。さらに、各教員の研究意欲や研究の質的向上を目的とした在外研修制度（根拠資料 8-5）があり、毎年度1名がこの制度を利用できる。在外研修中は、研修費の支給や一部担当科目の代替措置がとられ、教員は研修に専念できる。また、在外研修制度を利用した者が、再び同制度を利用することが実質的に不可能であることから、2010（平成22）年度に、研修費の支給や講義担当の軽減はないものの、半年間職務専念義務を免除するサバティカル制度（根拠資料 8-6）を創設し、2011（平成23）年度から運用されている。在外研修制度における研修費は、学長が必要と認める予算額を市長に内申することで、在外研修制度を利用する教員に研究費が確保されているが、サバティカル研修制度では、それに係る費用は本人負担となっている。

研究を直接支援するスタッフとしては、食物栄養学科では助教3名が助手を兼ねている。教員の研究費管理や資料整理等の間接的な研究支援スタッフとしては、法経科に1名、生活科学科に3名、地域問題研究所に1名の会計年度任用職員が配置されている（根拠資料 2-15【ウェブ】）。

研究成果の公表という側面では、法経科においては、三重短期大学法経学会が紀要『三重法経』（根拠資料 8-17【ウェブ】）を発行し、食物栄養学科においては、三重短期大学食物栄養学研究会が研究会および講演会等を開催し、生活科学科においては、三重短期大学生活科学研究会が機関誌『みえ生活科学研究』（根拠資料 8-18【ウェブ】）を発行している。さらに地域問題研究所においては地研運営委員会によって『地研年報』（根拠資料 8-19【ウェブ】）が毎年度発行されており、教員に研究成果の公表の場を提供している。なお、本学教員の研究活動については、毎年度実施される教員研究業績調査に基づいて内部質保証推進委員会がまとめ、本学ホームページにも毎年度更新して掲載される『三重短期大学年報』（根拠資料 2-15【ウェブ】）の中で公表されるほか、本学の地域連携事業の周知と広報を目的に毎年度発行されている『三重短期大学シーズ集 みえたんの種』（根拠資料 2-18）でも公表されている。

2019（令和元）年度末から世界的に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本学では、学生の自宅でのインターネット環境等を確認するために「遠隔授業受講環境調査」を実施した上で、主にオンデマンド形式を中心としたオンライン授業と、夜間や少人数受講科目の対面授業を混在させる形で授業を行った。オンラインへの切り替えによっても教育の質を保つため、オンライン授業の実施方法については、専任教員のみならず、非常勤講師も対象とした講習会を開催し、技術的な支援を継続的に行った。オンライン授業の具体的な実施方法の検討や、トラブル時の相談対応、技術的な支援については、学生部長を委員長とする学務委員会と、情報系教員を委員長とする情報委員会が担当した。

「情報委員会規程」第1条には情報委員会の所管事項として、「情報教育の在り方について検討すること」、「大学構成員に対して研修及び指導を行うこと」とあり（根拠資料 8-2）、

学生や教員へのオンライン授業実施方法および受講方法等に関する資料作成および指導も、学生部長と情報委員長が中心となって担当した。

感染状況を勘案しながら、オンラインと対面を混在させるハイブリッド形式で講義を行ったため、講義形式変更時に支障が出ないよう、全学生及び非常勤講師も含めた全教員を対象に大学メールアドレス (@st.tsu-cc.ac.jp) を設定し、すべての科目で Google クラウドルームを活用することとした。いずれも現在も活用を続けている。また、学生のオンライン学習を支援するため、従来から整備されていた学生食堂を含む大学ホールの Wi-Fi 環境を強化し、新たに校舎棟一部教室の Wi-Fi 整備を行った。「密」を避けるために各教室の座席数を減らし、教卓には飛沫防止用のアクリル板を設置し、校舎棟入口、トイレ入口、全ての教室入口に手指消毒液と机椅子等の拭き取り用消毒液および拭き取り用ペーパーを設置した。学生食堂、附属図書館、情報処理演習室においても同様に座席数を減らし、アクリル板および消毒液設置等を行った。さらに附属図書館では、非接触での貸出と返却を可能にするために、新たに貸し出し用ロッカーと返却用ポストを設置した。

なお、コロナ禍の影響下にあっても教育の質を保証するため、「学生による授業評価アンケート」を継続的に実施し、回答は従来の紙ベースから Google フォームに切り替えた。この回答形式は現在も継続している。

また、2021（令和3）年9月11日と12日および10月9日と10日に、本学学校医の理解と協力を得て、本学校舎棟をワクチン職域接種会場とし、本学学生や教職員に加え、近隣大学の学生及び教職員、近隣高等学校の教員等約900名にワクチン接種を行った。いずれの月も土曜日と日曜日計4日間の業務となったが、本学事務局職員に加え、本学教員ほぼ全員が出勤し、来場者の受付や誘導、見守り業務等を担当した。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

（規程の整備）

2009（平成21）年度に「研究倫理委員会」を設置し、ヘルシンキ宣言に照らした評価が必要な論文の投稿等の際に、申請に応じて倫理審査を行う体制をとっていた。その後コンプライアンス教育及び研究倫理教育を行う組織にするべく、2017（平成29）年3月に「三重短期大学における研究行動規範」（根拠資料 8-20）「三重短期大学研究倫理規程」（根拠資料 8-10）および「三重短期大学研究倫理委員会規程」（根拠資料 8-21）が制定され、改めて「研究倫理委員会」が設置され、研究倫理の遵守のために必要な措置を講じ、対応するための活動を担うことになった。また、これらの規定は文部科学省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取り組み状況に係るチェックリストに従って毎年見直しを行い、必要に応じて改正を行っている。また、旧「研究倫理委員会」は、「三重短期大学におけるヒトを対象とした疫学研究等に関する倫理委員会」へと名称変

更した（根拠資料 8-22）。

（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施）

新しい研究倫理委員会は、毎年 2～3 月の教授会後に開かれる「研究不正・研究資金不正についての研修会」を大学総務課とともに主催し、2018（平成 30）年度から 2021（令和 3）年度までは対面による研修を行ってきた。しかし、研究活動において研究倫理教育の修了書等が必要になってきたことから、2023（令和 5）年度からは対面による研修ではなく、独立行政法人 日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics）[eL CoRE]による研修とした。研究倫理委員長および担当職員が全教員の受講状況を把握し、受講期限前には未受講の教員に個別に連絡をして受講を促している。

また新任教員に対する研修（根拠資料 1-8）や、入学時オリエンテーションにおける新入生および各学科の演習科目における 2 年次生に対する研究倫理に関わる資料配布と説明（根拠資料 8-23）などコンプライアンスおよび研究倫理に関わる教育活動を展開している。

さらに、2018（平成 30）年 3 月に「研究データの保存・管理・開示の方法に関するガイドライン」（根拠資料 8-24）が制定されたのを受け、研究倫理委員長は研究データ保存台帳を作成・管理する業務にあたっている。

（研究倫理に関する学内審査機関の整備）

前述のように「ヒトを対象とした疫学研究等に関する倫理委員会」を設置し、研究倫理に関する学内審査を行っている。委員会では、本学の教員および学生が実施するヒトを対象とする疫学研究その他これに類する研究のうち、対象者等の人権を尊重する倫理的配慮が必要な研究について、ヘルシンキ宣言および疫学研究に関する倫理指針の趣旨を踏まえて研究実施計画の倫理的妥当性等について審査を行い、必要に応じて研究実施計画の修正を求めている。

以上のことから、本学においては、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学生の教育や学修および学習環境にかかわる課題は、「学務委員会規程」（根拠資料 8-1）、「情報委員会規程」（根拠資料 8-2）、「教養教育委員会規程」（根拠資料 6-5）、「栄養士実習委員会規程」（根拠資料 8-3）、「社会福祉実習委員会規程」（根拠資料 8-4）、「図書館委員会規程」（根拠資料 8-25）、「FD・SD活動推進委員会規程」（根拠資料 8-26）、「障がい学生支援委員会規程」（根拠資料 8-27）等にとり、各委員会に寄せられた情

報や資料をもとに点検・評価を行い、教育研究等環境の整備に努めている。学務委員会は月1回、その他の委員会が必要に応じて開催され、教育研究等環境に係わる課題も含めた案件について審議を行っている。

各委員会ではアンケート等、学生の声を聞き取る機会を設けている。内部質保証推進委員会は「卒業生満足度調査」と「新入生アンケート」を実施しており、図書館委員会は、学生のみならず、教員も対象に「図書館アンケート」を隔年で実施している。さらにFD・SD活動推進委員会は「学生による授業評価アンケート」の実施に加えて、学生の声を直接聴き取るために2018（平成30）年度から「学長と学生による座談会」を開催している。この座談会は出席希望学生を公募したうえで、各学科やコースに偏りがないようにし、また法経科第2部の学生にも参加しやすいように開催時間帯を夕刻に設定している。座談会終了後、その内容は掲示して公開するとともに、提起された意見や要望については概要を学内教職員に周知し、関連する委員会等で速やかに検討して可能な対応を行っている。

これまでの座談会で複数回にわたり、教室の空調設備についての意見があった。空調の稼働及び温度設定等がすべて事務局での一括管理であったため、授業時に教室が適温になっていないケースが散見されたが、2022（令和4）年度には校舎棟の空調設備改修工事を実施し、各教室での稼働と温度調整が可能になった。また、掲示板の内容が確認しづらいとの指摘を受け、学生部で最新の掲示物が判別しやすいよう工夫を行うこととした。さらに、休憩時間の混雑を解消するため、校舎棟女子トイレに、洗面台とは別に鏡や荷物を置く台を設置してほしいとの意見を受け、三重短期大学教育振興会の支援を受けて鏡と台を設置した。

さらに外部評価委員会において、学生の安全確保のために、学内の暗い箇所や見通しの悪い箇所への対策が必要との指摘を受け、敷地内の死角をなくすために垣根を伐採し、防犯カメラやセンサー付きライトを増設するなどの措置をとった。外部評価委員会での指摘事項および改善状況（根拠資料 2-8）については、すべて教授会で報告と審議を行っている。

教員の研修にかかわる方針については、「三重短期大学教員在外研修規程」（根拠資料 8-5）および「三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程」（根拠資料 8-6）に定められている。在外研修、サバティカル研修を希望する教員は、所属する学科に「在外研修申請書」、「サバティカル研修申請書」を提出する。研修先や研修テーマ、研修の目的と内容について学科会議で審議した後、研修員となる教員を学科長が推薦し、教授会の議を経て学長が選考して市長に内申する。また、教員の研究や実験の適切な実施については、「三重短期大学共同研究規程」（根拠資料 8-7）、「三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程」（根拠資料 8-8）および「三重短期大学研究倫理規程」（根拠資料 8-10）に定められており、研究や実験が実施される場合、研究倫理委員会、競争的資金等不正防止委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、ヒトを対象とする疫学研究等に関する倫理委員会が上記規程にのっとり、点検と評価を行っている。

教育研究等環境の適切性の点検・評価の統括は、内部質保証推進委員会が担っている。学内各委員会は、前年度末の「総括」で検証した教育研究等環境の適切性も含めた課題および内部質保証推進委員会で指摘された改善事項をもとに、毎年度初めに当該年度の「目標と計画」を立て、内部質保証推進委員会に提出して審議と承認を得た上で、発展計画委

員会および教授会で全学的な審議と承認を得て年間活動を行っている。内部質保証推進委員会の委員長は学長がつとめているため、各委員会から寄せられる教育研究等環境に関する課題については、必要に応じて執行部（学長、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、事務局長、事務局次長）で議論し、特に施設、設備の整備については予算措置が必要のため、事務局長を通して本庁との調整に繋げている。

また、学外関係者はもとより教員が自分の所属する研究会等、授業以外で学内の教室等を利用する場合には、その団体が学術団体である等一定の条件を満たす場合には施設利用料を減免の上で、使用を認めている。施設や設備の利用にあたっては、申請書等の提出が必要であり、こうした施設利用に関する規定については、『三重短期大学における教員の勤務及び施設利用等に関する取り扱い』（根拠資料 8-16）として冊子にまとめて全教員に配布するとともに、本学ホームページの教員専用ページにも掲載している。また、新任教職員を対象とした研修会では、大学事務局が同冊子をもとに、施設、設備の適切な利用方法について説明を行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について本学では定期的に点検と評価を行い、改善と向上に向けた取り組みを行っている。

（２）長所・特色

本学には、地域貢献を目的に地域問題研究所が設置されている。本学教員は全員が同研究所の研究員として位置づけられており、研究計画の申請が承認されれば、研究費が支給される（根拠資料 8-15）。

各教員の研究意欲や研究の質的向上を目的に、在学研修制度があり、毎年 1 名の教員がこの制度を利用することができる（根拠資料 8-5）。また、2010（平成 22）年度に半年間職務専念義務を免除するサバティカル研修制度を創設している（根拠資料 8-6）。

（３）問題点

1968（昭和 43）年に校舎棟と管理棟が建設されてから、築 55 年が過ぎ施設・設備の老朽化が否めない状況であるため、計画的に整備を行なっていく必要がある。

校舎棟には昇降機が設置されているが、管理棟及び研究棟に昇降機が設置されていないため、車椅子で管理棟と研究棟の 2 階に行くためには、校舎棟の昇降機で校舎棟の 2 階に移動してから、渡り廊下を渡って行く必要がある。また、大学ホールも昇降機が設置されていない。バリアフリーへの対応として、これらの課題が残されている。

（４）全体のまとめ

本学では、学生の教育や学修にかかわる課題は、学務委員会規程（根拠資料 8-1）、情報委員会規程（根拠資料 8-2）、教養教育委員会規程（根拠資料 6-5）、栄養士実習委員会規程（根拠資料 8-3）、社会福祉実習委員会規程（根拠資料 8-4）等に則って、方針を明確に定めて教育研究等環境の整備に努めている。

施設・設備の老朽化への対応については、2016（平成 28）年度に策定された「津市公共施設等総合管理計画」（根拠資料 2-12）に基づく「津市個別施設計画」（根拠資料 2-13）に則り整備が行われており、2022（令和 4）年度には、校舎棟外壁等改修工事および校舎

棟等空調設備改修工事が行われた。今後も、当該計画に即した整備を計画的に行っていくものとしている。

以上、今後とも計画的に適切な学習環境や教育研究環境の整備を行うこととしており、短期大学基準に照らして良好な状況であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、津市が設置する公立短期大学として、従来から「地域に開かれた大学」を目指してきた。大学の理念にも「地域貢献の理念」を掲げて、「津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え生涯教育の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する」ことを大学の責務として謳っている（根拠資料 1-5）。

本学の教員が地域問題に関する研究を行うことを目的として、1984（昭和 59）年に「地域問題総合調査研究室」が設立され、2008（平成 20）年 4 月の地域連携センター設立に伴って「地域問題研究所」に改組された。三重短期大学地域問題研究所設置規程 2 条は、研究所の設置目的を「本学によって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資する」こととしている（根拠資料 8-15）。

2008（平成 20）年 4 月に、新たに地域連携及び地域貢献活動事業を推進するための基本的事項（企画立案・予算など）を審議する機関として「地域連携委員会」を設置するとともに（根拠資料 9-1）、地域連携及び地域貢献事業を所掌する総合窓口として「地域連携センター」を設立した。これにより本学の地域連携は、より地域に密着した多面的な事業展開が可能となった（根拠資料 9-2【ウェブ】）。

「地域連携センター」は、設置目的のなかに、「三重短期大学は、少子高齢化時代の福祉の充実、生涯学習ニーズの高まり、情報化の高度展開など地域の抱える課題を常に念頭において、地域社会が求める人材の養成ばかりでなく、産学官連携、自治体の政策課題等の研究、地域の生涯学習との連携などに取り組むことを通じて、地域社会や住民との連携・交流を重視し、市民文化の向上と地域・産業の活性化に貢献することをめざしてまいります」と宣言するとともに、「生涯学習機会の提供」、「高等学校との連携」、「産学官連携の推進」、「市政との連携」、「地域の大学との連携」、「学生ボランティア活動の支援」を所掌事業とし、これをホームページに掲載している（根拠資料 9-3【ウェブ】）。

それぞれの所掌事業における方針は以下のとおりである。

- ① 生涯学習機会の提供については、「市民のニーズを把握し、本学の法経科・食物栄養学科・生活科学科の特性に応じた、教養的なものからより専門的なものまで多様な地域連携講座や公開講座などの教育プロジェクトを提供します。」「アスト津などのサテライト教室の開講をはじめ社会人特別選抜入試の実施、科目履修生制度の活用などを通じて社

会人の受入れを推進し、生涯学習機会の提供を図ります」と明記している。

- ② 高等学校との連携については、「より高いレベルの教育を受けることを希望する高校生の希望に応えるとともに、高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため高大連携講座を開設します。」「高校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう大学教育の改善を図るために、三重県内の高等学校との相互の協力・連携事業を推進します」と明記している。
- ③ 産学官連携の推進については、「民間（市民、団体、NPO、企業など）のニーズに即した共同研究・受託研究を推進するとともに、奨学寄附金などの獲得を目指します。」「大学の知的資源のデータベース化を行い、企業などのニーズとのマッチングを図ります。」「教育内容をより充実し社会の要請にこたえることとするため、企業やNPOとの連携を推進します」と明記している。
- ④ 市政との連携については、「市の発展に資するため、津市が直面している行財政改革や地域振興、環境問題などの諸課題に対応し、市政のシンクタンクとしての機能の強化を図ります。」「津市や地域の自治体などが抱える政策課題について、教員と自治体職員がともに調査・研究を行い、課題解決と自治体職員の人材育成を目指す『政策研修』制度を設けます。」「教員の職員研修・講演会・審議会等への参画など、市政への専門的な知識・経験の活用を進めます」と明記している。
- ⑤ 地域の大学との連携については、「教育・研究活動の一層の向上を図り、また、更なる地域社会の発展、貢献のため、地域（市内・県内）の大学間の学術交流や協力・連携を強化します。」「三重県内のすべての高等教育機関が参加する『高等教育機関コンソーシアムみえ』の中で、他の高等教育機関との連携を強化していきます」と明記している。
- ⑥ 学生ボランティア活動の支援については、「学生のボランティア活動への支援を通じて、地域でのボランティア活動を推進し、地域社会に貢献すると同時に、地域の実情に詳しい将来の地域リーダーを育成します。」と明記している。

学長が委員長を務め、地域連携センター長が主査を務める地域連携委員会では毎年年度初めに「目標と計画」を作成している。これはその年度に計画している地域連携事業の内容だけでなく、前年度の「総括」をベースに改善すべき点に関する取組方針を含んだものである。地域連携委員会で承認された「目標と計画」は、内部質保証推進委員会において適切性が審議され、さらに発展計画委員会及び教授会でも審議されて、その議に基づき学長が承認している。このように本学の地域連携・地域貢献事業は、重層的なチェックと全学的な討議を経て決定されており、方針に関しても、事業内容に関しても全学で共有できている（根拠資料 9-4、根拠資料 3-3、根拠資料 3-5）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

A) 地域連携センターの事業実施の状況

本学の社会連携・社会貢献事業の多くは地域連携センターを対外的な窓口となって実施される。地域連携センター長は図書館長が兼務し、他に職員1名の体制となっている。

① 生涯学習機会の提供

生涯学習のための教育プロジェクトとして、本学では「オープンカレッジ」と「地域連携講座」を開講している他、「出前講座」も行っている（表 9-2-1）。2020（令和2）年度は、コロナ禍のためオープンカレッジ、地域連携講座を中止し、出前講座の多くも中止を余儀なくされた。しかし、2021（令和3）年度以降は、感染対策を徹底しながら、講座を再開している。

表 9-2-1 公開講座の開設状況（根拠資料 2-15 より作成）

講座名	年間開設講座数 (A)			募集人員(延べ数)			参加者(延べ数) (B)			1講座当たりの 平均受講者数 (B) / (A)		
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
オープンカレッジ	0	10	10	0	600	600	0	416	459	0	42	46
地域連携講座	0	3	2	0	180	120	0	105	75	0	35	38
出前講座	3	17	15	—	—	—	156	447	416	52	26	28
計	3	30	27	0	780	720	156	968	950	52	32	35

「オープンカレッジ」は、本学の教員が講師となって市民の方に大学の講義を気軽に体験していただくことを狙いとして、7月から11月にかけて毎月1回、土曜日に2講座ずつ開催する連続講座である。全10講座のうち8講座以上を受講された方に修了証を発行している。どの教員も3年に1回程度の頻度で順次講師担当となるため、地域連携センター長が前年の内に担当する教員を確定させ、テーマと講義概要を用意するよう指示している。対外的には地域連携センター職員がチラシを作成・配布したり、市の広報誌に開催情報を掲載するよう手配し、参加者の予約を受け付ける。講座当日は、地域連携センター職員が会場設営・受付を行い、地域連携センター長が司会進行を務めている。受講者数は、2021（令和3）年度が416人、2022（令和4）年度が459人と、コロナ禍の中にあっても一定の参加者があり、市民の間に定着していることが窺われる。

「地域連携講座」は、本学の教員がコーディネーターとなって、学外から講師（複数の場合もある）を招き、地域の身近な話題を市民の方に専門家が分かりやすく解説することを狙いとして、年に2回程度開催している。担当する教員は各学科で決定するが、それ以外の実施に関する体制はオープンカレッジと同様である。受講者は、2021（令和3）年度が105人（前年が開催中止だったためこの年は3講座開講）、2022（令和4）年度が75人

であり、オープンカレッジ同様、コロナ禍の中で市民の学びの場として定着しつつある。

「出前講座」は、本学教員の研究や社会活動の中から講演可能なテーマを事前に設定し（根拠資料 9-5）、市民の要望に応じて、教員が出向いて講演・解説などを行うものである。概ね 15 名程度以上の参加が見込めるグループ・団体が開催する三重県内の集まりを対象としている。地域連携センターでは職員が「出前講座のご案内」を毎年作成し、広報宣伝、出前の受付、担当教員との日程調整などを行っている。参加者数は、2020（令和 2）年度が 3 講座 156 人（コロナ禍により 5 講座が中止）、2021（令和 3）年度が 17 講座 447 人、2022（令和 4）年度が 15 講座 416 人と、コロナ前と比べて出前数は減少したものの、引き続き生涯学習機会提供の中心的な役割を担っている。

「科目等履修生」は、毎年度当初に発表される時間割に基づいて、都合のよい曜日・時間に合わせ、学習したい学科目を自由に選択し、履修することができ、所定の成績を修めれば単位が認定される（根拠資料 9-6）。科目特性や本科生の履修状況によって履修できる科目に一部制限を加えることがある。また、生活科学科では、本学が指定する複数の学科目を同時に履修する「選科履修生」の制度も設けている。他に、学習したい科目を自由に選択して聴講することができるが、単位の認定はされない「聴講生」の制度もある（根拠資料 9-7）。これらの募集、受付は入学試験管理委員会の職員が行い、入学試験管理委員の教員による審査を基に入学試験管理委員会において合否判定の原案作成が行われる。原案は教授会の議を経て学長が決定している。近年受け入れた科目等履修生・聴講生の数は、2020（令和 2）年度が 2 人（科目等履修生 2 人、聴講生 0 人）、2021（令和 3）年度が 9 人（科目等履修生 6 人、聴講生 3 人）、2022（令和 4）年度が 9 人（科目等履修生 5 人、聴講生 4 人）である。コロナ禍に影響により、コロナ前に比べると人数は少なくなったが、毎年一定の需要がある。

2021（令和 3）年度より、食物栄養学科と生活科学科が主体となり、「管理栄養士国家試験対策講座」と「社会福祉士国家試験対策講座」をそれぞれ開講した。管理栄養士や社会福祉士の国家資格受験には短大卒業後、数年間の実務経験が求められる。そこで国家試験受験を希望する本学卒業生を対象に、受験対策や専門分野の知識の向上を目的として開講したのが上記の講座である。同時に、受講可能な対象者を本学卒業生以外にも門戸を開き、三重県内の資格取得希望者を対象としたリカレント教育講座としても位置付けている。

② 高等学校との連携

本学は、2008（平成 20）年 3 月に三重県立亀山高校と初めて高大連携協定を締結したのち、2010（平成 22）年 3 月に三重県立津商業高校と、同年 6 月に三重県立相可高校と、2012（平成 24）年 1 月に三重県立みえ夢学園高校及び三重県立久居高校と、そして 2022（令和 4）年 3 月に三重県立津東高校と高大連携協定を締結した。現在、協定締結校は計 6 校となっている。

本学教員が高大連携校に赴く「高大連携講座」は、コロナ禍のため開催数が減少した。受講生は、2020（令和 2）年度が 1 講座 78 人、2021（令和 3）年度が 1 講座 57 人、2022（令和 4）年度が 1 講座 30 人となっている。これらは地域連携センターが窓口となり、連携高校からの要望に応じて担当教員を決定している。また、連携校の教員が本学で行う講座は、2020（令和 2）年度と 2022（令和 4）年度はコロナ禍のため中止となり、2021（令和 3）年度に 1 講座が実施された（本学の食物栄養学専攻の学生を対象とした製菓実習）。

2022（令和4）年度から、法経科が主体となり、高大連携協定締結校の生徒を対象として、文章の書き方を指導する文章講座を開講した。インターネットを通じて予約を受付けた15人の生徒に対して、8月のうちに2回の講座を行い、法経科の担当教員が文章の書き方指導、小論文の添削指導などを行っている。

③ 産学連携の推進

株式会社三十三総研（2017（平成29）年までは株式会社三重銀総研）との産学連携協定に基づき、三十三総研と本学の共催で、学生を対象とした「小論文コンクール」を2007（平成19）年度から毎年開催している。2016（平成28）年度からは応募規定に作品部門も新設し、コンクールの名称も「小論文・作品コンクール」に変更して今日に至っている。

小論文・作品コンクールの実施は、本学では地域連携センターが窓口となり、三十三総研側の担当者と協議を行い全体の概要を決め、その後はそれぞれ仕事を分担しながら運営している。毎年5月頃、地域連携センターと三十三総研のあいだで、その時のテーマ案や前年からの変更点、日程などについて協議する。この協議には、本学からは地域連携センター長と同職員が出席し、学長が同席することもある。テーマ案は地域連携委員会で決定され、以後はそれぞれの分担に従って業務を進める。地域連携センターが担当するのは、学内への広報、応募作品の受け付け、作品の審査、受賞作品の決定、表彰式の準備などであり、三十三総研が担当するのは、チラシ・ポスターの作成、作品集の作成などであり、表彰式は共同開催している。近年の学生からの応募数は、2020（令和2）年度が32本、2021（令和3）年度が52本、2022（令和4）年度が31本と変動はあるが、学生の間で定着してきている（表9-2-2）。

また、法経科の「起業論」（2単位）の講義の非常勤講師を三十三総研から招き、起業に関わる諸問題を中心に講義していただいている。

表 9-2-2 小論文・作品コンクール実績表（根拠資料 9-8【ウェブ】より作成）

年度		回数	テーマ	応募篇数
2020 年度	令和 2 年度	第 14 回	SDG s の視点から考える 今後の暮らし方	32 (小論文 18・作品 14)
2021 年度	令和 3 年度	第 15 回	with/after コロナ時代の 暮らし方～SDG s の視点 から～	52 (小論文 27・作品 25)
2022 年度	令和 4 年度	第 16 回	SDG s の実現に重要な 『多様性』の視点から～ 誰もが認めあえる社会と 安心して暮らせる明るい 未来を目指して～	31 (小論文 18・作品 13)

三十三総研以外にも、2021（令和3）年7月に本学とヴィアティン三重女子バレーボールクラブは連携協定を締結している。もともと株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブは2018（平成30）年6月に津市との間で締結した包括連携協定に基づき、バレーボール

を始めとするスポーツ活動を通じた取組を進めていた。2021（令和3）年の三重とこわか国体を迎え（最終的にとこわか国体はコロナで中止）、国体女子バレーボール開催地である津市地域と一体となったスポーツ振興に係る連携を進めるため、三重短期大学とヴィアティン三重女子バレーボールクラブは、スポーツ活動を通じ、教育・人材育成及び地域の活性化を推進することを目的として連携協定を締結したものである。協定の中では、①スポーツを基軸とした地域活性化への連携、②スポーツを通じた教育・人材育成への連携、③練習会場の提供に伴う連携、④相互プロモーション活動における連携、⑤相互の魅力発信における連携などを謳っている（根拠資料 9-8【ウェブ】）。現時点におけるヴィアティン三重女子バレーボールクラブとの連携は、練習場としての本学体育館の提供や、本学のバレーボール部との交流などが主な内容であり、地域連携センターが関与する取組みについては今後の課題である。

この他に、地域連携センターでは教員の研究テーマを記載した「シーズ集」（根拠資料 2-18）を作成し、産学連携に向けた情報発信を行い、同時に教員の地域連携の取り組みの周知を図っている。

④ 市政との連携

「政策研究・研修」は、津市など地方自治体等が抱える諸課題に対して、自治体職員と本学教員が共に調査・研究し、課題の解決に当たるとともに、より戦略的な政策の推進が図れる職員の政策形成能力を養うことを目的としており、2008（平成20）年度の連携センター設立当初から実施している事業である。地域連携センター長が教員に研究テーマの提案を呼びかけ、地域連携委員会において実施するテーマを決定する。その後、地域連携センターから県内各自治体に研修生の募集をかけ、その受付を行う。以後は担当教員を中心に研究・研修が進められていき、年度末には地域連携センター主催で研究報告会を開催している。近年の政策研究・研修の実績は表 9-2-3 の通りである。なお、2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染状況の拡大に伴い自治体からの参加希望者が無く、地域連携センター長が中止を決定した。

表 9-2-3 近年の政策研究・研修実績一覧（根拠資料 9-8【ウェブ】より作成）

年度	担当教員	研修生 人数	テーマ・研修生	
2020 年度	駒田亜衣	8 名	保育施設における災害時の非常時用献立の提案とガイドラインの作成	
			鳥羽市 1 名	健康福祉科
			伊勢市 1 名	保育課
			松阪市 1 名	こども局こども未来課
			亀山市 1 名	子ども未来課
			鈴鹿市 1 名	子ども育成課
			津市 3 名	
2021 年度	コロナ禍の ため中止			
2022 年度	武田誠一	5 名	地域におけるゴミ出し支援の課題	
			松阪市 1 名	清掃事業課
			伊勢市 1 名	ごみ減量課
			津市 3 名	

⑤ 地域の大学との連携

三重大学生物資源学部フィールドサイエンスセンター附属農場・演習林を利用した実習に本学の学生も参加する「農林体験セミナー」（2 単位）を開講し、農場・演習林にそれぞれ 10 名ずつの学生が参加している。農林体験セミナーの担当は地域連携センター長であり、三重大学の農林体験セミナー担当教員から評価の提供を受けて単位認定を行っている。

「みえアカデミックセミナー」は、三重県生涯学習センターと県内高等教育機関との共催事業であり、より高度な学習機会の提供を目指すとともに、県内の各高等教育機関への理解を深めてもらうことを目的としている。夏季期間に県総合文化センターを会場に各高等教育機関独自の研究テーマを発表する「公開セミナー」と、地域のニーズに応じて高等教育機関が地域に出向く「移動講座」の 2 種類の事業から構成されている。本学は、2004（平成 16）年から毎年公開セミナーに参加している。学科単位で順番に公開セミナー担当者の選出を引き受けることになっているため、前年のうちに地域連携センター長から翌年度担当予定の学科に担当教員の決定を依頼している。

2015（平成 27）年度に文科省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に三重大学の事業が採択され、本学もこの事業協力機関として参加し、一定の役割を果たしている。また 2016（平成 28）年度には、三重県内の 13 高等教育機関と県は、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、人口減少の抑制及び地域の活性化を実現するため、「高等教育コンソーシアムみえ」が設立され、本学もこれに参加している。主な事業内容としては、(1) 三重創生ファンタジスタ資格の認定（ベーシック、アドヴァンス、エキスパートの 3 段階の資格のうち短大はベーシック資格のみ認定可）、(2) 県

内高等教育機関間で単位互換制度の実施（本学では自治体行政特論を他大学に開放）、（3）「食と観光実践」、「次世代産業実践」、「医療・健康・福祉実践」の3つの集中講義の開講、（4）学生の地域活動支援とその表彰（みえまちキャンパスの開催など）、（5）地域自治体からの受託事業、（6）教育・職員の能力向上を図るための研修の実施などである。これらのうち、（1）、（2）、（6）は学生部長が所掌し、（3）、（4）、（5）は地域連携センター長が所掌し、関連部会の参加を通じてコンソーシアムみえの運営に貢献している。

⑥学生ボランティア活動、地域連携講義による教育の充実

地域連携センターの学生ボランティア支援活動として「地域連携サポーター制度」を行っている。これは、ボランティア活動を行う意思のある学生に登録してもらい、学外からボランティアの募集があったときに仲介するものである。入学後のガイダンスなどの機会を利用し、地域連携センター長が制度の説明と登録の呼びかけを行っている。地域連携センターの職員は登録の受け付けや外部からのボランティア活動依頼の受け付け、登録学生に対するボランティア活動の斡旋などを行っている（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

また、津市消防団学生機能別団の活動も支援している。毎年1回、地域自治会と共同で津波を想定した地元住民との避難訓練も実施していて（コロナ禍のため2020（令和2）年以降は本学のみで単独開催）、津市消防団学生機能別団も消防士の指導の下、活躍している。地域連携センターでは、団員の募集と受け付けを行っている（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

図書館学生ボランティア部による一身田中学校図書館の支援は2005（平成17）年度から継続している。図書館学生ボランティア部は、学生が主体的に活動するサークルだが、一身田中学校との連絡・調整は図書館職員が行い、地域連携センターの活動の一環として実施される。なお一身田中学校の支援活動には図書館職員が同行している。

その他、地域連携センターの企画として年に一度美化デーを行っている。これは、地域連携センター長が、教職員と学生に参加を呼びかけて行う、有志による学内清掃活動である。例年、11月中旬の学校推薦型選抜前の時期に約1時間弱、キャンパス内のゴミ拾いを行っている（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

以上のように、地域連携センターの活動は多岐にわたるが、これらの活動は年度初めに地域連携委員会において「目標と計画」を討議して、その年の活動方針・事業内容を決定し、年度末には同じく地域連携委員会において「総括」を行い、それぞれの事業が適切に行われたのかを検討し、改善すべき点があれば次年度の課題として申し送りしている。「目標と計画」も「総括」も委員会で決定した後は、内部質保証推進委員会で討議され、さらに発展計画委員会及び教授会の議を経て学長が承認している（根拠資料 9-4、根拠資料 3-3、根拠資料 3-5）。

B）地研問題研究所の事業実施の状況

地域問題研究所の設置目的は、「本学が抱えて立つ地域社会に係る諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資すること」にある（根拠資料 8-15）。

地域問題研究所は、本学の全専任教員が所員となり、所員の中から研究員となる者を毎年度募集する。応募した者のリストを地域問題研究所の運営委員会で作成し、総会に諮り、教授会の承認を得て研究員となる（根拠資料 8-15）。研究員には、地域問題研究所に割り

当てられた予算の範囲内で、その求めに応じて研究費が支給される。その決定過程は、上記研究員となる者の承認過程と同じである。研究員は、研究成果の公表が義務付けられている。

地域問題研究所は、前記設置目的を達成するため、以下の三つの事業を行っている。

① 研究交流集会

「研究交流集会」は、研究員がコーディネーターとなって学外の有識者を招き、地域の問題について市民に向けて講演し質疑応答を行う集会である。2020年度はコロナ禍のためWEB開催であったが、2021（令和3）年度はWEBと対面の2方式で開催し、2022（令和4）年度から対面での開催のみに戻した。また、研究員の研究成果についても、年度末に別途「研究交流集会」を開催し、報告と討論を通じて成果の共有を図っている。（根拠資料 3-2）

② 地研通信の発行

地研通信は、地域問題研究所のニュースレターであり、研究員の研究成果の発表、及び研究所が収集した文献・資料等の一覧を掲載している。季刊発行で8頁前後。ただし、研究交流集会の報告を掲載する場合には合併号とし、20頁前後となる。配布先は、県内各研究機関、図書館等であるが、希望者には求めに応じて配布するとともに、WEB上に公開している（根拠資料 3-2）。

③ 地研年報の発行

地研年報は、地域問題研究所の研究誌であり、研究員の年度の研究成果の報告及び研究所の活動記録を掲載している。年間発行で120頁前後である。配布先は「地研通信」と同じであり、WEB上に公開している（根拠資料 3-2）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

地域連携センターが実施した地域連携事業については、各事業ごとの詳細なデータ（開催日、会場、担当者、概要、参加人数等）を毎年『地域連携センター年報』にまとめて、ホームページ上に公表している（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

また、前項の記述と重なるが、地域連携センターの活動に関しては、学内に設置された地域連携委員会が定期的な点検・評価を行っている。地域連携委員会は学長を委員長とし、地域連携センター長、事務局長、地域問題研究所長、各学科長、各学科が選出した委員で構成されている（根拠資料 9-1）。地域連携委員会は、その年の地域連携事業の「総括」を年度末に、また「目標と計画」を翌年度初めに討議・作成し、これらを内部質保証推進委員会に提出し、点検・評価される。さらに発展計画委員会及び教授会において審議を行い、その議を経て学長が承認している（根拠資料 2-5、根拠資料 2-4）。

「総括」においては、各事業の適切性について点検・評価が行われ、改善すべき点があれば次年度の課題として申し送られる。次年度初めに作成される「目標と計画」はこの申し送り事項を参照して課題を明確化し、その年の年間計画を作成する。

点検・評価を踏まえ改善・向上に取り組んだ例として、「小論文・作品コンクール」の事例を取り上げて説明する。「小論文・作品コンクール」では従来より2年生の応募作品が大半を占め、1年生の応募が少ないことが問題になっていた。応募者数を増やすためにも1年生でも積極的に応募したくなるような仕組みが必要と指摘された。そこで、次年度からは三十三総研と協議し、1年生だけが受賞できる賞を設けることとした。2020（令和2）年度までの「小論文・作品コンクール」では、最優秀賞1作品、学長賞1作品、優秀賞3作品、佳作4作品となっていた。この優秀賞と佳作の枠のそれぞれ1枠を新人賞・奨励賞とし、1年生のみが受賞できるようにした（根拠資料 9-8【ウェブ】）。その結果、「小論文・作品コンクール」の1年生の応募者数は、2020（令和2）年度の3人から2021（令和3）年度の7名に増加した。

地域問題研究所の活動に関しては、学長によって任命された所長と所員から選ばれた2名の運営委員によって構成される地域問題研究所運営委員会が運営に当たる。規程の改正、研究員の承認、予算の作成、会計報告など重要事項は、運営委員会で原案を作成し、総会と教授会の承認を得て決定される。運営委員会は、その年の地研事業の「総括」を年度末に、また「目標と計画」を翌年度初めに討議・作成し、これらを内部質保証推進委員会に提出し、点検・評価される。さらに発展計画委員会及び教授会において審議を行い、その議を経て学長が承認している（根拠資料 2-5、根拠資料 2-4）。

（2）長所・特色

本学は、従前から「地域に開かれた大学」を標榜して、1984（昭和59）年の地域問題総合調査研究室設立、1988（昭和63）年から始まった公開講座等を通じて、地域のニーズに応える取り組みを行ってきたが、2008（平成20）年に抜本的な地域貢献のための全学的体制構築を行い、地域連携委員会の下で、新設の地域連携センター、および地域問題総合調査研究室を改組した地域問題研究所の設立が為された。以後は、この三者の連携の下に全学的な地域貢献事業の推進が順調に進展してきている。

地域連携センターの事業としての生涯学習機会の提供は、オープンカレッジ、地域連携講座、出前講座の取り組みが進められ、それぞれへの市民の参加は逐年増加し、市民の生涯学習機会として完全に定着している。また、高等学校との連携事業は、6校との間に高大連携協定が結ばれ、高大連携講座、文章作成講座という形で結実している。産学官連携事業としては、三十三総研との連携事業として小論文・作品コンクールや起業論への講師派遣が行われている。設置者である津市との連携も政策研究・研修事業がコロナ禍の2021（令和3）年を除いて毎年開講されており、津市および周辺自治体職員の多数の参加を見ている。他大学との連携においては、三重大学との間の連携事業が継続している。学生ボランティア活動への支援事業も種々の取り組みが行われている。以上のように、多様な形態の地域連携が連携センター事業として順調な展開を見せている。

自主的研究組織としての地域問題研究所においては、研究費を交付して行われる研究員の地域研究が地研通信・地研年報を通じて継続的に発信され、また、研究交流集会の開催を通じて研究成果の地域への還元も継続的に実施されている。

地域連携センター事業については、地域連携センター長が企画立案し、教授会の議を経て学長が決定している。また、事業実施後は、『地域連携センター年報』の公表や、地域連携委員会が作成した地域連携事業の「総括」と次年度の「目標と計画」とを内部質保証推進委員会で検証し、教授会へ報告することにより、課題の洗い出しを行い、次年度へつなげている。地域問題研究所の事業については、地研通信・地研年報を通じて事業内容を公表するとともに、重要事項については全教員が出席する地研総会において承認を得るとともに、地研運営委員会作成の地研事業の「総括」と「目標と計画」を内部質保証推進委員会で検証し、教授会に報告して課題の洗い出しと、改善策の検討を行っている。

以上のことから、社会との連携・協力に関する本学の取り組みは明確な方針と組織のもとで教育研究の成果を適切に地域社会へ還元しているということがいえる。

（３）問題点

連携事業が多様になり、定着するに伴い、本学教員の負担が増加している。さらに、特定教員に負担が偏る傾向も見られることから、全学的なサポート体制をとることで、負担の公平化を図る必要がある。

「政策研究・研修」は、津市など地方自治体等が抱える諸課題に対して、自治体職員と本学教員が共に調査・研究し、課題の解決に当たるとともに、より戦略的な政策の推進が図れる職員の政策形成能力を養うことを目的として、コロナ禍の2021(令和3)年を除き、毎年実施しているが、自治体職員の通常業務が多忙を極めていることから、実施が困難になってきている。そこで、地域問題研究所で研修のコーディネーターとなる教員を連携センターに推薦する仕組みを試みているが、教員の問題関心と自治体職員のニーズとのミスマッチもあり、依然実施には困難が伴っている。本学の地域連携事業の中核の一つでもあることから、持続可能なシステム構築が喫緊の課題になっている。

（４）全体のまとめ

現状において、連携センターの実施する地域連携事業は順調に展開しているので、引き続き、取り組みを継続していく必要があるが、教員の負担感の増大などに伴い持続困難な事業も出てきており、2008（平成20）年以降の事業展開を総括して、新たな中期目標・計画を策定していく必要がある。地域連携委員会の主導で全学的に議論し、連携事業の重要性についての認識を深めていく必要がある。

地域問題研究所の事業も基本的には順調に展開されており、今後も継続的にその成果を社会に公表していく必要がある。地域の問題を研究することで、地域のシンクタンクとしての役割を果たしていくという設置目的を念頭に置いた運営が必要になる。

今後、こうした課題に取り組む必要はあるが、「現況説明」に記述したように、社会連携・社会貢献に関する状況は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、地方公共団体（津市）が設置し、学校教育法および教育公務員特例法下の公立短期大学として、「三重短期大学の設置及び管理に関する条例」（根拠資料 1-2【ウェブ】）、「三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則」（根拠資料 1-3【ウェブ】）に基づき運営されている。日々の管理運営は「三重短期大学諸規程集」に掲げる各規程に基づいて行われるが、管理運営にかかわる方針については、教授会において審議の上、学長が決定している。

本学では、短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画を策定し、これまで複数回にわたって学科やコースの再編とカリキュラム改編等を実施してきている。2007（平成 19）年度には、大幅な学科改編を行い、法経科第 1 部に法律、経商の 2 コースを、生活科学科生活科学専攻に生活福祉・心理、居住環境の 2 コースを開設した。また 2016（平成 28）年度には、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系的見直しを行った。

2017（平成 29）年 6 月には、今後の志願者の安定的な獲得と、人材育成を通じた地域貢献の取組み強化を目的に、学長の指示の下、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任からなる「三重短期大学将来構想検討WG」の設置が、発展計画委員会および教授会で承認された。県内高等学校 2 年生等へのアンケートの実施（根拠資料 1-9【ウェブ】）を行いながら検討を重ね、同WGは「短期大学としての一層の充実」という方向性を決定し、その検討結果は 2018（平成 30）年 1 月に『三重短期大学将来構想検討WG協議内容中間報告書』（根拠資料 1-10）として学長から市長に報告された。

さらに 2018（平成 30）年 4 月には、前年度WGの検討結果を受け、学長から改めて平成 30 年度三重短期大学将来構想検討WGの設置が指示され、発展計画委員会および教授会で審議承認された。新たなWGの検討結果は、2019（平成 31）年 3 月に、『平成 30 年度三重短期大学将来構想検討WG報告書』（根拠資料 1-11）として発展計画委員会および教授会で審議承認され、2021（令和 3）年度からの食物栄養学科の新設と法経科第 2 部での長期履修学生制度の導入が決定した。さらに 2019（令和元）年 12 月には、2021（令和 3）

年度からの新体制に向けた3ポリシーの見直しやカリキュラム改編を検討した『短大充実案具体化のためのWG報告書』（根拠資料 1-12）が提出された。

また、2017（平成 29）年度からは、学長が本学の理念と目的に基づき、「教育と学生生活」、「研究活動」、「地域貢献」、「施設・設備」、「将来構想」についての当該年度の運営方針を「三重短期大学運営方針」（根拠資料 10-2）として策定し、発展計画委員会および教授会で審議承認を得たうえで、本学ホームページで公表すると同時に、入学時に全学生に配布する『学生便覧』（根拠資料 1-7）に掲載し、学生にも広く周知している。さらに、毎年度すべての新任教職員を対象にFD・SD活動推進委員会が実施する研修会の研修資料『ようこそ三重短期大学へ！』（根拠資料 1-8）にも「三重短期大学運営方針」を記載して、教職員への周知に努めている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学の管理運営にかかわる方針については、教授会において審議の上、学長が決定しているが、学長の採用については、設置者規則「三重短期大学人事に関する規程」（根拠資料 10-3【ウェブ】）第2条において、「選考によるもの」とされ、「教授会の議に基づき学長の定める基準により、教授会が行う」と定められている。学長の選考方法については、「三重短期大学学長選考基準」（根拠資料 10-4）に定められており、その第1条において、学長の選考は「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第2項の規定に基づき、この基準により教授会が行う」と定められている。また、学長の権限については、三重短期大学学則（根拠資料 1-4【ウェブ】）第40条で、「学長は、学務一般をつかさどり、所属職員を統督する」と定められている。

さらに、人事については、「三重短期大学人事に関する規程」（根拠資料 10-3【ウェブ】）に明文化されており、教員採用や昇任については、「三重短期大学教員選考基準」（根拠資料 6-6）ならびに「三重短期大学教員選考基準運用規程」（根拠資料 6-7）に基づき公正を期して行われている。

教育および学生支援面で学長を補佐する学生部長は、設置者規則「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-5）第11条第6項で、「教授、准教授又は講師をもって充て、

上司の命を受けて所管の学務を掌理し、所属職員を指揮監督する」と定められ、その任免については、「三重短期大学人事に関する規程」（根拠資料 10-3【ウェブ】）第 9 条で、「学長の申出に基づき、市長が行う」とされている。また、研究および地域貢献面で学長を補佐する図書館長は、「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-5）第 11 条第 7 項で、「教授、准教授又は講師をもって充て、上司の命を受けて所管の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する」と定められ、その任免については、「三重短期大学人事に関する規程」第 10 条（根拠資料 10-3）で、「学長の申出に基づき、市長が行う」とされている。学生部長および図書館長の選考は、いずれも教授会で行っている。

教授会の役割については、三重短期大学学則（根拠資料 1-4、第 47 条、第 48 条）および「三重短期大学教授会規程」（根拠資料 4-13）第 4 条において定められている。教授会は、「学長並びに本学に常勤する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織」され、「教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べる」ものとされており、学長は「教授会を招集し、その議長となる」一方、「教授会の意見を尊重しなければならない」と定められている。学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号により、学長が、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項は、以下のとおりである（根拠資料 4-13、第 4 条第 3 項）。

- (1) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の規定により、教授会の権限に属すること。
- (2) 学生の身分に関すること。（学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を含む。）
- (3) 教育課程に関すること。
- (4) 委員会の設置・改廃、組織及び運営に関すること。
- (5) 学則及び重要な規則の制定、改廃に関すること。
- (6) 入学試験・広報活動の基本方針に関すること。
- (7) 学生の厚生補導・キャリア支援の基本方針に関すること。
- (8) 内部質保証・自己点検評価・FD・SD 活動の基本方針に関すること。
- (9) 地域連携事業の基本方針に関すること。
- (10) 地域問題研究所の基本方針に関すること。
- (11) 附属図書館の基本方針に関すること。
- (12) 将来構想・計画に関すること。
- (13) 予算に関すること。

なお本学では、毎月第 3 木曜日に定例教授会が開催されるほか、入試時期や懸案事項がある場合には臨時教授会を開催し、そこで提出された意見を踏まえて学長が最終的な判断を行っている。

また、「本学の発展に関わる諸問題を総合的に判断し、併せて第 2 条に定める自己点検及び評価を行うため（根拠資料 1-4【ウェブ】、第 51 条）」に、発展計画委員会が設けられている。発展計画委員会の構成員は、学長、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、法経科長、食物栄養学科長、生活科学科長、地域問題研究所長、内部質保証推進委員会主査、FD・SD 活動推進委員会ワーキンググループ長および事務局長であり、本学の将来構想

に関わる事項、採用人事に関わる事項等が協議され、教授会における重要な審議事項に関する事前協議の場という機能も併せ持っている。

さらに、入学試験管理委員会、広報委員会、学務委員会、キャリア支援委員会、情報委員会、教養教育委員会、総務連絡調整会議、社会福祉実習委員会、栄養士実習委員会、内部質保証推進委員会、FD・SD活動推進委員会等の委員会により、目的達成の活動が行われている。このうち、発展計画委員会、入試管理委員会、総務連絡調整会議、内部質保証推進委員会、FD・SD活動推進委員会、地域連携委員会においては、学長が各組織の長を務めることにより、リーダーシップを発揮している。こうした管理体制や方針について、見直しの必要があると学長が判断すれば、発展計画委員会で協議の上、教授会に提起し、その議を経て、最終的に学長が決定することになる。

事務局長の業務に関しては、「三重短期大学の組織に関する規則」において、「事務局長は、事務職員をもって充て、上司の命を受けて校務等を掌理し、所属職員を指揮監督する」と規定され（根拠資料 10-5、第 11 条）、学長は管理運営全般について事務局長を通してリーダーシップを発揮する組織体制となっている。

なお、これとは別に、学長、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、事務局長、大学総務課長による執行部会議が、概ね月 2 回開催され、様々な懸案事項についての協議を行い、必要な事項については上記委員会や教授会へ諮るようにしている。執行部会議は学長の私的機関であり、規程等は存在しない。

上記のような組織体制の中、教職員は教授会および各種委員会において意見を述べ、必要に応じて対応策が検討される。また学生からの意見聴取は、「学生による授業評価アンケート」や「卒業生満足度調査」の定期的な実施によって行われているほか、学内に「意見箱」を設置して、大学総務課長が定期的に点検し、意見書の提出があった場合は、関係する委員会や学科等に対応策の検討を委ねている。さらに、ハラスメント防止対策委員会およびハラスメント事実調査委員会が設置されており、それぞれの規程に従い、教職員および学生から寄せられる相談案件に適切に対応している。

危機管理については、「特別警報及び警報発表時における授業及び登下校に関する内規」（根拠資料 10-6）、「三重短期大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程」（根拠資料 10-7）が定められており、また個別事例への対応については『三重短期大学危機管理事例対応マニュアル集』（根拠資料 10-8）にまとめられており、火災発生時や地震発生時、不審物発見時、新型コロナウイルス感染症発症者発生時等には、対応フローに従って速やかに対策を講じることになっている。

本学の管理運営組織図は根拠資料 5-6 に示すとおりである。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学は、地方公共団体が設置する短期大学のため、運営は地方自治法に基づき、歳入歳出予算については津市議会の議決を得て成立し、決算についても津市議会の決算委員会に報告され承認を得ている。

予算編成にあたっては、毎年度、市当局から示される予算編成の方針に基づき、各学科から提出された予算要求を事務局において取りまとめ、発展計画委員会での学内調整を経て教授会で全学に周知し、本学の予算原案として調製している。

学内で調製した予算原案は、その後、市財政部門との協議を経て市予算案として調製された後、議案として議会で審議、議決されることにより成立する。

令和5年度予算は予算総額 600,751 千円に対し、教職員の給与費 443,481 千円、非常勤講師の報酬、費用弁償 42,929 千円、図書館管理費 25,337 千円、地域連携センター運営費 4,479 千円、教員研究費 8,094 千円、施設の維持管理費 11,203 千円、その他事務経費 65,228 千円が内訳であり、これらは「財務に関する情報」として三重短期大学ホームページに年報を掲載し、毎年度更新を行っている。

予算執行にあたっては、「津市契約規則」（根拠資料 10-9【ウェブ】）、「津市会計規則」（根拠資料 10-10【ウェブ】）をはじめとする財務関係例規に基づき事務処理を行うとともに、予算執行権限は「津市事務専決規程」（根拠資料 10-11【ウェブ】）により、負担行為、支出命令等の稟議を行い会計管理室の審査を経て適正に執行している。

内部統制については、執行時の会計管理室における審査とともに、4名の監査委員による監査（常任監査委員1名、議会選出の監査委員1名、識見を有する者2名）により、毎年度、大学運営の状況、事業の実施状況等に対する決算審査及び定期監査が行われている。

監査結果については、「監査結果報告の提出について」（根拠資料 10-12）により報告がなされ、指導助言等には適切に対応し改善を図っており、毎年適正に行われている旨の評価がなされている。

決算審査の結果については「主要な施策の実績報告書」（根拠資料 10-13【ウェブ】令和4年度 pp.249-253）、「津市歳入歳出決算書」（根拠資料 10-14【ウェブ】）及び「津市歳入歳出決算附属書」（根拠資料 10-15【ウェブ】）にまとめられ、津市議会に議案として審議され、議決を経て決算認定され、その結果は広く市民に公表されている。

また、文部科学省に対しては学校基本調査に基づく報告（学校経費調査表A、財政計算書類様式5（根拠資料 10-16））を行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は市が設置した短期大学であることから短期大学事務局は、「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-5）に基づき、学長の権限に属する校務等を分掌させるため設置された大学総務課、学生部、附属図書館の3つの課等から構成する組織となっている。

事務局内には事務局長、事務局次長、大学総務課長、学生部長、図書館長、担当主幹又は担当副主幹、事務職員及びその他の職員が置かれている。

事務局の職員数は事務局長をはじめ事務局に正規職員13名、会計年度任用職員13名のほか、教育振興会の職員1名が業務に従事している。

業務内容の多様化、専門化に対応して「三重短期大学事務分掌規則」で事務局内の担当事務を明確にするとともに、「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-5）に基づき学内に各種委員会を設置し、多様化、専門化した課題の検討を行い学内の意思決定の迅速化、円滑化を図っている。

事務局職員は本学の独自採用ではなく、津市職員として採用された後に人事異動による配置によるものであり、昇任・昇格についても「津市職員の任免に関する規則」（根拠資料 10-17【ウェブ】）及び「津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」（根拠資料 10-18【ウェブ】）によるものである。

事務局の会計年度任用職員については、市人事課を通じて選考により採用している。

教員と職員の連携関係については、教務・学生支援・入試・研究支援・地域連携などの日常の教学運営について事務局の担当職員と関係教員の間で情報の共有を図り、協働して業務を行うなど、幅広い分野で行われている。

職員の評価及び処遇改善については、毎年度、人材育成シートを前期、後期の2回（会計年度職員は年1回）作成するとしており、自己点検、上司の評価及び調整者の評価を通じて、各自の目標の設定、達成度及び課題の検証を上司との面談を経て行うことで、業務の評価と職場における処遇の改善等に繋げている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学の事務局職員は全て市採用の職員であることから採用後、採用年数及び職位に応じた階層別研修をはじめ、各種事務処理、コンプライアンス、ハラスメント、メンタルヘルス等の実務研修、行政法等の法務能力研修等を計画的に受講し、事務局職員としての事務処理能力の向上はもとより地方公務員としての資質の向上に努めている。

また、外部機関の研修として、事務局長は全国公立短期大学協会幹部研修会において公立短期大学を取り巻く現状や動向についての研修を行い、他の公立短期大学との連携を深め、専門的知識の研鑽を深めている。入試・教務を担当する職員は、全国公立短期大学協会事務職員中央研修会、大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、東海・北陸・近畿地

区学生指導研究会などにおける研修をそれぞれ受講し専門的な知識を身につけるように努めている。

附属図書館の職員は、公立短期大学図書館協議会等が主催する研修会・勉強会・意見交換会への参加を通じて、図書館運営や図書館に係る最新の情報収集に努めることで大学運営をより一層効果的に行える資質の向上に努めている。

また、教員についても、各種専門分野における研修機会を通じた研鑽に努め資質の向上を図っている。職場研修として、学内のハラスメント防止対策委員会とFD・SDワーキンググループとの共同で毎年外部から講師を招いて研修を実施し、教員及び職員が参加することにより、課題事項について協働して大学運営が図られるように努めている。（根拠資料 8-26、根拠資料 2-10）

なお、事務局職員、専任教員、非常勤教員（会計年度職員）については、それぞれ人材評価を導入しており、評価結果のフィードバックによる資質の向上が図られている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学の管理運営にかかわる方針については、教授会において審議の上、学長が決定し、日々の管理運営は、「三重短期大学諸規程集」に掲げる各規程に基づき、三重短期大学学則（根拠資料 1-4【ウェブ】、第 50 条）に定められた各種委員会によって行われている。

大学運営の中心となる発展計画委員会、内部質保証推進委員会、学務委員会、キャリア支援委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、FD・SD活動推進委員会、栄養士実習委員会、社会福祉実習委員会、教養教育委員会、広報委員会、地域連携委員会、入学試験管理委員会、情報委員会、研究倫理委員会、図書館委員会、地研運営委員会は、毎年度始めに、前年度の課題や改善指摘事項等を勘案したうえで当該年度の目標、方針、年間計画、会議開催予定を検討し、「目標と計画」を策定している。また毎年度末には、当該年度の目標・計画の達成状況、来年度に向けての課題等を検討し、「総括」としてとりまとめている。いずれの報告書も、学長が委員長を務める内部質保証推進委員会に提出され、点検・評価を受け、必要な場合は改善事項が協議され、発展計画委員会で審議の上、各種委員会による大学運営の適切性について教授会で審議が行われる。

また、FD・SD活動推進委員会は『FD・SD活動報告書』を、地域連携センター（地域連携委員会）は『地域連携センター年報』を、地域問題研究所（地研運営委員会）は『地研年報』を、年間活動を総括したうえで作成している。内部質保証推進委員会では、これらの報告書の提出と各種委員会からの「目標と計画」および「総括」の提出を受けて、内部質保証推進の観点から、大学運営の適切性について総合的に点検・評価を行い、『自己点検・評価報告書』を作成している。

さらに本学では、本学の運営に関して広く学外の意見を聴くために、2018（平成 30）年度までは有識者懇話会が開催されていた。2019（令和元）年度からは、「自己点検・評価等の客観性・適切性を確保するために学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動及び学内運営全般に反映（「三重短期大学外部評価委員会規程」（根拠資料 2-7）、第 1 条）」させるために、外部評価委員会を設置して毎年度開催し、外部評価委員による本学の自己点検・評価活動および学内運営全般に関わる事項の検証を受けている。過去 5 年間における外部評価委員会の概要を表 10-6-1 にまとめて示す。なお、2020（令和 2）年度の外部評価委員会は当初 9 月開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、年明けまで開催を延期することとした。

表 10-6-1 過去 5 年間の外部評価委員会の概要

開催年月日	出席委員数	主な協議内容
2019（令和元）年 8 月 21 日	5 名	・推薦入試は、多様性を重視し、様々な地域の学生を受け入れるという意味でも、定員の半数が上限では。 ・歩留率がやや悪いのでは。原因分析が必要では。 ・広報には同窓生、特に社会人学生の卒業生のネットワークを活用すべきでは。 ・広報効果の面からも、校舎棟やトイレの整備は必要。 ・Wi-Fi 整備、体育館の冷暖房整備が必要では。 ・卒業生アンケートの回収率が低い。実施する意味を再検討すべきではないのか。
2021（令和 3）年 2 月 19 日	5 名	・社会人学生確保のため、「何が学べるのか」、カリキュラムの見せ方の工夫が必要ではないのか。 ・経済的に厳しい家庭への PR として、社会福祉協議会等へパンフを送付してはどうか。 ・栄養士の資格取得後、どのような仕事に就き、社会でどのように活躍できるのか明示が必要では。 ・出前講座や地域連携事業など、教員の活動をもっと対外的にアピールすべきではないのか。 ・保護者にとって、就職状況、資格取得状況は重要。
2021（令和 3）年 7 月 9 日	5 名	・退学者のフォロー、退学に至った学生の考え方を大学として把握する必要があるのでは。 ・精神疾患や発達障害を持った学生が増えている。相談体制を整えることが重要ではないか。 ・夜間の学生の安全確保のためにも、暗い部分への照明設備の整備が必要ではないか。 ・法経科第 2 部の志願者を増やす取り組みとして、高校だけでなく企業にも PR が必要ではないのか。 ・学生のためにも Wi-Fi 環境の整備の強化が必要では

		ないのか。
2022（令和4）年 7月28日	5名	・大学敷地内の定期的な草の刈り込みや、防犯カメラや照明の適切な設置が必要ではないのか。 ・「アセスメント・ポリシー」を確定し、大学ホームページに掲載すべきではないのか。 ・全国の定時制高校へのPRに加え、専修学校や通信制高校へのPRも行ってはどうか。 ・短期であってもインターンシップの単位化を検討してはどうか。 ・公務員対策を強化してはどうか。
2023（令和5）年 7月28日	5名	・18歳人口減少の中、三重短期大学のカラーをどのように出していくのか検討すべきではないか。 ・県内、特に中勢、南勢地域出身の学生確保に工夫が必要ではないか。 ・社会人学生について、「学びなおし」か「リスキリング」か、ターゲットを絞るべきではないか。 ・各科目の到達目標をディプロマポリシーとの関連を明確にして、シラバスに記載すべきではないか。 ・校舎棟トイレは整備されたが、来訪者の利用が多い管理棟のトイレの洋式化も必要ではないのか。

外部評価委員会による検証結果については、概要をまとめた「報告書」（根拠資料 10-19【ウェブ】）を作成し、直近の教授会で報告した上で、学内関連委員会等で可能な限りの実現や改善を協議し、「改善状況報告書」（根拠資料 2-8）を作成して、外部評価委員会での検証を経て教授会で審議承認の上、本学ホームページで公表している。2019（令和元）年度には、2021（令和3）年度から法経科第2部で導入される長期履修学生制度の広報対策について、「各市の公民館に案内パンフレットを置いてはどうか」との外部評価委員の意見を受け、法経科と広報委員会で審議のうえ、県内複数の公民館や図書館等にパンフレット設置を行い、現在も継続している。また2021（令和3）年度および2022（令和4）年度には、学生の安全確保のための学内整備について外部評価委員から意見を受け、死角をなくすための垣根の伐採や、防犯カメラ及びセンサー付きライトの増設を行った。さらに2022（令和4）年度には、法経科第2部の学生確保のため、専修学校や通信制高校への広報活動も強化すべきではとの意見を受け、広報委員会で検討し、全国の専修学校及び通信制高校200校あまりに『キャンパスガイド』を送付した。

また本学では、2010（平成22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、さらに2017（平成29）年度には公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、いずれも本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。2017（平成29）年度の認証評価では、3つの「努力課題」を指摘された。「法経科第1部及び生活科学科における現行の逆CAP制導入の問題と、法経科第2部における単位の実質化への改善」、「施設の老朽化」、「法令改正に適切に対応するための組織体制の整備を含めた改善」である。

内部質保証推進委員会（2017（平成 29）年度時点では評価委員会）では、2021（令和 3）年 7 月の改善報告書提出に向けて審議し、1 つ目の課題については学科会議、学務委員会、FD・SD 活動推進委員会で検討を重ね、2021（令和 3）年度から法経科第 2 部を含めた全学で CAP 制を導入し、履修指導をより徹底して単位の実質化を図ることを 2020（令和 2）年 5 月の教授会で決定した。

2 つ目と 3 つ目の課題については事務局長を中心に大学総務課で検討を重ね、「施設の老朽化」に対しては、2018（平成 30）年度および 2019（平成 31）年度に、校舎棟 1 階から 4 階のトイレ改修工事および体育館雨漏り修繕工事を実施した。さらに 2022（令和 4）年度には、校舎棟外壁等改修工事および校舎棟等空調設備改修工事が行われた。また 3 つ目の課題については、学長、事務局長、学生部、附属図書館、大学総務課の各部署間の連携について再確認を行い、法令改正への適切な対応にあつては、複数担当者での確認の徹底、主担当、副担当の設置等を行うとともに、事務局長以下、各部署責任者による連絡会議を定例開催し、業務の進行管理や情報共有を推進することとした。

以上のことから、本学においては大学運営の適切性について、定期的に点検と評価を行い、その結果をもとに改善と向上に向けた取組を行っている判断できる。

（２）長所・特色

本学の管理運営は市条例や学則、諸規定等において明確に定め、それらに基づき適切に行われている。2021（令和 3）年度には、食物栄養学専攻の学科化や法経科第 2 部の長期履修学生制度の導入をして、将来を見据えた対策を講じている。

また、広く学外の意見を聴くために外部評価委員会を設置し、検証結果に基づき実現や改善に努めている。

（３）問題点

職員が津市から派遣されている市職員であり、数年のサイクルで転出してしまうことから、SD 研修の実施や十分な引き継ぎ体制等、事務職員の質的向上に取り組むことが課題となっているため、市職員の長期間の短大配置あるいは専従職員の配置について人事部局へ要望すると共に、ミーティング等の実施により業務内容を共有して誰もが対応出来るよう改善に努める必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、教授会において大学全体の意見要望を取り入れながら、学長のリーダーシップのもと速やかな意思決定が図れる仕組みを構築しており、各委員会においては、より細やかな協議ができる体制ができている。また、危機管理についてもマニュアルを策定しており、危機発生時等には、対応フローに従って速やかに対策を講じる体制になっている。

予算決算については、津市の方針に基づき執行されており、市議会、会計管理室の審査、監査委員による定期監査により、適切に検証がなされている。

事務職員は津市職員として採用された後、人事異動により本学に配属されたものであり、教育研究を行う高等教育機関としての短期大学の管理運営を市条例や規則に基づき適切に執行している。

大学運営に関しては、広く学外の意見を聴くために外部評価委員会を設置し、検証結果について直近の教授会で報告し、可能な点については実現や改善に努めている。

以上のことから、大学運営について、短期大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点：設置者である県又は市の中・長期計画等にみられる短期大学の今後の展望

本学は津市が設置する短期大学であることから、市の一般会計予算に基づき運営を行っている。

市の最上位計画である津市総合計画第2次基本計画（2018～2027）では、計画の策定にあたって計画期間を見据えた歳入・歳出の推計が行われており、これに基づき計画期間10年間の展望がなされている。

その中で本学については、「三重短期大学は、今後の社会経済情勢に対応しながら、人材や地域とのつながりを育み、地域に根付き地域に開かれた高等教育機関としての役割を果たしていく」として位置づけがなされている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学は津市が設置する短期大学であることから、毎年度、市議会で承認された予算に基づき運営を行っており、また、土地、建物等の資産は津市に属し、地方自治法及び津市の条例等に基づき管理されている。

単年度の予算をみると歳入は学生からの授業料、入学検定料、入学料（以下「授業料等」という。）、証明手数料等のその他の収入及び市の一般財源を財源として経常的収入を確保している。2022（令和4）年度からは、ふるさと津かがやき寄付（ふるさと納税）を利用し、「希望する使いみち」に「三重短期大学応援」を追加し約180万円の寄付金を確保することができた。

また、施設の大規模な改修、情報システムの整備等に係る経費は、必要に応じて、政策的経費として市当局と予算協議を行い計上しており、教育研究活動については、これらの予算編成の中で大学運営との均衡を図りながら両立が図られている。

なお、過去3年間の歳入及び歳出の内訳（財源内訳）は表10-8-1の通りである。

教育研究活動に係る外部資金の獲得状況等については、毎年度、学術研究助成基金からの助成金の獲得や民間企業との共同研究を積極的に行うなど外部資金の獲得に努めてきている（助成金及び共同研究の実績は表 10-8-2、根拠資料 10-21）。

表 10-8-1 過去 3 年間の歳入及び歳出の内訳（財源内訳）

年 度	決算総額	授業料等	その他の収入	一般財源（公費）
令和 2 年度	552,538	255,329 (46.2)	10,664 (1.9)	286,545 (51.9)
令和 3 年度	576,493	248,469 (43.1)	3,751 (0.7)	324,273 (56.2)
令和 4 年度	776,639	240,886 (31.0)	198,811 (25.6)	336,942 (43.4)

単位：千円（千円未満は四捨五入のため概数）、カッコ内は歳入総額における割合（％）

表 10-8-2 過去 3 年間の助成金及び共同研究の実績

学科	研究費の内訳	2020年度			2021年度			2022年度		
		研究費 (円)	研究費総額 に対する 割合	教員 1 人 あたりの額 (円)	研究費 (円)	研究費総額 に対する 割合	教員 1 人 あたりの額 (円)	研究費 (円)	研究費総額 に対する 割合	教員 1 人 あたりの額 (円)
法経科	学内	研究費総額	4,928,000	100%	352,000	4,890,000	100%	365,000	4,890,000	100%
		経常研究費	3,080,000	63%	220,000	2,860,000	58%	220,000	2,860,000	58%
		学内共同研究費								
	学外	経常研究費	1,848,000	37%	132,000	2,030,000	42%	145,000	2,030,000	42%
		科学研究費補助金								
		政府もしくは政府関連 法人からの研究助成金								
		民間の研究助成財団 等からの研究助成金								
		奨学寄附金								
		受託研究費								
		共同研究費								
食物栄養学科	学内	研究費総額			3,040,000	100%	315,000	3,950,000	100%	315,000
		経常研究費			1,360,000	54%	170,000	1,360,000	54%	170,000
		学内共同研究費								
	学外	経常研究費			1,160,000	38%	145,000	1,160,000	29%	145,000
		科学研究費補助金			520,000	17%	—	1,430,000	36%	—
		政府もしくは政府関連 法人からの研究助成金								
		民間の研究助成財団 等からの研究助成金			0		—	0		—
		奨学寄附金								
		受託研究費								
		共同研究費								
生活科学科	学内	研究費総額	12,994,000	100%	302,000	2,520,000	100%	315,000	2,520,000	100%
		経常研究費	2,720,000	21%	170,000	1,360,000	54%	170,000	1,360,000	54%
		学内共同研究費								
	学外	経常研究費	2,112,000	16%	132,000	1,160,000	46%	145,000	1,160,000	46%
		科学研究費補助金	4,550,000	35%	—	0	0%	0	0%	—
		政府もしくは政府関連 法人からの研究助成金								
		民間の研究助成財団 等からの研究助成金	3,612,000	28%	—	0	—	0		—
		奨学寄附金								
		受託研究費								
		共同研究費								

[注] 1 「教員 1 人あたりの額」は、個人研究費を含まない。

2 「学外の経常研究費」は、教育振興会からの研究費・旅費補助を含む。

（２）長所・特色

本学は津市が設置者として管理運営の組織を有しており、おおむね入学定員を確保することで一定額の歳入を得ている。基盤的な財務については、市議会で承認された予算に基づき健全に運営を行っている。自己収入として、ふるさと津かがやき寄付（ふるさと納税）を利用し寄付金を確保している。

（３）問題点

施設の老朽化対策が重要となることから、設置者と協議して中・長期的な施設改修計画を作成し財源を確保するとともに、教育環境整備に努めることが課題である。学生の安全確保、環境改善を最優先に必要な施設整備を行っており、2019（令和元）年度には校舎棟便所の洋式化及び多目的便所の設置、体育館の雨漏り改修を実施、2022（令和4）年度には校舎棟外壁等改修工事および校舎棟等空調設備工事を実施している。今後、効率的かつ効果的に施設整備を実施していくよう市当局と十分な協議を行う必要がある。

（４）全体のまとめ

本学は津市が設置者として管理運営の組織を有しており、おおむね入学定員を確保することで、一定額の歳入を得て基盤的な財務については健全運営をしている。歳入は学生からの授業料等の収入及び市の一般財源を財源として経常的收入を確保している。また、科学研究費やふるさと納税による外部資金の獲得にも努めており、教育研究活動の財源確保に努めている。

以上のことから、財務について、短期大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが適切であるといえる。

終章

1952（昭和 27）年の開学以来、本学は社会や学生のニーズに応えるために、学科、専攻、コースの編成や、カリキュラム編成の検討と改編を様々に行ってきた。また、地域社会への貢献を標榜して地域連携センターや地域問題研究所を創設し、本学教員の教育研究の成果を発信し、知的資源の地域への還元に努めてきた。

2016（平成 26）年度には、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の 3 つのポリシーを策定・公表するとともに、学生による授業評価アンケートや公開授業、非常勤講師との懇談会等の F D ・ S D 活動を充実させ、教育の質保証システムを構築する努力を重ねてきた。

一方、18 歳人口の減少や、四年制大学への進学希望者の増加と短期大学への進学希望者の減少、高等教育修学支援新制度や新入試制度の導入等、大学を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。こうした状況の中で本学の魅力を発信し、優秀な学生を確保するために、教員による高等学校の個別訪問の実施や『キャンパスガイド』の充実、ホームページの刷新などを行い、受験者数の確保に努めている。今後も継続的に細やかな取り組みが必要であると認識している。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会答申）において、「大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要」とされているとおり、自己点検・評価は次回認証評価受審に向けた準備ではなく、研究・教育の質保証、内部質保証のために各大学が自発的に実施する自己検証と位置付けている。これまで 2 回受審した認証評価ではいずれも「適格」の評価を受けたが、同時に評価機構から提起された努力課題や今後の大学運営に向けたアドバイス、外部評価委員からの意見等は、自己検証の際の客観性確保のための貴重な検証指標の一つとして、次の自己点検・評価に活かしていくべきものと考えている。

本学は、開学以来半世紀以上にわたって法経科と生活科学科の 2 学科体制を維持してきたが、将来構想を検討する学内 W G と発展計画委員会および教授会での審議を経て、2021（令和 3）年度から新たに食物栄養学科を設置して 3 学科体制となった。また、法経科第 2 部の定員は 1969（昭和 44）年以来ずっと 150 名を維持してきたが、2021（令和 3）年度から定員を 50 名削減して 100 名とし、同時にリカレント教育のニーズに応えるため、仕事や介護、子育てなど、多様な事情を抱えながら学ぶ幅広い年齢層の学生を受け入れる長期履修学生制度を開始した。

2021（令和 3）年度からは従来の評価委員会を内部質保証推進委員会に改め、より良い質保証システムの構築に努めているところである。新体制に移行して 3 年が経過しつつあり、内部質保証推進委員会を中心とした P D C A サイクルの運用が順調に進み始めていると認識しているが、今般の自己点検・評価を通して本学の現状と課題を再認識し、地域社会に求められる公立の短期大学として一層の発展に向けて、内部質の向上に力を尽くしたい。